令和2年第422回定例会

矢吹町議会会議録

令和2年9月11日 開会 令和2年9月24日 閉会

矢 吹 町 議 会

令和2年第422回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月11日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
職務のため出席した者の職氏名·······2
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発言取消しの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸報告
監査報告5
組合議会報告 7
議員派遣報告······7
町政報告7
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案の上程、説明(議案第 3 6 号~議案第 4 3 号、認定第 1 号~認定第 8 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
散会の宣告····································
第 2 号 (9月14日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員····································
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名17
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・18
開議の宣告・・・・・・・・・・19
一般質問
芳 賀 慎 也 君
関 根 貴 将 君
富 永 創 造 君

髙 久 美 秋 君
会議時間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
藤 井 源 喜 君
散会の宣告····································
第 3 号 (9月15日)
議事日程
本日の会議に付した事件·····69
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
職務のため出席した者の職氏名······69
開議の宣告········7 1
一般質問·······7 1
鈴 木 浩 一 君
三 村 正 一 君
加藤宏樹君
会議時間の延長・・・・・・・・・116
堀 井 成 人 君
散会の宣告····································
第 4 号 (9月16日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 123
職務のため出席した者の職氏名····································
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一般質問····································
安 井 敬 博 君
青 山 英 樹 君
会議時間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
総括質疑····································
議案・陳情の付託····································

散会の宣告·······1	5 8
第 5 号 (9月24日)	
議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	6 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	6 0
職務のため出席した者の職氏名	6 0
開議の宣告・・・・・・・・・・・1	6 1
議事日程の報告・・・・・・・1	6 1
議案第37号、第39号、第40号の委員長報告、質疑、討論、採決1	6 1
議案第36号、第38号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決1	6 2
議案第42号、第43号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決1	6 4
議案第41号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報	
告、質疑、討論、採決	7 3
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7 7
同意第16号の上程、説明、採決1	7 7
諮問第4号の上程、説明、採決······1	7 8
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
閉会中の継続調査の申出について・・・・・・・・・1	8 0
議員の派遣について	8 0
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8 1
署名議員	8 3

令和2年9月11日(金曜日)

(第 1 号)

令和2年第422回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月11日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確 保を求める意見書(案)

日程第 6 議案の上程

議案第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号 認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	三	村	正	_	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
11番	青	Щ	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
13番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 君 副 町 長 藤 田 豊 君

教 育 長 鈴 木 健 生 君 代表監査委員 佐 藤 昇 一君

まちづくり 推進課長 山野辺 企画総務課長 佐 藤 豊 君 幸徳君 会計管理者兼 税務課長三 瓶 貴 雄 君 小 針 良 光 君 総合窓口課長 産業振興課長 稔 君 保健福祉課長 泉 Ш 兼農業委員会 佐 藤 彦 君 浩 事務局長 教育次長兼 阿 部 都市整備課長 福 也 君 正 人君 田 和 子育て支援 課 長 国 井 淳 一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開会の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第422回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) これより会議を開きます。

◎発言取消しの報告

○議長(角田秀明君) 日程に入る前にご報告いたします。

さきの第421回矢吹町議会定例会で審議されました発議第6号 専決事項の指定についての一部改正する件の質疑及び討論において、発言された内容の一部に発言内容誤り及び不適切な発言があったことから、議会運営委員会を開催し、その取扱いについて協議をいたしました。

協議の結果、その該当部分を取消報告することで協議がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、発言された議員へその内容を確認し、了解を得ております。

発言の内容の誤りにつきましては、熊田宏議員が発言しました、「たしか、東日本大震災以前は500万でしたか」で始まり、「認識しております。」までの一文。

不適切発言については、関根貴将議員が発言しました、「それでも町民の期待という風を帆で受け」から始まり、「手でこげと言うつもりですか。」までの2文と、「もう一度言います」から始まり、「私は思います。」までの4文であります。

以上で報告を終わります。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(角田秀明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 鈴 木 浩 一 君

8番 三 村 正 一 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(角田秀明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果につ

いて報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) 議場の皆さん、おはようございます。

第422回矢吹町議会定例会が本日9月11日に召集になりましたので、これに先立ちまして、9月9日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出がありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日9月11日から9月24日までの14日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開催し、その対応について協議を することといたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(角田秀明君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日9月11日から9月24日までの14日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月11日から9月24日までの14日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長(角田秀明君) 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、決算書、事務報告書、本定例会提出事件書、第6次矢吹町まちづくり 総合計画後期基本計画(案)、例月出納検査結果報告書、財政的援助団体等監査結果報告書、一般会計、特別 会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村 及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、陳情書、議案等説明のため出席を求めた者の報告書並びに福島県町 村議会議長会令和元年度定期総会及び白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写しは、お手元 に配付してあるとおりであります。

訂正いたします。

先ほど、令和元年と申し上げましたが、令和2年度定期総会であります。お直しいただきたいと思います。 次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第5号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書につきましては、6月22日付で各関係機関に送付をいたしました。

◎監査報告

○議長(角田秀明君) これより、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果、令和元年度一般会計、 特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹 町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。よろしくお願いします。

〔代表監查委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員(佐藤昇一君) 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに令和元年度決算審査と、その決算審査 に併せて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

令和元年度5月分及び令和2年度5月分の出納については6月25日に、令和2年度6月分の出納は7月21日に、7月分出納は8月25日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、令和2年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月22日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び都市整備課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、お手元の資料に記載の 指定管理施設を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督を7月7日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をご覧いただきたいと思います。

続きまして、令和元年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は、7月27日、28日、29日、30日、31日、8月3日の6日間で行いました。

審査結果ですが、令和元年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書に記載のとおり、一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に移行したまちづくりを実現するため、国の動向や厳 しい財政状況を踏まえ、第6次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組ま れ、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、唯一の自主財源である町税が前年比1.7%増加しているものの、今後とも 累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字 比率は算出されないものの、実質公債費比率が12.0%となっており、単年度の比較でも、前年より減少傾向に ありますが、今後も引き続き適切な財政運営を期待します。

さらに、将来負担比率が103.7%となっており、前年と比して5.5%減少しており、再生計画による基準数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認められますが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたいと存じます。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計については、いずれも資金不足がなく、 経営はいずれの会計も良好な状態にあると認めますが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に基 づいた安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計等決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。

続きまして、令和元年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

7月22日に審査を行いました。

審査の結果ですが、意見書1ページ記載のとおり、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、 決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処 理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。

なお、意見書に記載しましたが、令和元年度決算では、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、 以前に比べ給水量は期待できない状況にあり、こうした給水収益の伸び悩みとなっているものの、営業外収益 の増加により、1,212万4,000円の純利益となっております。

当年度純利益については、全額翌年度に繰り越す予定でありますが、これまでにも相当な剰余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営を望みます。

本年度は、有収率が昨年を僅かに下回るものの、安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に 努めていただきたいと存じます。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行に伴う会計 処理については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行処理の充実をお願いいたします。

併せて、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、

当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化・合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算等審査意見書をご覧いただきたいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算については、配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに令和元年度各会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長(角田秀明君) 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長(角田秀明君) 次に、私から福島県町村議会議長会令和2年度定期総会についてご報告いたします。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による審議となりました。審議議案についてでありますが、報告1件、議案5件であります。

報告第4号については、2月の総会以降において異動があった役員についての報告であります。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として各地方町村議会議長会から提出された23件の議題について 審議され、全件、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号決議、第6号及び第7号の特別決議についての提案があり、原案のとおり決議されました。 最後に、議案第8号 実行運動方法につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、令和2年8月5日に開催されました令和2年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてご報告をいたします。

本定例会には、条例の一部を改正する条例の議案と水道用水供給事業会計決算認定に関する議案の2件及び報告2件が提案され、原案のとおり可決、認定されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧いただきたいと思います。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長(角田秀明君) 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣についての報告をいたします。 派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終了します。

◎町政報告

○議長(角田秀明君) 日程第4、これより町政報告を求めます。 町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 皆さん、おはようございます。

第422回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ議員の皆様に感謝を申し上げます。 それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第422回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

まず、1ページをご覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、町民の皆様には、新しい生活様式の実践、施設の利用制限など様々なご協力をいただいておりまして、心から感謝申し上げます。また、引き続き、最前線で懸命に尽力しておられます医療機関等の関係者の皆様をはじめ、感染対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいております事業者の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症関連についてでございますが、今年は、コロナ禍の中で迎えた最初のお盆となりました。高齢者への感染の懸念から、通常とは異なる状況でありました。しかしながら、8月の夏休み期間は、人の移動や交流が少なからず活発したということから、しばらくの間は、危機感、危機意識を高めて行動する必要があると認識しております。

4月4日に県内13例目、そして町内1例目となる感染者が確認されてから、その後、新たな感染者が発生していない状況が続いております。本町では、大幅な感染拡大は抑えられております。感染拡大の防止につきましては、積極的に取り組んでいただいている町民の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

町民の皆様には、これまで防災無線やホームページ、広報等によりまして、感染拡大防止対策について呼びかけを継続して行ってきたところでございます。手洗い、咳エチケット、小まめな換気、身体的距離の確保、3密の回避等、新しい生活様式の基本を継続し徹底することが、感染拡大を防ぐ有効な手段でありますので、ご自身のため、ご家族のため、地域のため、注意していただきますよう、切にご協力をお願いいたします。

今後も、国や県の動向を踏まえまして、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、いつもの日常を一日も早く取り戻す、このために全力で取り組んでまいります。

次に、特別定額給付金についてであります。

基準日4月27日における本町の給付対象者数は17,252人であり、各世帯主には5月19日に申請書を発送し、申請期限の8月20日までに、1人につき10万円の給付金を6,699世帯、17,229人分、17億2,290万円を交付いたしました。なお、給付率は約99.8%となっております。

次に、矢吹町の新型コロナウイルス感染症経済対策事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金につきまして、融資のタイミングを見極めているとの相談等を10件受けましたが、8月末現在、これについては、申請の受付はない状況であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金につきましては、6月12日に、雇用調整助成金の上限額の引上げ及び助成率が拡充となる特例措置が実施され、国から助成率10分の10の助成金が受給可能となったことから、本町では、8月末現在、1事業者に対して、3か月分として50万円の交付となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、8月末現在で194事業者に対して、1,746万円の給付を行っております。なお、矢吹町商工会及び町が、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を実施している店舗として確認し認定する「矢吹町店舗応援キャンペーン」につきましては、8月末現

在で54店舗に認定証を交付しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況、町内事業所の実情を把握しながら、経済活動の支援に努めてまいります。

4ページをご覧ください。

次に、令和元年台風第19号関連についてであります。

災害廃棄物処理等の進捗状況についてでありますが、寺内地内に仮置きいたしました稲わら及び流木等、土砂混じり瓦礫及びコンクリートがらの災害廃棄物搬出、処分業務委託並びに三神地内の被災された建造物等5件の解体工事について、7月下旬に完了いたしました。なお、被災された建造物の解体廃棄物の仮置場として使用した三城目集落センターグラウンドの原状回復工事については、7月下旬に発注しておりまして、9月末の完了を目指しております。

次に、5ページをご覧ください。

復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてでありますが、矢吹町複合施設整備事業につきましては、7 月末に建設工事が完了し、関連する本町7号線道路改良舗装工事及び板塀設置工事につきましては、9月末の工事完成に向け、鋭意施工中であります。なお、10月14日に複合施設のプレオープニングセレモニーを予定しておりまして、同日より、町民の皆様にも、この施設をご利用いただけるよう準備を進めてまいります。

次に、6ページをご覧ください。

白河地方広域市町村圏矢吹消防署の落成式についてでありますが、8月21日、鍋内地内において、矢吹消防署の落成式が盛大に開催されました。新庁舎は、訓練施設等の充実や車両までの動線を考慮した出動準備室が設置されるなど、機能的な執務環境が備えられております。

今後、本町と一層の連携を図りながら、防災、救急救命の拠点として、引き続き地域に密着した身近な消防として、管内住民の生命、身体、財産を火災や地震、水害等の災害から守っていただくことに期待しているところであります。

ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告を申し上げました。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げまして、私からの町政報告とさせ ていただきます。

その他の14項目につきましては、お手元に配付いたしました第422回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 以上で、町政報告は終了いたします。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第5、これより発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番(藤井源喜君) 議場の皆さん、おはようございます。

発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)について説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっていると考えられます。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要の対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない、厳しい状況になることが予想されます。

以上のことから、国に対し、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の5つの事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

- 1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、 臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補塡措置を講じるとと もに、減収補塡債の対象となる税目についても地方消費税を含め、弾力的に対応すること。
- 4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。
- 5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却 資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、 本来、国庫補助金等により対応するべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了す ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。 ご苦労さまでした。
- ○4番(藤井源喜君) ありがとうございました。
- ○議長(角田秀明君) これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方 税財源の確保を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書は提出することに決しました。

◎議案の上程、説明(議案第36号~議案第43号、認定第1号~認定第8号)

○議長(角田秀明君) 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第36号、37号、38号、39号、40号、41号、42号、43号、認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、ご説明いたします。

初めに、議案第36号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

次に、議案第37号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、 国の幼児教育・保育の無償化に先行して実施しておりました町独自の幼稚園預かり保育料の一部無償化につきまして、国の無償化制度へ移行したため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、災害公営住宅の入居者について、一般公募を進めるため、福島県の方針に基づき、段階的に募集対象を拡大するため、入居資格者の特例に、町外の東日本大震災の被災者等が入居することができる規定を追加するものであります。

また、公営住宅法の改正に伴い、規定の追加等を行うものであります。

次に、議案第39号 矢吹町複合施設条例についてであります。

本案は、「集い・学び・遊び・育むフロンティア広場」をキャッチフレーズとし、様々な世代の方々に利用される中心市街地のにぎわい創出の拠点として、本町地内に矢吹町複合施設を設置するため、公の施設として、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

当該施設は、公民館機能、そして観光交流機能、図書館機能、子育て世代活動支援機能の4つの機能が複合化、集約化されておりまして、施設の名称及び位置をはじめ、開館時間や休館日、施設使用料等を定めるとともに、施設の管理方法等について定めるものであります。

次に、議案第40号 第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画についてであります。

本案は、令和2年3月に暫定版として策定した第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画につきまして、

私の公約の反映や、それに伴う事務事業の追加、統合、廃止等の調整を行い、確定版として後期基本計画を定めるものであります。

これまで、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の検証に加え、各課とのヒアリングを通じた現状分析や課題抽出などの作業を行い、矢吹町まちづくり総合審議会の答申を受けて、計画案を取りまとめたところであります。

今回、提出いたしました第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画は、16の政策、34の施策、175の事務事業を、「人」、「支えあい」、「子ども」、「仕事」、「くらし」、「人口減少対策」、「計画実現のために」の7分野に分類し、町の目指すべき方向や各分野における指針を示したものであります。

特に、私の公約の実現にも直結いたします5つの重点プロジェクトとして位置づけております公共交通推進事業、企業誘致促進事業、そして待機児童解消加速化事業、学校給食運営事業、これは仮称でありますが、新田園都市構想事業につきましては、その実現に向け、今後、私自らが積極的に町民の皆様からご意見をいただく機会を早急に設け、要望等を直接把握し、計画に反映しながら各事業を確実に実行していく考えであります。5つの重点プロジェクト及び175の事務事業を遂行することにより、将来にわたり、「幸せが実感できる町」、そして「選ばれる町」、そして「町民の皆様が誇れる矢吹町」の実現を確実に目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、議案第41号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)についてでありますが、本案は、規定の 歳入歳出予算にそれぞれ8億3,397万円を追加いたしまして、総額を109億6,885万4,000円とするとともに、地 方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税9,269万1,000円、国庫支出金3億3,580万1,000円、県の支出金1億3,112万円、繰越金2億5,000万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容は、総務費が歳計剰余金処分により係る公共施設等整備基金原資積立金等により8,141万9,000円の増額、民生費が待機児童解消加速化事業等により9,581万5,000円の増額、商工費が経済対策に係る商品券事業等により1億9,415万1,000円の増額、そして、土木費が歳計剰余金処分に係る総合運動公園用地取得償還金等により2億3,760万9,000円の増額、教育費が教育情報化推進事業等により1億644万2,000円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに緊急浚渫推進事業債を500万円追加するとともに、臨時財政対策債を1,023万6,000円減額しまして、農業施設災害復旧事業債を1,620万円増額するものであります。

次に、議案第42号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、規定の歳入歳出予算にそれぞれ611万4,000円を追加いたしまして、総額を17億5,930万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金6,481万3,000円を増額し、国民健康保険税4,653万7,000円、繰入金1,216万2,000円を 減額するものであります。

歳出の内容は、国民健康保険事業費納付金、これを611万4,000円増額するものであります。

次に、議案第43号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、収益的収入につきましては、規定の額に200万円を増額し、収入予算総額を4億875万2,000円とし、収益的支出

につきましては、規定の額に200万円を増額し、支出予算総額4億3,970万3,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益200万円を増額するものです。

支出の内容につきましては、営業費用200万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和元年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、雇用、所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復基調が続いています。これはあくまで令和元年度の話ですね。今後、少子高齢化、人口減少が進む中、人手不足を克服し、日本経済の潜在成長率を高めていくために、技術革新や人材投資などによって生産性を大幅に向上させるとともに、多様な人材に活躍の場を広げていくことで、持続的な経済成長につながるものと期待されております。

また、政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとしています。このため、「経済財政運営と改革の基本方針」、そして「成長戦略実行計画」、これらに基づきまして成長と分配の好循環の拡大を目指して、誰もが活躍でき安心して暮らせる社会づくりのために、全世代型の社会保障を実現するとしております。

さらに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を迅速かつ着実に実行するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に必要かつ十分な経済財政対策を行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へ導くとしております。

こうした状況の中、令和元年度は矢吹町の復興計画の発展期の2年目ということで、東日本大震災からの復興・創生に最優先に取り組むとともに、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画の最終年度として、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現へ向け、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指しまして、各種事業に取り組みました。中でも、中心市街地の復興・まちづくりの推進として、矢吹泉崎バスストップの共用開始や、複合施設の整備が進むなど、発展に向けた基盤づくりが大きく前進いたしました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、地方特例交付金が国の幼児教育保育の無償化による減収補 填により263.3%の増、そして、地方交付税が令和元年台風第19号災害措置及び道路側溝堆積物撤去処理事業 等によりまして68.9%の増、国庫支出金が社会資本整備総合交付金事業補助金等の増により60.1%の増、繰入 金が財政調整基金繰入金等の減により78.9%の減、町債が都市再生整備計画事業債の減により49.0%の減とな りました。

一方、歳出面でございます。

総務費が財政調整基金積立金等の増により21.5%の増、農林水産業費がため池放射性物質対策及び産地パワーアップ事業補助金等の増により17.6%の増、商工費が地域ブランド化推進事業等の増により37.2%の増、そして、土木費が都市再生整備計画事業等の減により30.7%の減、災害復旧費が令和元年台風第19号災害復旧の増により4,038.4%という増となりました。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入は95億1,408万7,000円、歳出は83億1,025万4,000円、差引きで12億383万3,000円の黒字決算となりました。

今後の財政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取組を進めまして、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。 令和元年度矢吹町の国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和元年度における決算額は、前年度対比で歳入6.3%、歳出5.1%の減額となりました。また、被保険者の主な医療費については、被保険者数が減少傾向にある中で、前年並みとなりました。

平成30年4月からは新たな国民健康保険制度がスタートしております。新制度では、福島県が財政運営の責任主体となり、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課収納及び保険事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営等を担う役割分担により、事業を実施しました。

予防事業では、人間ドックや医療費通知、広報誌・パンフレットによる啓発活動を実施いたしました。

保健事業では、矢吹町データヘルス計画に基づきまして、特定健診未受診者対策事業により疾病の早期発見・早期治療の必要性を周知し、特定健診受診率の向上に努めました。さらに、有所見者を対象に、生活習慣病重症化予防のための保健指導教室の開催、保健師による個別保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を行いました。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入が18億3,931万6,000円、歳出が17億7,450万1,000円、差引きで6,481万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。 令和元年度の矢吹町公共下水道事業の特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努めまして、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を行いました。

令和元年度は、一本木地内における道路、管路延長457.5メートルを新たに整備いたしました。また、舗装本復旧工事を八幡町地内において171.7メートル、1,415.5平方メートル、一本木地内において227.5メートル、685.4平方メートルを実施いたしました。

令和元年度末現在、公共下水道受益地5,245世帯の水洗化可能世帯のうち4,256世帯が排水設備工事を行い、 区域内の水洗化率は81.1%となりました。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入が5億6,208万8,000円、歳出が5億6,083万円、差引きで125万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 令和元年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。 令和元年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

町が宅地分譲を行い設置した公園及び緑地において、定期的な巡回点検等の維持管理を行いました。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入が37万4,000円、歳出はゼロ円、そして、差引き37万4,000円の黒字決算ということになりました。

次に、認定第5号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。 農村生活環境の向上と、自然環境の保全並びに公共用水域の水質の改善を図るため、5つの地域に整備した 農業集落排水処理施設の経費縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農 村社会の形成に努めております。

令和元年度は、農業集落排水処理施設機能強化事業により、本村地区及び三城目地区処理場内の機械器具を 更新いたしました。

令和元年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区、合わせて753世帯の水洗化可能世帯のうち606世帯が排水設備工事を行いまして、農業集落排水整備区域内の水洗化率は80.5%となりました。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入が3億6,590万8,000円、歳出が3億6,484万円、差引きが106万8,000円の黒字決算となっております。

次に、認定第6号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和元年度の矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和元年度は、第7期の介護保険事業計画2年目としての事業運営を行いました。

保険料につきましては、第6期から据え置き、基準年額が6万5,900円とし、現年度分の収納率は99.5%となりました。

保険給付につきましては、給付費の総額が前年度より4.1%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅サービス給付費38.9%、地域密着型サービス給付費が13.0%、施設サービス給付費が41.1%、その他7.0%となりまして、施設サービス給付費の割合が増加してございます。

要介護認定状況につきましては、65歳以上の高齢者の14.7%が認定を受けておりまして、前年度より認定率が0.2%上昇してございます。

また、令和元年度は、新たな取組として「飲まない・吸わない・賭けない」という日本健康麻将協会のマナーやルールの下、健康麻雀交流会を開催し、高齢者の閉じ籠もり防止と介護予防に努めました。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入が14億9,137万1,000円、そして、歳出が14億5,639万7,000円、そして、 差引きで3,497万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。 令和元年度の矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福 島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。

75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入しまして、原則として県内で同じ保険料率が適用されまして、個人ごとに算定し、年金からの差引きにより特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が 1割となってございます。

なお、令和元年度の決算収支は、歳入が1億7,887万5,000円、それで、歳出が1億7,879万9,000円、差引き 7万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号でございます。令和元年度矢吹町水道事業会計決算認定についてでありますが、令和元年

度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,240戸で、前年度に比べ38件、0.72%減少いたしました。

給水人口は1万6,076人で、前年度に比べ117人、0.72%これも減少となりました。

水道利用状況は、配水量が187万8,378立方メートル、有収水量が156万2,414立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、収入総額が3億9,790万4,311円でございまして、前年に比べて399万4,203円、0.99%の減少となりました。主に、ほかの会計負担金高料金対策分の繰り出し基準見直しの減少によるものであります。

支出総額は3億8,578万662円でございまして、前年に比べて147万7,094円、0.38%の減少でございます。主 に、維持管理費の見直し削減等の推進、それから企業債償還金終了に伴う減少によるものでございます。

この結果、収支差引き額1,212万3,649円が当年度の純利益となります。

資本的収入につきましては、収入総額1億4,872万9,200円に対し、支出総額が2億4,063万385円となりまして、9,190万1,185円の収支不足額が生じましたが、これにつきましては消費税調整額と過年度損益留保資金で補塡いたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管新設工事を実施するなど効率的な整備を行いまして、安全で安心な 水道水の供給に努めております。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、11時15分より議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。 本日は大変ご苦労さまでございました。

(午前11時04分)

令和2年9月14日(月曜日)

(第 2 号)

令和2年第422回矢吹町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和2年9月14日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質	間										
は日の会議に付した事件 議事日程に同じ											
出席議員(14名)											
1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	三	村	正	_	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
11番	青	山	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
13番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君
欠席議員(なし) 											
町	長 蛭	田	泰	昭	君	副町長	藤	田		豊	君
教 育 县	 鈴	木	健	生	君	企画総務課長	佐	藤		豊	君
まちづく! 推 進 課 !	111 4	予 辺	幸	徳	君	税務課長	Ξ	瓶	貴	雄	君
会計管理者 総合窓口課 !	//\	針	良	光	君	保健福祉課長	泉	Ш		稔	君
産業振興課 兼農業委員会 事務局	会 佐	藤	浩	彦	君	都市整備課長	福	田	和	也	君
教育次長,教育振興課長	1/11	部	正	人	君	子育て支援 課 長	玉	井	淳	_	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

出席議員が定数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(角田秀明君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は、一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。

質問時間 3分前には呼び鈴を 1 回鳴らし、30分終了時には終了鈴を 2 回鳴らし、質問の途中であっても、質問は打切りとしますので、ご了解ください。

なお、一般質問は、登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、 答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長(角田秀明君) 通告1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番(芳賀慎也君) 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を捧げます。また、各地で治療や感染予防に力を注がれている皆様に感謝と尊敬の意を表します。

また、昨年の台風19号の被害に遭われた方々へ心よりお見舞い申し上げ、一日でも早い復旧を願います。 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく3つの質問がございます。

まず1つ目ですが、高齢者福祉について。

今年度は、第8次矢吹町高齢者保健福祉計画、矢吹町第7期介護保険事業計画の見直しの時期となっております。今後、高齢者社会が進むにつれ、体の病気や介護度が上がっていく方も増えていきますが、それに比例して、医療費や介護保険費といった社会保障費も増大してまいります。もちろん社会保障費の財源の中には税

金も含まれておるわけですが、そういった費用を少しでも抑えるためにはどうすればいいのか、それは高齢者の健康寿命を延ばしていくことが重要なのではないでしょうか。元気で活気あふれるお年寄りを増やしていくことが、結果的に医療費や介護保険費を抑えることにつながってまいります。

高齢者が元気に安心して暮らせる町をつくるために、生涯、心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めるために、現在行っている町の取組についてはどのようなものがございますでしょうか。

また、その取組に対する現時点での効果が数値や結果として出ているのかをお尋ねいたします。 高齢者福祉の問題の2つ目です。

超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の独り暮らしの問題がございます。平成30年3月に発行されました 矢吹町第7期介護保険計画のアンケート調査の時点では、高齢者の独り暮らしの割合が高齢者全体の14.6%と なっております。今後さらに増えてくるであろう高齢者の独り暮らしの方への見守りや認知症予防等の支援が 重要になってくると思われます。矢吹町第7期介護保険計画の中でも、高齢者が現在必要としているサービス、 支援の中に見守りや声かけが欲しいとの声が上位に上げられております。高齢者の独り暮らしの方が生活して いく中で、今後困ってくることが多数出てくると思いますが、そういった方々のニーズをしっかりと把握し、 そしてしっかりと受け止めるために、今後、町としてどのように対応していくのかお伺いいたします。

高齢者福祉、3つ目の質問に移ります。

高齢者が地域の中で安心して元気に生活ができるように、高齢者の交通手段の確保が必要であると考えますが、現在利用可能な交通手段はどのようなものがございますか。

また、高齢者専用の小型バスの運行などがあれば便利であると思いますが、今後、そのような考えはございますでしょうか。

これからの高齢化社会に向けて、人に優しいまちづくりを進めるためには、高齢者福祉の充実は町の最重要 課題の一つではないのかと考えております。

続きまして、大きな2つ目の質問に移らせていただきます。

矢吹町学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてですが、コミュニティ・スクールとは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める法律、地方教育行政法第47条の5に基づいた仕組みであり、本町でも平成31年4月からスタートしておりますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の施策にも挙げられております魅力ある教育の推進の中のコミュニティ・スクール推進事業の具体的な目的、目標、今後どのような取組が行われて、学校の教育課程とどのように関連づいていくのかをお伺いいたします。

コミュニティ・スクールについて2つ目の質問に移ります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民がパートナーとして連携、協働して取り組んでいくものとありますが、地域住民の方々の人選はどのようにして取決めしていくのかお伺いいたします。また、その任期等は決まっているのでしょうか。

それでは、最後に3つ目の質問に移ります。放課後児童クラブについて。

現在、矢吹小、善郷小の高学年11名の児童クラブの生徒が、児童クラブの定員超過による待機児童解消の理

由から、臨時で中畑公民館に開設した児童クラブへバスで移動し、利用している状況でございます。来年度からは、矢吹小学校の3階の空き教室が児童クラブで利用可能であるとのことで、今年4月に我々議員のほうも実際見学させていただいておりますが、矢吹小の空き教室が使えるということで、矢吹小の児童クラブの生徒はいいのですが、現在、中畑公民館に通っている善郷小学校の生徒については、移動先が中畑公民館から矢吹小学校に変わるというだけで、結果的に矢吹小学校までの移動は発生してしまう状況にございます。自分の通う小学校または学区内で児童クラブに通えるよう、善郷小に空き教室等児童クラブに利用できるスペースの確保は難しいのでしょうか。また、善郷小で空き教室等の確保が難しいのであれば、旧矢吹図書館の利活用等はできないのかをお尋ねいたします。

以上、大きく3つの質問となります。ご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、本日は傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

また、今回の新型コロナウイルスの災禍の中、渦中でお亡くなりになられた方々にはお悔やみ申し上げますとともに、また現在闘病中の方々にもお見舞いを申し上げます。そして今、それと正面から闘っておられる医療従事者の皆さん、そしてエッセンシャルワーカーの皆さんに心から感謝を申し上げます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてのおただしでございます。

本町では、平成30年3月に第8次矢吹町高齢者保健福祉計画、矢吹町第7期介護保険事業計画を策定し、これに基づき高齢者施策を推進しております。具体的には、健康づくりのための取組として、町内地区サロンの21か所で、介護予防について学ぶ講座の開催や、介護予防の運動を行う自主グループに対し運動方法を指導する専門職の派遣等の支援を行っております。また、要支援・要介護認定を受けていない方でも、基本チェックリストによって総合事業対象者と認められれば、通所型、訪問型のサービスを利用でき、介護防止につなげております。

それ以外の取組としましては、自立支援型地域ケア会議を開催いたしまして、ケアマネジャーや介護サービス事業者の資質を高め、さらに支援者が課題を共有することでサービス利用者の状態の改善を図っております。次に、要介護状態となっても尊厳を守るための取組といたしましては、高齢者、認知症の方の権利擁護のため、包括支援センター、保健福祉課が連携し、民生委員、家族等からの相談に迅速な対応を行い、虐待防止や成年後見制度の利用につなげております。また、認知症の方やその家族が尊厳を持って暮らすために、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識を地域に広める取組を行っているところであります。さらには、偶数月には福祉会館にて認知症カフェを開催し、認知症介護者等が気軽に相談できる場を提供しております。

以上のような取組の効果についてでありますが、厚生労働省「介護保険事業状況報告」によりますと、令和 2年5月末現在、65歳以上の人口に占める要介護・要支援認定者の割合である要介護・要支援認定率の全国平 均は18.4%でございまして、福島県の認定率が19.2%、本町の認定率が14.8%であることから、全国平均より3.6%、県より4.4%低い状況であります。また、認定率を低いほうから並べた順位では、県内59保険者中6番目、そして全国1,571保険者中212番目でございます。

さらに、令和2年度3月提供分における第1号被保険者、1人一月当たりの介護費用額でございますが、これにつきましては、全国平均が2万4,709円、福島県が2万5,467円、これに対して本町は2万2,665円ということで、低いほうから数えて全国では479番目、県内では9番目となっております。以上のことから、認定率、介護費用、いずれの指標も全国平均、県と比較して低く抑えられておりまして、町の取組には一定の効果があったのではないかというふうに考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出の機会、そして他者との交流の機会が失われ孤立することにより、認知症の悪化等が大変懸念されております。

町といたしましては、介護施設でのオンライン面会の導入促進、これらを実は介護施設のほうに積極的に働きかけて、現在スタートをするところでございますが、ウィズコロナ時代に向け試行錯誤を重ねながらも各種介護保険事業に取り組んでいるところでございまして、今後も高齢者が元気に安心して暮らせる、そして芳賀議員のご質問にありました、大変大切でございますが、尊厳を守れるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢者の独り暮らしについてのおただしでございます。

令和2年2月に実施いたしました介護予防・日常生活ニーズ調査によりますと、独り暮らし高齢者の割合は 高齢者全体の13.5%で、平成29年2月調査時の14.6%と比べ、1.1%減少しております。独り暮らし高齢者の 割合が減少した原因といたしましては、施設サービス利用者の増加によるものとも捉えられておりまして、長 期的には、少子化や核家族化により本町においても独り暮らし高齢者は増加傾向にあるのではないかと危惧し ております。

次に、独り暮らし高齢者の見守りに関する本町の取組についてでありますが、70歳以上独り暮らし高齢者等を対象に、栄養バランスのよいお弁当を配達し、併せて安否確認を行う配食サービス・ふれあい弁当事業、家庭内の急病や事故等の緊急事態には通報装置を用いて高齢者等の救助、援助等を行う緊急通報システム事業、そして、独り暮らしの65歳以上の高齢者でごみ出しが困難な方、こういった方にごみ収集及び安否確認を行うさわやか訪問収集事業、そして、75歳以上の独り暮らし高齢者には、災害発生時に避難支援するための避難行動要支援者名簿制度を実施しておりまして、また、35名の民生児童委員により定期訪問活動や日常的な支援、相談も行っております。

次に、認知症予防等の支援についてでありますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、要支援・要介護認定を受けていない方でも、基本チェックリストにより総合事業対象者と認められれば、通所型そして訪問型のサービスが利用でき、サービスを利用することによって認知症等の発症防止につなげております。前年度には健康麻雀交流会を立ち上げ、多くの方にご参加いただき、今年度は新型コロナウイルスの影響により開催を中止しておりますが、この事業は高齢者の外出を促すだけでなく、指先と脳を使うため認知症予防にもつながると思われることから、今後の感染状況や感染予防対策に取り組みながら再開を検討してまいりたいと思っております。

こういったイベントあるいは高齢者の認知症予防につながることについて、これまで感染症予防ということを第一に考えて中止あるいは延期ということをやってまいったわけですが、やはり社会経済活動をきちんとやって社会の機能を回復する、そして先ほどの、まさに高齢者の尊厳をきちんと守っていくためにもこういった活動を、感染症予防についての対策を最大限に行いながら図っていきたいというふうに考えてございます。

そして次、また、認知症の高齢者の早期診断、早期対応では、専門医、保健師、社会福祉士等の多職種のスタッフにより集中的な支援を行う認知症初期集中支援チーム体制を矢吹病院に設置し、取り組んでいるところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者が社会から孤立することにより認知症が進行するなどの懸念があります。町といたしましては、先ほども申し上げましたが、ウィズコロナ時代、これをしっかりと見据えて、これに対応する高齢者の見守り、そして認知症予防事業についても、試行錯誤を重ねながらも今後、積極的に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) もう一つあります。
- ○町長(蛭田泰昭君) 失礼しました。

3番目のご質問がございました。

最後に、高齢者の交通手段の確保についてのおただしでございます。

現在、高齢者を対象として実施している公共事業につきましては行き活きタクシー利用料金助成事業があります。町では、町民の日常生活の利便性の増進を図るため、公共交通の検討組織として矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会、これを平成30年2月に立ち上げ、平成30年10月に矢吹町公共交通ネットワーク推進計画を策定いたしまして、令和2年1月まで全9回、協議会を開催し、公共交通の検討を進めてきたところであります。

また、協議会活動の一つとして、公共交通施策を真に必要とする世代である70歳以上の町民3,596人から1,261人を抽出いたしまして、公共交通に対するアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の回収率は、こういった調査では56.2%と高いものがございました。巡回バスがあったら利用しますかとの設問に対し、有料でも利用するが13%、無料なら利用するが11%、そして多分利用しないこれが21%、そして、利用しないが19%、分からないという答えが25%という結果となりました。巡回バスの利用については、利用しない、多分利用しないとの回答が合わせて40%と多数を占める結果となり、分からないも25%ということで、協議会で検討を重ね、移動手段を持たない高齢者の方々の公共交通として、平成31年2月より民間タクシーを活用した行き活きタクシー利用料金助成事業の実証実験をスタートいたしました。

実証実験中に、利用登録者の方へのアンケート調査を実施したところ、事業継続を望む声が7割以上ありまして、令和2年4月から本格実施しております。対象者は、75歳以上で運転免許証を保有していない方、世帯全員が町税等の未納のない方で、助成内容は、タクシー運賃の700円を超えた分を町で助成するため、本人負担は700円まででございます。利用回数は月に4回、往復で2回までであり、運行範囲は町内としまして、自宅、商店、公共施設、金融機関、医療機関、駅等が対象であります。

今後、高齢者の移動支援策の重要性はますます高まると考えております。アンケート調査等の実施により高

齢者のニーズを的確に把握し、行き活きタクシー事業の拡充と利用促進について検討してまいります。

議員おただしの高齢者専用の小型バスの運行につきましては、現在は実施しておりませんが、今後、様々な 公共交通についての調査を行い、高齢者が地域の中で安心して元気に生活ができるよう努めてまいります。ご 理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。 よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) 議場の皆様方、おはようございます。

それでは、答弁をさせていただきます。

1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティ・スクール推進事業の具体的な目的、目標についてのおただしでありますが、コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置された学校運営協議会であります。本町では平成30年度にコミュニティ・スクール推進協議会を設置し、矢吹町としてどのようなコミュニティ・スクールを目指していくか検討を進めました。その結果、町として1つの矢吹町学校運営協議会を持つこととなり、平成31年4月から、町内4幼稚園及び小中学校5校を包括したコミュニティ・スクールとなりました。

コミュニティ・スクールの目的は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と学校で目指す子供像を同じく捉え、学校と地域住民が一体となって学校運営に取り組み、特色ある学校づくりを進めることにあります。また、本町の学校運営協議会の目標は、地域とともにある学校への転換、テーマに基づいた実践体制の構築、地域学校協働本部との連携した学校支援活動の推進の3つであります。昨年度は学校運営協議会を設置した初年度でありましたが、全委員が集う全体会議を3回、中学校と4つの小学校区の地区ごとの委員が集う5つの部会をそれぞれ6回程度開催いたしました。部会では、委員は自分の担当地区の幼稚園や学校を訪問し、園児や児童生徒の活動を参観した後、テーマに基づき熟慮と議論を重ねました。

テーマに基づいた活動の実践として、昨年度は「元気なあいさつができる子どもを育てるには」をテーマに、各学校、幼稚園で特色ある取組を進めてまいりました。今後はこの取組をどのように地域に広げていくかが課題となりますが、できることから協働を始めることで、徐々に多くの人が関わる協働体制を構築したいと考えております。また、今年度は多くの方に活動を知っていただけるよう広報活動に力を入れてまいります。

また、教育課程との関連についてでありますが、学校運営協議会には校長が作成する学校運営の基本方針を 承認するという大きな役割があります。このことを通して、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域 住民は教育の当事者として学校運営や子供たちの教育活動に積極的に参加することができます。

さらに、年度末の学校評価では、年間を通した学校運営に対してのご意見をいただくことで、反省点や改善点を次年度のよりよい教育課程の編成に生かすことができるなど、教育の質の向上に寄与するという効果が期待できます。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で会議を控えているところではありますが、10月から

再開予定としております。

今後も本町においては、学校運営協議会運営を通して、保護者、地域住民と校長、教職員とが目標やビジョンを共有し地域一体となって子供たちを育む、地域と共にある学校を目指し活動を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールの委員の人選についてのおただしでありますが、コミュニティ・スクールの委員の人選については、教育委員会規則に基づき、コミュニティ・スクールの委員である学校運営協議会委員を教育委員会が任命することとなっております。現在の委員は保護者、地域住民、校長、園長、学識経験者、企業関係者の計24名で構成され、地域住民の人選につきましては、元学校評議員など各地域で活躍されている方について学校長の意見を求め任命し、任期については1年となっております。委員は再任も可能となっており、より深くコミュニティ・スクールについて理解していただくというその観点から、昨年度より引き続き継続されている委員もおります。

次に、コミュニティ・スクールと連携して相互に補完し合い高め合う存在として、社会教育体制としての地域学校協働本部について説明させていただきます。コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、学校と地域の公的な連携、協働の取組を進めるための制度として地域学校協働本部という活動があります。地域学校協働本部は、地域住民や企業、団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する役割を担います。

その主な活動としましては、学校運営協議会で洗い出された学校や地域の課題を解決するため、地域住民をはじめPTAや文化団体、企業、NPO法人等、様々な方が学習の支援や体験活動の支援、また、学校環境の整備等、地域の実情に応じた協働活動に対してのご協力をいただくものです。

現在、教育委員会は学校教育ボランティアとして学校の教育活動を支援してくださる方を広く募っております。そこで重要となるのが、この活動に参加していただける地域の方々と学校を結びつける橋渡し役としての地域学校協働活動推進委員となります。地域学校協働活動推進委員は、学校のニーズに対して、より多くの地域からの支援の手を結びつけるコーディネーターとしての役割を担うものであるため、今後はこの人選を含め、地域学校協働本部の構築を進めてまいりたいと考えております。

地域学校協働本部と学校運営協議会はそれぞれが学校運営の両輪に例えられるもので、それぞれが持つ役割を十分に機能させることでその相乗効果が期待できるものでありますので、コミュニティ・スクールの運営と地域学校協働本部の構築については、相互に連携を図りながら効果的な運用ができるよう今後の事業展開を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、児童クラブの待機児童解消のため、善郷小学校の空き教室や旧矢吹図書館を利用することについてのおただしでありますが、本町では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始により、入所対象児童がこれまでの3年生までの小学生から6年生までに拡大されたことから、平成27年度より児童クラブの定員を矢吹小、中畑小、三上小学校児童クラブで25名、善郷小学校児童クラブで30名増やして児童を受け入れてまいりました。令和2年4月入所申込みでは、矢吹小学校及び善郷小学校の児童クラブの申込数が定員を大幅に超えたことから、待機児童が発生いたしました。このため、緊急的な対応として4月より中畑公民館内に臨時に児童クラブを開設し、待機児童の解消を進めてきたところであります。

今後の入所児童数の見通しとしては、年々、新1年生のほか4から6年生の利用希望者が増加しており、矢吹小、善郷小では来年度も定員を上回る入所申込みが予想されることから、児童クラブの教室を学校内で確保できないか、矢吹小学校長、善郷小学校長と協議いたしました。その結果、矢吹小学校では以前、議員の皆様にご覧いただいた3階空き教室よりも、児童の移動距離が短く面積も広い2階パソコン室の利用について校長より提案をいただいたことから、利便性の高いこちらを借用することで検討を進めております。善郷小学校では、学校と児童クラブの共用として3階パソコン室、視聴覚室を来年度より借用し、児童クラブ教室として利用することで了承をいただいております。

これらの教室を利用した場合、両児童クラブではそれぞれ40名程度の受入れが可能となるため、児童はほかの施設に移動することなく、自分が通う学校内の児童クラブに安全に通うことができることとなります。

また、議員おただしの旧矢吹町図書館の利活用についても検討いたしましたが、運動スペースがないため外遊び等の活動が制限されること、保護者や職員が止める駐車場が十分にないこと、周辺道路の道幅が狭いため送迎ピーク時に渋滞や事故の危険性があること、住宅密集地のため近隣住民への配慮や理解が必要であることなど、学校の教室を利用する場合と比較しますと、児童クラブとしての活用には課題が多いと考えております。今後も児童クラブの利用ニーズを把握し、子供たちの安全で良好な環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長(角田秀明君) 1番、再質問ありますか。1番。

○1番(芳賀慎也君) 高齢者の交通手段について、再質問させていただきます。

先ほど町長からご答弁いただきました行き活きタクシーについてでございますが、現在、運賃について700 円までは個人負担ということでございますが、一部の町民の方より料金がちょっと高いんではないかというような声をいただいております。また、利用回数が月4回までとなっており、往復でいうと2往復までということになりますが、使える回数が少ないというような声もございます。今後、料金や使用回数についての見直し等のお考えはございますでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 芳賀議員の再質問ということで、運賃あるいは利用回数についての見直しについてのご質問でございますが、こちらにつきましては、高齢者の方々から、これからもアンケート等把握しまして、町民の公共交通のニーズということで随時アンケート等で確認してまいりたいなというふうに思っております。

これからも町民にとって利用しやすいサービスということで定期的に検証してまいりたいと思いますので、 ご理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

1番。

○1番(芳賀慎也君) コミュニティ・スクールについて再質問させていただきます。

現在、矢吹町には矢吹の教育を考える会という組織がございます。町の幼小中のPTAが主となって運営しており、教育委員会、校長会を含め、子供育成会や子供たちに関係する複数の関連機関、団体が集まった組織となっております。矢吹の教育を考える会の趣旨としては、矢吹町に居住する全町民の力を集結し、矢吹町の児童生徒の健全育成と町民の教育に関する意識の高揚を図ることが目的となっております。平成11年頃に創設されたと聞いておりますので、現在約20年ほど継続して運営されているわけでございますが、今回のコミュニティ・スクールの発足に基づいて、地域と共にある学校づくりという部分で目的が重なってくるような部分があると思うのですが、今後、矢吹の教育を考える会とコミュニティ・スクールのすみ分け、または矢吹の教育を考える会の今後について、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) それでは、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

矢吹の教育を考える会は、大分年数がたっておりまして、矢吹の教育を考える会自体は任意団体でありまして、現在、町のPTA連絡協議会がベース、土台となって組織されております。言わば各学校のPTA会長と各学校長等が主体の組織となっているのが現状です。また、大分年数もたっておることから事業内容も縮小されているのが現状と言えると思います。

コミュニティ・スクールも矢吹の教育を考える会も、地域と共にある学校教育という面では趣旨は同じであり、コミュニティ・スクールのほうが構成委員も多く規模が大きいと考えられます。そして、コミュニティ・スクールの委員にはPTA会長や学校長が含まれていたりと、大分重複する部分が多いと感じているところです。また、矢吹の教育を考える会の事業もコミュニティ・スクールの中に十分組み入れることができるものであり、今後は、同質のものを一本化し、コミュニティ・スクールを中心に運営していきたいと考えております。 矢吹の教育を考える会については、コミュニティ・スクールが立ち上がったということで、その今後について、今まで理事会で休止の方向で協議がなされてまいりましたが、最終的には、任意団体であることから理事会でその決定につきましては継続して協議をしていく予定です。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。
- ○1番(芳賀慎也君) 以上です。ありがとうございました。
- ○議長(角田秀明君) それでは、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

では、11時再開とします。

(午前10時47分)

◇関根貴将君

○議長(角田秀明君) 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番(関根貴将君) 改めまして、議場の皆様、おはようございます。

また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

質問の前に、現在においてもコロナウイルスの脅威は去ることなく、福島県においても日々感染者が出ており、いまだ予断を許さぬ状況であり、日々、対策、対応に当たられている町執行部の方々はもちろん、全国の 医療従事者に敬意と感謝を申し上げます。また、感染した方々の一日も早いご回復を心よりご祈念いたします。 それでは、通告に従い、大きな項目で3点の一般質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問、指定管理者制度についてですが、現在の指定管理者制度による業務委託を行っている施設数及び受託事業者数をお示しいただき、公営から民営への業務委託による様々なメリットまたはデメリットなどをお伺いいたします。

次に、民間に業務を委託することで、お金の流れの不透明化や町の意向に沿わない業務となる可能性もある と思いますが、チェック機能は働いているのか。

さらに、民間企業へ委託することにより、公営主導のときより予算が倍程度に膨らんでいる事業も現実にございます。今後、町民のニーズに合わない事業などがあれば、見直しや撤退は考えているのかお尋ねいたします。

大きな項目、2つ目の質問でありますが、税金などの納入方法についてであります。

当矢吹町において、税金などの納入方法としてクレジットカードでの支払い、さらにスマホ決済や電子マネー決済などのサービスはいまだに実施されておりません。須賀川市やいわき市、郡山市、福島市、南相馬市のように、納入方法に選択の幅を持たせることも住民サービスにつながると思いますし、コロナ禍による生活様式の変化が余儀なくされた今、パソコンやスマホで納入できるシステムを活用すべきであるとも思いますが、今後の導入予定はあるかお尋ねいたします。

大きな項目、3つ目の質問でありますが、8月1日現在での待機児童数が39名とのことでありますが、過去10年ほどの待機児童数の推移と、今年度大幅に増加した経緯と原因をお示しいただき、今後の待機児童対策と来年度以降の見通しをお伺いいたします。

次に、保育士不足問題の対策として、将来の矢吹町の宝である子供たちを育てる業務に携わる幼稚園教諭や 保育士に対し、賃金の引上げや処遇改善の考えはあるのかお尋ねいたします。

最後に、保育園の民営化が行われ、矢吹町には公設の保育園がなくなりました。民営化されたことにより、 待機児童問題、保育士不足問題につながった要因の一つとも考えられ、児童と保護者はもちろん、保育士及び 住民を置き去りにした行政主導の政策であったのではと懸念いたしております。今後、ゼロから2歳児児童に 特化した公設の保育園をつくるという考えはないのか伺います。

以上3点に関しまして、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度の導入状況等についてのおただしでございます。

本町では、令和2年4月時点において、各行政区の集会所や保健福祉施設、体育施設、文化施設、社会教育施設、公園など67施設に指定管理者制度を導入しております。また、受託事業者数につきましては、各行政区や矢吹町のシルバー人材センター、そして民間企業、NPO法人など42団体を町議会の議決を経て指定管理者の指定を行っております。

次に、指定管理者制度のメリットにつきましては、多様化する町民ニーズに効果的かつ効率的に対応できること、そして公の施設の管理、運営に民間のノウハウを活用することにより町民サービスの向上が図られること、また、経費節減となることがメリットであると考え、平成18年度より矢吹町健康センターや各集会施設等において指定管理者制度を導入してきたところであります。

その効果、メリットとして、例えば矢吹町の健康センターでは、指定管理者の創意工夫により施設を活用した各種イベントの開催をはじめ、休日営業や営業時間の延長など、利用者満足度の向上が図られるとともに、公営時と比較して人件費の抑制が図られていることから、一定の費用対効果は上げているのではないかということで認識してございます。

一方、デメリットでございますが、指定管理者の固定化に伴う業務運営の硬直化、そして、利用料金制を導入している施設では予測できない要因等の経営リスクが顕在化する、こういったリスクがあり、現実問題として指定管理者が撤退した場合の運営休止などが考えられております。

このように、指定管理者制度のメリットであります民間のノウハウを活用した町民サービスの向上を図りつつ、定期的に協議の場を設け、指定管理者からの課題、要望の聞き取りとともに、施設利用者の視点に沿った対応を行うなど、施設運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理者制度のチェック機能についてのおただしでございます。

本町では、施設の所管課と指定管理者において定期的に協議の場を設け、施設の利用状況や収支状況等について指定管理者から報告を受けております。議員が懸念されている点につきましては、指定管理者から定期報告の際に帳簿等と照らし合わせた収支状況の確認を行い、また、協定に基づく業務内容を確認するとともに、施設利用者からの要望などの協議を図り、適正な運営が行われているかを確認しております。さらに、指定管理期間の最終年度には、指定管理者の自己検証のほか、所管課による一次検証、そして企画総務課による二次検証を行いながら、それを受けて次期の管理形態、指定管理料、そして指定管理者の選定方法などを、改善策等を検討し、施設利用者のサービス向上を目指して適正な管理運営に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理者制度の見直しについてのおただしでございます。

議員ご指摘のとおり、燃料費等の値上げをはじめとする物価の上昇や施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など、単純に比較することは難しい状況にありますが、矢吹町の健康センターにおきましては、施設の運営経費が指定管理者制度導入以前よりも増加しております。一方、人件費においては指定管理者制度導入以前よりも抑制されており、また、安全な業務運営や適正な維持管理が図られていることから、一定の効果は表れているものと認識しております。

また、先ほどの答弁のとおり、指定管理者制度は町民サービスの向上のために導入いたしましたが、少子高齢化の進展に伴う人口の減少により、今後、町民ニーズが大きく変化することも見込まれます。さらには、大変大きな課題でありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会情勢の変化により、事業不採算、そして指定管理者の撤退などの問題が懸念されるため、今後、指定管理者制度については、メリット及びデメリット、費用対効果等を踏まえた十分な検証を深めていくことが必要であるというふうに考えております。

そのため、今後も定期報告や検証作業、あるいは近隣市町村も同様な問題を抱えておりますので、そういった情報交換等も含めて、チェック機能を基本に、町民ニーズへ柔軟に対応するため、必要に応じ、管理運営手法及び町民ニーズに沿った見直しについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、税金などのクレジットカード等における納入方法についてのおただしでございますが、昨年10月から全ての都道府県、市区町村において地方税共通納税システムにおける電子納税が開始されております。主に法人を対象に、法人町民税及び町県民税等について、パソコンから複数の地方公共団体に一括して電子納税が可能な仕組みができておりまして、多くの法人が利用されております。

次に、主に個人の納税者を対象としたキャッシュレス化による新たな納付方法についてでありますが、銀行、そしてコンビニエンスストアなどに行かなくても、自宅などで24時間365日納付が可能となり、納税者にとっても利便性も高く、多様な支払方法が選択可能となり、特にこのようなコロナの脅威にさらされているこの事態においては、新しい生活様式として人と人との接触削減の効果が図られることから全国的に関心を集めております。

キャッシュレスによる納税方法としては、クレジットカードによる支払いが可能となる仕組みがあり、現在 県内において、須賀川市、そしていわき市、南相馬市が導入をされております。また、スマートフォンの決済 アプリを利用した支払いが可能となる仕組みについては、現在県内において、福島市、郡山市が導入をされて おります。

現在、本町においても、納税者のライフスタイルの多様化に対応し、納付の機会を拡充することで、収納サービスや納期内での納付状況の向上、そして窓口対応の軽減による事務効率の向上が見込まれるため、これらのキャッシュレスによる納税の導入を検討しているところであります。また、現在コンビニエンスストアでも納付が可能な保育園保育料、住宅使用料等の使用料についてもキャッシュレス化による納付方法を徴税と足並みをそろえ導入する考えでございます。

今後、徴税及び使用料等の収納環境等を検討するために設置されております矢吹町の収納確保委員会、こちらにおきましても、令和3年4月からの実施に向けた協議を進めてまいります。こういったコロナ禍の脅威にさらされている状況でもありますので、こちらの協議を鋭意進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い

いたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、待機児童についてのおただしでありますが、待機児童の解消は喫緊の課題であり、今後最優先で取り組んでいく案件であります。そのため、今議会へ上程させていただきました第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画において、重点プロジェクトとして待機児童解消加速化事業を位置づけさせていただいております。教育委員会としましても本件を最重点課題の一つとして捉えており、現在、様々な対応策に鋭意取り組んでいるところであります。

議員おただしの待機児童数の推移につきましては、平成24年度以降の4月1日現在の状況を見ますと、平成24年度から平成28年度まではゼロ人、平成29年度が14人、平成30年度がゼロ人、令和元年度が6人、令和2年度が22人となっております。

待機児童の増加の経緯及び原因につきましては、令和2年度は、ゼロ歳児から2歳児の4月入所申込みが前年度と比較し24人増え、各保育施設の受入可能な人数を大幅に超えたことで待機児童数が増加いたしました。ゼロ歳児から2歳児の住民登録者数に対する保育園利用希望者数の割合を見ると、平成30年度が36.8%、平成31年が42.4%、令和2年が49.3%と急激に増加しており、また、令和2年度のゼロ歳児については、育児休業を短縮して利用申込みされる方が増えたことも原因の一つと考えております。

このような状況から、来年度以降についても利用申込みが増加するものと考えられ、令和2年3月に策定しました矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画においても、令和3年度から令和6年度のゼロ歳児から2歳児の保育需要の見込みは供給量を上回るものとなっております。

この状況を改善するため、まず、保育場所、保育面積の拡大に取り組んでまいります。待機児童解消のために保育事業者が施設改修を行った場合、改修費に対する補助を行う町独自の制度を新たに創設しております。また、国・県の補助金を活用した小規模保育事業所の整備に必要な経費を本議会の補正予算に計上しており、来年4月の開設に向けた準備を進めております。

さらに、町内の保育施設事業者においては、施設の移転に合わせ規模を拡大し受入枠を増加する計画もあり、 移転先などの具体的な検討が始まっております。これらの取組が順調に進めば、最大で70名程度の受入枠を確 保することができ、待機児童数の縮減に大きく前進するものと考えております。

同時に、保育場所の確保に併せて保育士の確保が必要となります。現在、本町では様々な支援策の一つとして、本町の保育施設で働く場合、新卒者に30万円の貸付けを行う保育士就職準備金貸付事業を行っております。さらに、潜在保育士に対し10万円を給付する保育士人材確保給付金事業を実施し、平成29年度は13人、平成30年度は3人、令和元年度は7人にそれぞれ貸付け、給付を行っております。また、3つ目の支援策としての保育士宿舎借上支援事業では、平成30年度に4人分、令和元年度に3人分の家賃補助を行っており、このような支援制度の実施により保育士確保が図られてきているところであります。

今後も保育の受皿を確保するために、保育施設事業者と一体となり、待機児童解消に向け全力で取り組んで まいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保育士等の処遇改善についてのおただしでありますが、町では、子ども・子育て支援新制度に基づき、各保育所や認定こども園に対して財政支援を行っております。この財政支援の算出基礎となるものとしては、国では、子供1人当たりの教育、保育に通常要する費用の額である法定価格を定めております。法定価格は、人件費等からなる基本額と保育士等の配置状況、保育事業の実施体制及び地域の実情等に応じた各種加算額で構成され、国は、平成27年度からこの加算の中に保育士等の勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じた人件費の加算を行う仕組みを創設いたしました。

これにより、賃金等の処遇改善を行っている保育施設に対し処遇改善等加算と呼ばれる給付が行われております。処遇改善等加算は、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用及び職員の技能、経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用を支援いたします。そのことにより、賃金の改善、長く働くことができる職場環境を構築し、もって質の高い教育、保育の安定的な供給が図られております。

また、賃金の改善に当たっては、対象者や賃金が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して 重点的に講じられるよう留意することとされております。

なお、幼稚園教諭については町職員であることから、職員の給与に関する条例に基づき適正に給与されておりますので申し添えます。

現在、町の全ての民間保育施設がこの処遇改善等加算を受け保育士の賃金改善を行っており、町の保育士確保のための支援制度も活用しながら保育士が働きやすい環境となるよう取り組んでおります。

また、町独自の処遇改善につきましても、民間保育施設の賃金改善状況や周辺自治体の動向等を踏まえなが ら検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公設の保育園整備についてのおただしでありますが、保育園の民営化につきましては、平成18年10 月策定の第1次幼稚園・保育園に関する基本方針に基づき、平成22年度にひかり保育園を民営化いたしました。 また、平成27年3月策定の子ども・子育て支援事業計画では、平成27年度から平成31年度の計画期間において、 民間活力による保育環境の改善等を図るため民間移管を進めるとされたことから、平成30年度にあさひ保育園 を民営化しております。

町立保育園の民営化に当たっては、町立保育園の保育内容を引き続き実施していくことや、子供たちの実態を踏まえ、子供たち一人一人が安心して保育を受け健やかに成長できるよう、円滑な引継ぎを行うため、移管事業者の保育士と町の保育士が一緒に保育に当たる共同保育を1年間実施いたしました。さらに、あさひ保育園につきましては、保護者、町、法人との三者による矢吹町立あさひ保育園における三者協議会を設け、スムーズな民営化を図るための協議を行ってまいりました。

移管先法人の募集の際には、運営に当たり、法人は積極的に保護者との意思疎通を図り、質問、意見、要望等には誠意を持って対応することや、保育内容等については保護者と十分協議し、理解を得た上で実施することを条件とするなど、児童、保護者のほか、そこで働く保育士についても最大限配慮し民営化を進めてまいりました。これにより、スムーズな民間法人への移行と、民営化のメリットであります土曜日保育の時間延長、

延長保育時間の延長、園舎増築など、園独自の保育サービスの向上が図られてきたところであります。

このように、町ではこれまで、公立保育園の運営及び施設整備に係る国の補助が削減され、限られた人員や 財源でより一層効果的な保育園の運営が求められてきた中、町立保育園の施設規模、職員体制、財政状況等を 踏まえた上で、現有施設を活用した民営化を進めてきたところであります。このため、議員おただしのゼロ歳 から2歳児に特化した公設の保育園整備に関する計画は現時点ではございませんが、国及び福島県の補助金が 活用可能な民間の小規模保育事業所の整備を進めたいと考えており、今議会に予算案を上程しているところで あります。

本町におきましては、保育園の民営化により財政効果を高め、それにより生み出された予算で幼稚園、保育園保育料の段階的な無償化を行うなど、町独自の子育て世代に寄り添う子育て支援策を展開してまいりました。昨年度より取り組んでおります3歳から5歳までの副食費の補助もその一つであり、今後も子育て世帯の負担軽減を図りながら、子育て世代が住みやすいまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 2番。
- ○2番(関根貴将君) ご答弁ありがとうございました。

指定管理業者について、チェック機能は働いている、適正な管理運営に取り組んでいるというご答弁ではありますが、今年5月、近隣の自治体において観光施設と健康センターが閉鎖となりました。数十億円の建設費をかけ、毎年数千万円の指定管理費と補正予算等を拠出し、毎年赤字が続いていたにもかかわらず、民間委託業者への経営の丸投げとも言える行政の失策が問われております。

矢吹町においても、規模は違いますが似たような事例がございます。住民の健康増進及び交流の場として機能している分、ある程度の税金の拠出は致し方ないものと捉えておりますし、個人的にはこれらの事業をずっと続けてほしいと願っております。しかし、町主導での経営であったときの全ての経費が2,200万円から2,500万円程度であったものが、その施設の指定管理業者へ約5,000万円という税金が使われていようとしていることは、果たしてチェック機能が働いていると言えるのでしょうか。基本協定書を結び、委託料の平均年額は約4,000万円とされているにもかかわらず、さらに今年度1,000万円以上の補正予算を組む計画があり、町主導の運営時の2倍の額では、町民が納得のいくチェック機能とは到底思えるはずもありません。

- ○議長(角田秀明君) 関根君、もう少しマイク近づけてしゃべってください。
- ○2番(関根貴将君) 執行部のおっしゃるチェック機能とは、決算報告書を見て次年度の予算を計上しているだけではないのでしょうか。定期的に協議を実施しているとのことですが、利用者を増やすためにはどうすればよいのか、経費を抑えるためには何をすべきか、町民から愛される施設となるためにはなどを委託者と共に考えることもチェックすべき事項と思いますが、このような話合いの場を設けているのかお尋ねいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 関根議員の再質問にお答えをいたします。

定期的な協議の場を設けているのかというふうなことでございますけれども、指定管理事業者との協議につきましては、毎月1回定期的な協議を行っております。その際には、施設の入場者数の報告、それから収入の報告、それから定期報告書ということで、基本、収入の状況、支出の状況などについても報告をいただいております。それから施設運営上の修繕、改善、それからトラブルがあった場合にはトラブルなどについてもご報告をいただいて、改善すべき点については改善をしていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 補足して町長が答弁をするということでございますので、もう少し待ってください。 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 2番、関根議員の再質問にお答えします。

ただいま保健福祉課長のほうから、先ほどの私の答弁に沿った形で、言わばこれまでの指定管理団体との在り方であったり、こういった形でチェックをしてまいりましたということがございました。

ただ、これまでのと言いましたが、その中でも特に課題となっております健康センター等については様々な課題がございます。そして大きなことは、実際、これから健康センターにおいての課題にとどまらず、特に経営状態、特に近隣市町村で既に休止状態にあるもの、それから実は、ちょっと近隣市町村なのであまり言及することは差し控えますが、現在非常にやはり経営が苦しくて、我が町と同様にそういったことを、ただいま様々な形で情報交換をしながら、これからの方向性を検討しているというのがございます。

そこで、大きなところは、これまでですと指定管理団体ということで、そういった様々な情報をいただいたり、それからチェックをしてということだったんですが、このコロナの中で、まさに町のほうから入場制限を相当かけている、それから様々なチェックをかけて、相当な労力、コストを残念ながら強いざるを得ないというようなことがありまして、相当程度厳しい状況に指定管理団体の側もあると。

それで、今後でございますが、これはもう、そうなると指定管理の在り方もそうですし、それから例えば、 直営の中で例えばシルバーを活用して行う須賀川のような在り方とか、様々なことを検討しなくてはいけない というふうに思ってございます。これは今、変えるということを前提にしているわけじゃありませんよ。ただ、 こういうコロナの中で指定管理の側も大変苦しんでおりますので、指定管理団体の側がどのような形で行って いくかを相当検討しなくてはいけないと。これは言わば、例えば健康管理センターを例にしてお話ししますが、 こちらはやはり町民ウエルフェアを向上させると、そして非常に愛用者もいらっしゃると、こういう中で、片 や非常にコストがかかる、あるいは非常にコロナの中で運用するのに厳しい中で、どういう形でこれを折り合 いをつけていくかと、こういう大変新しい課題なのかなというふうに思っております。

ですから、ここで答えをということをお答えするのはちょっと差し控えますが、相当程度踏み込んだ検討を しなくてはいけないなというふうに思ってございまして、その中で、こういった、言わばウィズコロナの時代 の中にあっての、例えば矢吹の町の健康センターの在り方、そしてどうしたら、繰り返しますが、私、大事な ことだと思いますので、やめればいいというものじゃないと、例えばですね、大変愛用者もいらっしゃいます。 ですから、また健康のために、例えばあそこですと肌のために大変よくて、ここで長年の病気が治ったような 方もいらっしゃいますので、休止期間中にも大変声が上がりました。ですから、そういった方の声に応えるこ とと、そしてどれだけのコスト、労力、そして様々な町の負担がかかるのかということを相当程度町の取り組 み方として、民間的な言い方をすると経営資源の配分とか、様々なことを考えないといけないというふうに思 ってございます。

ですから、今、保健福祉課長のほうから、このような形でこれまでやってまいりました、そしてこういうチェックもやってまいりました、そして適正な運営もやってまいりましたということで、私は一定の適正な運営ができていたのかなというふうには思いますが、これまでの問題がやはり積み重なってきているのと、それから今後のこのコロナの時代にというのは、全く抜本的に考え直さなくてはいけないことが多々ありますので、それを考えながら、検討しながらということでやっていかなくてはいけないというふうに思っております。

ということで、私のほうからは、さらに近隣市町村の動向も含めて相当な検討をしなければいけないという ふうに思っておりますので、そのことをまた皆さんとよくご相談しながら、また、町民の声を聞きながら検討 してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私、健康管理センターとちょっと言ってしまったんですが、健康センターです。大変失礼しました。訂正いたします。

それでは、そのようなことでよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 本来ですと一問一答の質問なので、保健福祉課長が答弁したことに補足ということで町 長が答弁していただきました。

再質問ありますか。

2番。

○2番(関根貴将君) 詳しく丁寧な、町民のことを考えたご答弁、誠にありがとうございました。

町民の健康増進のためにも、町財政の健全化のためにも、いま一度知恵を絞り行政の力を発揮していただき たいと願います。

それでは、次の質問に移ります。

当町では、昨年10月から地方税共通納税システムを活用し、インターネットでの納付も実施されておりますが、対象となる税金の種目は法人町民税と町県民税(特別徴収分と退職所得分)と限定的であり、個人が納税する際には活用性は乏しく、さほど魅力があるものとは思えないのですが、このシステムを使っての納税は、現在までの約1年間で何件ほどあったのかお示しください。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長(三瓶貴雄君) 2番、関根議員の質問にお答えをいたします。

特別徴収のほうの件数でございますが、件数が資料として準備できておりませんが、事務報告のほうに載っております。対象人数ということでご説明をさせていただきたいと思います。令和元年度、1,937人数でございます。こちら5の2のほうの事務報告に載っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(角田秀明君) 関根議員、補足しますが、今年度の決算認定のときの事務報告の中の、今、説明をした ということで、皆さんにお配りした事務報告に書いてありますからというふうな報告でございます。

もし、詳しくだったら、もっと、再度しますけれども。

再質問ありますか。

2番。

○2番(関根貴将君) 次に、私の調べたところではありますが、須賀川市、いわき市、南相馬市は、ヤフー公金支払いというサイトを活用しクレジットカードでの納入方法が取られております。税目も、自動車税、軽自動車税、固定資産税、住民税、国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療保険、個人事業税、不動産取得税など多岐にわたり、住民のニーズは高いものと思われるのですが、デメリットとなるのは引き落とし手数料がどれほどかかってしまうのかということであります。町の負担が大きくなるのであれば利用を控えなければならないとも思います。

矢吹町収納確保委員会で実施に向けた協議を進めているというご答弁でありますが、ヤフー公金支払いを利用し、クレジットカード決済にしたときの引き落とし手数料はどのくらいのものであり、口座引き落としの手数料と比較してどのくらいの差異があるのか、ご存じであればお示しください。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長(三瓶貴雄君) 2番、関根議員の質問にお答えしたいと思います。

クレジット決済の導入の見通しでございますが、現在、庁内で協議するため収納代理機関に資料を依頼中で ございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 手数料とかいろいろな点、まだ決まっていないの。
- ○税務課長(三瓶貴雄君) 決まっていないです。
- ○議長(角田秀明君) 関根君、まだ決まっていないそうですので、ご了解ください。 再質問ありますか。

2番。

○2番(関根貴将君) ご答弁ありがとうございました。

現在進行中ということですので、後ほど参考資料などを配付していただければと思います。よろしくお願い いたします。

今年8月、矢吹町は昨年度の納税収納率に関し、県知事から納税功労者感謝状が贈呈され、県より個人県民税優良市町村として表彰を受けるほどすばらしい実績を残しました。納税方法の選択肢を増やすことはコロナ対策の一環と捉えることもできますので、ぜひこの機会に新しい納税方法に取り組んでほしいと願います。

それでは、次の質問に移ります。

待機児童問題についてでありますが、今年6月に、矢吹町の待機児童数は22名であり県内ワースト2位であ

るとニュースや新聞、インターネットで報道されました。先日の全員協議会での報告では、8月1日付で39名とさらに増えております。少子化が進み、各小学校、中学校の児童数も年々減少し、町立の各幼稚園においても認可定員に対して入園者の割合は50%ほどである状況の中、保育園においてのみ待機児童の問題があります。先ほど答弁にありましたように、平成29年度4月待機児童数14名、令和元年度4月6名、令和2年度4月22名、現在39名。平成29年度は民間委託により矢吹町から町立の保育園がなくなった年度でもあります。頂いた資料を見ますと、完全民営化されるまでは待機児童数はゼロでありましたので、町立であった保育園を全て民営化してしまったことが一つの要因とも思えるのですが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長(国井淳一君) 2番、関根議員のご質問にお答えいたします。

29年度に待機児童が発生している状況というところでございますが、29年度につきまして、そのあたりから徐々に保育園のニーズが増えてきております。30年度につきましてはゼロとなっておりますが、この年度につきましてはたまたま申込数が少なかったというところでゼロにはなっておりますが、29年度以降から徐々にニーズが高まっているというところでの待機児童の発生でございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。2番。

○2番(関根貴将君) ニーズの高まりを見越した対策を取っていただきたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

次に、保育士不足問題についての質問となりますが、全国的にも保育士不足が大きな問題となっており、先ほど答弁でも述べられていたように、現在、矢吹町は、保育士就職準備金貸付事業、保育士人材確保給付金事業、さらに保育士宿舎借上支援事業などを実施しており、人材確保のため行政側も様々な対策を取っていることは承知しておりますが、現実には保育士の数が足りないという理由で待機児童問題を抱えたままであります。幼稚園教諭と比べ保育士の平均年齢は10歳ほど若いという統計があり、離職率の高さも影響しているものと思われます。保育士の成り手不足、離職率の多さは、労働に対しての対価、つまり賃金が低いという理由も考えられると思うのですが、保育園業務を委託された民間企業に対し保育士の賃金を上げてほしいと要望することもできないでしょうから、町独自で矢吹町で働く保育士や幼稚園教諭に対し処遇改善を行い、矢吹町の幼稚園や保育園で働くことに魅力を感じる政策を取っていただきたいと思います。

今後、町独自で考えられる具体的な政策があればお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

[子育て支援課長 国井淳一君登壇]

○子育て支援課長(国井淳一君) 関根議員の再質問にお答えいたします。

答弁でもありました処遇改善等加算につきましては、国のほうでも加算の充実が図られているところでござ

います。国の状況等を見ながら、町独自の支援についての必要性については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 2番。

○2番(関根貴将君) ご答弁ありがとうございます。

私も子供がおり、子育ての大変さを知っているつもりですが、幼稚園教諭、保育士の皆様の仕事ぶりを見るにつけ、私ならば3日で弱音を吐くだろうといつも感心させられております。矢吹町の保育園が民営化された今だからこそ、行政が保育園のため、保育所のためにバックアップすることが重要であると思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

最後の質問といたします。

現在、矢吹町は小規模保育事業者を募集する案があり、来年度、新たな民間保育園が矢吹町につくられる計画がございますが、利用定員は20名弱とのことですので、来年度においても待機児童数がゼロになるという保証はございません。子供を安心して産み育てることができる町を目標にしているのですから、保育園に入園できないご家族が一件でもあってはいけないと思います。ここ、大事なのでもう一度言います。保育園に入園できないご家族が一件でもあってはいけないと思います。行政が取り組むべき待機児童問題がある限り、悩み苦しむお母さんの姿があり続けることを執行部全員が念頭に置き、待機児童数ゼロに向けて、来年度までの半年間、全精力を注ぎ邁進していくという意気込みと覚悟があるのか、子育て支援課課長にお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長(国井淳一君) 関根議員の再質問にお答えいたします。

来年度、小規模保育事業所の整備で待機児童の解消が不十分ではないかというところでございますが、小規模保育事業所の整備におきまして19名の待機児童の解消が図られます。そのほかに、施設改修を現在行っておりまして、そちらで最大で18名程度の改善が図られる。空き教室の活用についてもただいま検討しておりまして、こちらにつきましても最大で12名程度の解消が図られるというところで、来年度の待機児童解消に向けて、ただいま様々な支援を行っているところでございます。

先ほど答弁にもありましたとおり、教育委員会はもちろんですが、当課においても待機児童の解消は最大の 懸案事項だと考えております。できる限り迅速に対応すべきものとして考えておりまして、今議会で上程され ているまちづくり総合計画の中でも企業誘致の促進が掲げられております。こちら働く場の確保が今後進むこ ととなっておりますが、保護者が望めばいつでも働けるような環境を、今後、保育施設等を整備して子育て支 援を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

2番。

○2番(関根貴将君) 来年度4月、待機児童数ゼロが理想でありますが、ニーズが高まればどうなるか分かりません。しかしながら、本気で動いたかどうかを町民は見てくれていると思います。課長の矢吹町民への愛と子育て支援に対する心意気を信じております。執行部の皆様、サポートをよろしくお願いいたします。ご答弁ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議をいたします。

再開は1時でよろしくお願いします。

(午前11時56分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 冨 永 創 造 君

○議長(角田秀明君) 通告3番、7番、冨永創造君の一般質問を許します。7番。

[7番 冨永創造君登壇]

○7番(冨永創造君) 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席にいらしている町民の皆さん、午後であるにもかかわらず来ていただき、誠にありがとうございます。

では、通告に従いまして、2つのテーマで、それぞれ3項目の質問をさせていただきます。

まず、魅力ある農業の将来像から。

「さわやかな田園のまち・やぶき」にふさわしい基幹産業の一つに農業があり、平成30年、福島県の町・村部門の農業産出額は、会津美里、会津坂下に次いで本町は約45億ということで、3番目の産出額を誇っております。そのうち内訳上位3品は、1、野菜、約19億9,000万円。2番、お米、約16億2,000万円。そして畜産、約7億8,000万円とのことであります。

また、震災前、平成21年6月1日、広報やぶきの記事を見ますと、本町の288か所の玄米、食味平均値は85.3とのことであります。これはおいしいお米と言われる数値であり、全国的に奨励される食味80を超えております。我々が議会のたびにお昼、お弁当をいただきます。あのお弁当、コシヒカリ、おいしいです。おいしくいただいております。まさしくこれが矢吹町でできるお米のおいしさということであります。

しかし、現代農業を取り巻く社会環境は、少子高齢化、人口減少に伴い農業者の高齢化、後継者不足、さらに耕作放棄の増加といった大きな課題に直面しております。これらの課題を解決するための取組にこそ持続可能な魅力ある農業の明るい将来像が見えてくると考えております。それを今示せるかどうかで地域の農業、矢吹町の農業そのものの真価が問われると考えておりますが、町長、本町の農業がどうあるべきか、町長の見解をお伺いいたします。

次に、農業への積極的規模拡大、経営の安定化を目指すことができる道筋としての手厚い支援を資金面から 再考できないかお伺いいたします。

3つ目、消費者が望む主食米として有機米が、本町でも小規模ながら生産されておりますが、安全・安心で優れた食味の地元有機米を積極的に学校給食に提供できないか、お尋ねいたします。

次のテーマでありますが、地域資源の積極的活用について質問させていただきます。

隅戸川流れる本町西側地域は、都市計画マスタープランでは緑の拠点、自然環境保全エリアに指定された地域で、昔ながらの雑木林の森の姿がそのまま残っております。また、まちづくり総合計画では景観・公園づくりの施策として西側地域里山づくり事業が掲げられております。

さらに、この森には、中世、戦国期にかけて本町西側地域を本領とする豪族、矢吹氏の山城跡があります。 そして、高さ2メートル、幅4メートルほどのある空堀、矢倉と言われる城主のお墓が今も見られます。近く にはご存じのとおり三十三観音史跡公園もあります。次の世代に残しておきたい地域資源と考えます。

そこで、この一帯の活用に関してお尋ねいたします。

森林浴や散歩、自然体験、歴史の学習、観光など多様に利用可能な地域資源であり、その中の袖ヶ舘城跡は 大きな空堀や当時のお墓、矢倉跡が残っている本町の誇れる史跡文化財であると思いますが、町は文化財保護 法の一部改正による保護活用を考えられないかお尋ねいたします。

次に、本町の講師や若手の教員を対象にさわやか研修会を実施していると聞きます。そこでは次長が町の紹介をするとのことですが、この町の歴史、史跡、自然、文化に触れることは大いに推奨できるものであり、また、矢吹町生涯学習推進計画の地域コミュニティの活性化、郷土愛を育むの趣旨にもそうあり、私も郷土愛を育むには大切なものであると考えております。

そこで、室内から外に出て、三十三観音、袖ヶ舘、近くを流れる隅戸川、周囲の森は「さわやかな田園のまち・やぶき」を直に体感できる貴重な機会にもなります。このような町内視察を兼ねた研修内容を取り入れてはいかがか、お伺いいたします。

最後に、小学生、幼稚園、保育園、育児サークルの子供や保護者が西側地域に残る豊かな自然や史跡に触れて楽しめる自然活動体験の導入を促すために、行政がそうした活動を支援する考えはないかお伺いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町の農業についてのおただしでございますが、本町では「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」をキャッチフレーズとして、農業を基幹産業として第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画(案)にも位置づけているところであります。

議員おただしのとおり、全国的にも農業者の高齢化、そして後継者不足等により現在の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものであり、本町においても同様の状況でございます。農林業センサスの統計によれば、本町の農家戸数は、平成17年度が950戸、平成27年度が748戸と、10年間で202戸が減少しております。これは10年

で20%近く農家戸数が減少したということであります。

平均年齢につきましては、平成17年度が54.2歳、平成27年度が63.5歳と10年間で平均年齢が9歳程度引き上がっているということでございます。これは、付言すれば10年間で9歳程度上がっている。要は、農業者の中核を担ってきた方々が、言わば外からの参入がなかなかなくて、そのまま持ち上がって中核の農業者として今の矢吹町の農業を支えているということであります。これが恐らく最大の問題でありましょう。農業振興への大きな課題として認識しております。

このような状況の中、町として重要と考えているのが地域農業の担い手確保及び育成であり、中心的な担い 手である認定農業者については、令和2年3月末現在で162名を認定しているところであります。

また、新規就農者につきましても、関係機関との情報共有や連携により毎年数名程度の方が就農しており、 今年度も3名の方が新規就農される予定であります。これは大変貴重な方々ですが、先ほどのように減る戸数 と比較した場合に、これが将来的にどういうことになるかということは、皆さんも予想されるとおりでありま す。

次に、遊休農地や耕作放棄地を増加させないために、農地の貸し借りや農地の集積、集約を促進する方策として圃場整備がございます。町では、今年度より大町、舘沢地区において、農地中間管理事業を活用した圃場整備事業の実現に向け福島県と協議を行っておりまして、今後も計画的に圃場整備が実施できるよう推進してまいります。これは大変重要なインフラ整備だと思います。

さらに、今後は個人での高額な農業機械の更新等が難しくなると考えられるため、地域単位で集落営農や農業生産法人による取組を推進し、共同での農業機械の所有や更新を行いながら地域で農業を守る方針や仕組みづくりを構築してまいります。

町といたしましては、1点目に地域の中心的な担い手の確保及び育成、2点目に農地中間管理事業等を活用した計画的な圃場整備の推進、農業を営む環境インフラの整備、それから、3点目に共同で行う集落営農及び農業生産法人推進による仕組みづくりの構築など、こちらを重点的に行い、農家の皆様が将来にわたり希望や意欲を持って農業経営に取り組めるよう、関係機関と連携しながら農業振興、地域農業の活性化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次のご質問でございますが、農業の規模拡大に係る支援についてのおただしであります。

本町の農業の特徴は、水田を中心に野菜等の複合経営が多く見られ、特にトマトやキュウリについては品質も良く、市場では高い評価を得ているところであります。

平成30年の政府統計によりますと、農業生産額については約45億円に上り、福島県内全体で13位、町村の部では3位となっており、冨永議員のご質問の中でもありましたが県内でも大変高い水準となってございます。

本町では、継続して高品質の農作物を消費者に提供していくために2つの両JAと協議しながら検討しておりますが、遊休農地の有効活用、農業用施設や農業用機械等、農業生産基盤の強化が生産力向上につながるものと認識しております。

議員おただしの規模拡大や経営の安定化への支援につきましては、規模拡大や農業施設等の更新を行う農業者に対し、一定の要件等はありますが、国や県の補助事業を活用し生産基盤の安定を図っていただけるよう、 各種説明会等で周知を図っているところであります。これまでも、国や県の補助事業を活用し、キュウリの園 芸施設整備や新規需要米であるホールクロップサイレージ用稲の収穫機一式の導入等、JAや農業者団体からの要望に応え、様々な支援を図ってきたところであります。

昨年度につきましては、JA東西しらかわが、トマトの等級読み取りや梱包を自動で行うトマト梱包ラインとブロッコリー等の園芸野菜出荷時に利用する真空冷却装置を導入いたしました。また、JA夢みなみ管内では、農業者で組織するトマト生産組合を立ち上げ、新たにトマトのパイプハウス等を導入しており、いずれの事業についても、補助率が50%の国補助事業であります産地パワーアップ事業により設備の導入を支援しているところであります。

このほかにも、町の支援としましては、近代化資金等を活用し、農業用設備等の整備を図った農業者に対し、 返済に係る利子分を県と町で負担し農家負担の軽減を図っております。さらには、ハード面の整備だけでなく、 補助事業導入時に係る計画書の作成、関係機関との連絡調整、補助事業に係る要件を満たすためのアドバイス 等、ソフト面に対しても全面的にサポートを行っているところであります。

農業につきましては町の基幹産業でありますが、これまでのところはややもすると産業振興としてはまだまだ十分でないところもあったのではないかと考えております。今後もさらに関係機関との連携を図り、補助事業に係る情報を周知し、手厚い支援策を構築できるよう、近隣市町村から情報を収集しながら調査研究を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地元有機米の学校給食への提供についてのおただしでございます。

有機米とは、有機・特別栽培として無農薬栽培はもとより、農林水産業が定めた有機 JAS法に基づき生産されたお米であり、この有機・特別栽培を実践し、生産、販売するためには、農林水産業が定めた認定機関に届出を行い、有機農産物の生産工程管理者の認定を受けた農業者が栽培したものであります。

町内で生産されております有機米につきましては、JA夢みなみ管内でアイガモ農法等での取組がございます。今年度は1名の農家が取り組まれており、面積は約1.2~クタール、生産量については約5,760キログラムで約96俵の収穫が見込まれているところであります。

有機農業につきましては、例えば一定の農場で3年以上、そして化学合成された農薬、肥料、土壌改良資材を使わない等の大変厳しい管理の中で栽培された農産物でありまして、有機栽培農産物として扱われ、まさに安全で安心な農産物として販売、流通されますが、一方ではこういった栽培管理の難しさから面積の拡大が、あるいはこういったものが広く行われることが難しい農業であります。

お米を作るには大変な手間がかかっておりますが、有機米となりますとその手間はさらに大変大きなものになります。その手間を惜しまずに有機米を手がけている生産者の方々の環境への思い、安全な食への思いには大変心を打たれます。心を込めて丁寧に作ったお米を地元の子供たちが食べるとなれば、生産者の方々は元気をもらい、やりがいを感じることと思います。

ただ一方、学校給食につきましては、学校給食法に基づき、学校教育の一環として児童生徒の健全な心身の育成や食習慣の形成、食文化への理解促進などを目的に実施されておりまして、現在、町内の小中学校の給食では、週に3回から4回、米飯給食が提供されております。このご飯は全て矢吹町で作られたコシヒカリであり大変おいしいと、先ほど冨永議員のお話にもありましたが、児童生徒、先生方からも好評を得ていると伺っております。

食は生きるための基本であり、健康で豊かな毎日を送るために欠かせないものであると同時に、食べることは私たちの喜びの一つであり、健康維持はもとより豊かな心の形成にも大きな役割を果たしております。そのため、小中学校では家庭科や社会科、理科など様々な場面でいわゆる食育に関する学習が行われております。日常の学校生活の中でも毎日の給食の時間を通して、教科等で取り上げられた食品や学習したことを確認したり、献立を通して食品の産地や栄養的な特徴を学習したり、児童生徒の食に対する理解を深めることに大きく貢献しているところであります。

このような中、地元産の有機米の学校給食への活用の課題といたしましては、給食に必須の量の確保、そして安定供給の難しさ、そしてまた価格もあります。こちらが挙げられます。しかしながら、未来を担う子供たちにより安心安全な地元の食材を食べてもらいたいという思いは同じであります。来年度へ向けて、給食としての提供は難しいと考えておりますが、例えば先ほど挙げました調理実習などで試験的に食す、そして理解と意識を深める、こういった機会をつくってまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

すみません、冨永議員の1の(3)番のご質問の中で、答弁の中の4行目、農林水産省なんですが、私、農 林水産業と読みましたかね。ちょっと自分で意識していなかったんですが、農林水産省でございます。大変失 礼いたしました。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

初めに、文化財の保護活用についてのおただしでありますが、冨永議員におかれましては、こうすっペ西側 イメージアップ作戦の会長として長きにわたり、隈戸川の美化活動や隈戸川を中心とする歴史、史跡、文化な どを学ぶ里山学校を開校され、矢吹町西側地域への愛着心の向上を図る活動にご尽力いただいておりますこと に、改めて感謝申し上げます。

さて、本町には福島県遺跡地図に記載されている周知の文化財が112件、うち県指定文化財2件、町指定文 化財が14件あり、議員おただしの袖ヶ舘城跡は現在未指定となっております。

平成31年4月1日の文化財保護法の一部改正では、文化財の保存、活用に関する総合的な計画、文化財保存活用地域計画を策定し、国で認定がなされれば未指定の文化財も整備に当たり国の補助を受けることが可能になり、文化財保存活用地域計画を策定する費用についても国の補助を受けることができます。

文化財保存活用地域計画は、文化財の保存活用に関して市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、保存活用する文化財を位置づけし、これに従って計画的に取組を進めることで継続性、一貫性のある文化財の保存、活用が一層促進されるものとなっております。計画策定等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに協議会を組織することができ、協議会には市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成することとなっております。

今後、文化財保存活用地域計画を策定することによって、袖ヶ舘城跡の整備について国の補助を受けることが可能となりますので、計画の策定を文化財保護審議会や関係機関等と検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、さわやか教員研修会についてのおただしでありますが、教育委員会では平成28年度から、町内の小中学校に勤務する初任者を除いた新卒から3年経験までの教諭や講師を対象に、町独自の研修を行っております。また、例年、研修対象の教員の多くは県南地区以外の出身であります。研修会は年間3回計画しており、主に学習指導や生徒指導の充実、人間関係づくりなど、教育振興課指導主事の運営の下、研究と修養に努めておりますが、町内の自然や歴史、文化を学ぶことは、児童生徒の生まれ育った地域を知ることでもあります。また、地域に思いを寄せることは児童生徒の指導に効果的に機能するとともに、採用や転勤によって縁があって赴任した我が町への愛着を持つことにもつながり、教師の指導意欲の向上に寄与するよい取組であると考えております。

議員おただしのとおり、研修内容を精選し、町の自然や歴史に触れる機会を取り入れることで、さらなる研修の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、自然体験活動の導入促進についてのおただしでありますが、矢吹町の西側地域には、三十三観音史 跡公園や袖ヶ舘城跡など、歴史と自然が見事に一体となった景色が広がっております。

小学校では町バスを利用して町内を巡る史跡見学を実施しております。その際、滝八幡三十三観音磨崖仏群、袖ヶ舘城跡も訪問しております。学校ボランティアの方々の協力を得て、分かりやすい説明を受けながら町内の史跡を巡るこの活動は、子供たちにとって、歴史を身近に感じ郷土の自然にも親しむことのできるすばらしい体験になっていると思います。

一方、幼稚園等では矢吹町西側地域での自然体験活動は行っていない現状にあります。その理由としましては、その多くの史跡、公園等が隈戸川沿線に点在しており、幼児の水難事故を防止するための十分な安全策を講じることが困難なためであります。

しかしながら、幼稚園教育を行うための基本事項を定めた幼稚園教育要領では、自然に触れて感動する体験を通して自然との関わりを働きかけるよう求められていることから、安全対策などを十分に見極めて、実施の可否、教育委員会での支援策を検討してまいります。

議員おただしのとおり、時には外に出て郷土の美しい自然や貴重な史跡を直に体験することは、子供たちにとって郷土愛とともに豊かな感性を育む素晴らしい体験になると思われますので、今後も安全面に配慮しながら推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、冨永議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。
- ○7番(冨永創造君) ご答弁ありがとうございました。

まず、最初の再質問ですけれども、本町の農業はどうあるべきか、町長のお考えを聞くことができました。 1点、2点、3点と挙げておりますが、私も確かにその1点目の中心となる担い手の確保、育成、これにま さしくかかっていると私は考えております。

あと、ほかの項目に関しての事業なんですけれども、ほかの市町村でも同じように、育成に関してもほかの

市町村も同じように考えているとは思いますけれども、何を言いたいかというと、この町、矢吹町としての特色のある農業とは何なんだろうか、そしてそれがまた魅力に、これから農業をやってみようかな、また農業を続けてやっていきたいなという活力、そういったものにつながっていくと思うわけです。ですから、そういった特色のある農業とはこういうものだ、将来像としてこういうふうにあればという考えをもう少し聞けたらよかったかなという印象ですけれども、これから少しずつそういったものを聞かせていただければと思っております。

そこで大切なことというのは、これから農業経営とかそういったものを見たとき、大規模農家とか、今までにずっと成果を上げてきた農家がどっちかというといろんな補助の対象になっていると思うんです。しかし、これからは人口減少等を抑止するとかも考えれば、新しく農家をやっていきたい、これから始めたいなとそういういう方が増えていくこと、これはまさしく今後の魅力ある農業、そして活力ある農業につながると思うわけです。

そこでお尋ねしたいのが、いわゆるこれから移住してくるであろうそういった方、また、初心者なんだけれども農業をやりたいというそういった方に対する受皿、それをどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) それでは、7番、冨永議員の再質問にお答えいたします。 移住の方とかのそういった農業に対する支援、そういった部分の考え方でございますが、本当に今、矢吹の 農業にとって担い手不足というのが大変喫緊で重要な課題となっております。

まだ町としては、移住の人に対して具体的にこうしたい、ああしたいというような策は、具体的になっておりませんけれども、こういった貴重な方々については町としても全力的に支援、バックアップをしていきたいというふうに考えております。

また、これから今後の矢吹の農業について、具体的にどうしていくかというのをJAさんとも詰めながら、関係機関とも詰めながら、真剣に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) ぜひ受皿つくり、受皿体制構築、これをしっかりと考えていっていただければと思います。

次に、今、頑張っている農家の皆さんがいっぱいいらっしゃいます。そういった中で、今作っている例えばトマト、説明の中で継続して高品質の農作物を消費者に提供していくためという言葉が入っておりましたが、そういった農家の皆さん、年間を通して消費者の声に応えたいんだというやる気を持った方がおられます。そういった方に対しての集中的な支援、資金面から、そういったものから考えはないか。といいますのは、先ほどの説明の中にありましたけれども、パイプハウス等導入するけれども、国の補助事業が補助率50%を使うと。

これくらいで、そうすると本人たちは50%負担になるのかなということになると思うんです。

よく私、川南の例を出すんですけれども、国から、それからJAから、そうして町から、農家の方に約80% ほど補助ができるようにしてやると、それくらいに負担を減らすような努力をされていると。そういった中で、町のほうはこういった支援を、いわゆる選択と集中、そういったところから、薄く広くという支援ではなくて、まずはそういったやる気、将来の農業を考えてやる気のある農家に対して集中的に支援、援助できないか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 7番、冨永議員の再質問にお答えいたします。

今ほど質問のございました、本当にやる気のある農家の皆さんである程度ポイントを絞って、強力に推進していきたいという農家さんに対しての補助、今、パワーアップ事業というお話がございました。確かに川南町様のほうでは、友好都市ではございますが、非常にその辺、力を入れているということでお聞きしております。町としましてもこのパワーアップ事業、昨年まではやってございまして、確かに国の補助、50%の補助ということになってございます。ただ、やはりこのようなまとまった形で、地区単位とかで、まとまった形である程度品種を絞ってやっていきたいということでございましたら、こういったパワーアップ事業にさらなる町としての上乗せ補助なども検討していきながら考えたいというふうに思っております。また、近隣の市町村さんの取組とかそういったものも研究等させていただきながら、町としてできる限りの支援を今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 7番。
- ○7番(冨永創造君) 続きまして、今のに関連しまして、資金面等の援助ということに多少関わってきますけれども、この町は大体、農業、水産事業費、それに大体約7億を使っております。大体7億ですね。平成30年、そして31年。これに対して、ほかと比較するのも何ですけれども、実は結構いい予算を組んでいるなと。というのは、答弁の中でも矢吹町の農業産出額ですか、それは県内で町と村では3位ぐらいに位置しているわけですけれども、会津美里、これは63億です。会津坂下は46億です。そして矢吹が45億、これは同じ年度です。平成30年度、同じ資料です。そして、大体予算も矢吹より少ない、それぞれ。

なお、川南という例も出しておりますけれども、これの農業産出額というのはこれは大きい。資料によりますと、やはり同じ平成30年なんですけれども、川南は237億、とてつもない数字です。そして福島県では市部門では伊達市が入っておりまして、これが182億です。伊達市の場合は全国で93位、そして川南町は全国で50位の位置にあります。ただ、農業水産に関する予算というのは矢吹とはそんなに変わらないです。とすると、費用対効果どうなんだとそういうふうなことを考えてしまいます。

そういったことで、これは質問ですけれども、矢吹のこの7億の予算、大体変わらないです。総予算の大体 7%前後でしょうか。それに対して、まずはこの町は、福島県ではそれなりの額を上げて3番ぐらいの位置に 産出額として出してはいるんですけれども、ほかのところと比べると、もう少しキャパというか、あるのではないかとそう思ってしまいます。ここら辺も含めてどうなのかということでお答え願います。費用対効果。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) 富永議員のご質問にお答えします。

ただし、農業関係につきましては、私の印象では率直に言って、半年あるいは7か月余り過ぎたのですが、 基幹産業と言いながら、やはりなかなか十分な行政からの支援という面では工夫の余地が相当あるのかなと、 質、量ともにと考えています。

その中で、先ほどコストパフォーマンスのようなお話もありましたが、やはりこれは仮説です。私、ここでお話ししたことが全部正しいということであると、私、ちょっと今の状況では答弁できるだけの材料を持っていないので、やはり非常に大きな点は、矢吹町が今、JAが2つあって、それで統一的な策が施せないということ、そしてやはり、例えば非常に大事なのは産地形成とかまとまった形での政策、行政の対応が必要なわけなんですが、それがなかなかできない。それから、人を育成するに際しても、その部分の限界が非常にあるなというふうに、私、この7か月ぐらいの間に印象を持っています。

ですから、それを言い訳にするわけじゃないんですが、私が、全国でかなり頑張っている農業関係でパフォーマンスを上げているところは、やはりJAとそれから行政がしっかりとしたタッグを組んで、方向性を一致して産地形成なり、それから要するに消費地に対する開拓も含めて、相当なことをやっているというふうな印象を持っておりまして、そこからするとやはり、私は矢吹町については実際に交通の要衝であるとか、それから様々ないい作物がいい環境でできるであるとか、相当なアドバンテージを持っていると思いますし、一時期、特に原発の落ち込み、以前の中畑地区をはじめとする農家、あるいはそこから後継者が非常にいた時代もありましたが、そこから今に至るまでの間にそういう要件がかなり崩れてしまっている。そして、JAも合併という形で、矢吹町の中を一体で町と行政と一緒になってこれをやっていくという体制が今、取れていないということも、私は大変大きな課題かなというふうに思っております。

それで、そういった策を施すに当たって大事なのは、幾ら融資をしようとか、有利な条件でやろうと思っても、これもまた、私の経験ですけれども、恐らくそんなに間違ってはいないと思いますが、やはり非常にやる気がある、それから経験と能力があって、そういった仲間がいて、それで、それに対して融資をするということは非常に大きな力になるんですが、そこが欠けているところへの融資は逆に毒になる場合もあるということも含めて、そこの融資についての考え方も含めて、まずはそのやる主体をどうやって確保していくか、また育てていくかということが大変大切かと思っています。それは個人であったり、農業の営農集団であったり、様々な形がありますが、私は、やはりまだそこはちょっと足りないのかなというふうに思っています。

ただ、先ほどのようにどんどん高齢化が進むと、10年たったら平均年齢が9歳上がってしまうような状況ですから、この中でやるんであれば、今、農業で、ちょっと長くなりますが、私が一番心配しているのは、新しい農業の集団であるとかそういったところも非常に大事で必要なんですが、後で第6次のまちづくり総合計画の後期計画の中で、そういった問題意識もちょっと出そうと思っていますが、「田園のまち・やぶき」、しか

し、その相当程度は、先ほどのように相当高齢化した、そして、野菜ではなくやはり水田がかなり、ある程度、 機械とそれから耕作している方々がいればかなりできますので、ただ、その請負耕作をやっていらっしゃる 方々で、80町歩をやっているとかそういった大きな方々が相当高齢化して、74歳、75歳とかになっていますの で、この方がもし体調が悪いとか、あるいは倒れられたりしたら、矢吹町は本当に「さわやかな田園のまち」 ではなくて耕作放棄地だらけの町になってしまうと。

そのことは、私は毎年、春から初夏にかけて、その風景を見て、ああ、ちゃんと作付できたと、ちゃんとその後も、本当にまず稲穂が育ってきているというのを見て安心したわけですが、これからはそういった年齢の方々が中心になっているだけに、一気にその耕作放棄地が増えていくのをどうやって対応するかというのが、私が矢吹町の農業、それから「田園のまち・やぶき」を守るための大きな課題だと思っていまして、そのことも含めて考えなくてはいけないというふうに思っています。

それには、例えば、先ほどの分かれているJAということの限界を乗り超えて、ライスセンターをつくるなり、やはり個々の農家に対するバックアップ体制を相当つくって、その今の水田、言わば「さわやかな田園のまち・やぶき」を守っていくための体制が必要だと思っています。

ですから、冨永議員のおっしゃったことで、大変、これからの農業についての明るい未来といいますか、そこを変えていくことは私はぜひやりたいんですが、私が今取り組むべきことは、むしろその「田園のまち・やぶき」を耕作放棄地の山にしないためにどういった形でそれを守っていくかと。矢吹町の中でちゃんと毎年緑豊かな矢吹町を保っていくのをどうしたらいいかということを最大の課題だと実は捉えています。そのことをきちんとやっていくことが恐らくは、先ほどのようにいい米、農産物を矢吹町がこれからもきちんと生産して、皆さんの口に、先ほどのようにおいしい米を届けることにつながるんではないかというふうに思っております。私がまだ、実は本当にまだ7か月ぐらいですので、これから現場をどんどん歩いて、コロナのために本当に歩けていないのですが、現場を歩いて、その一つ一つを確かめながら、先ほどのような処方箋を皆さんとともに相談しながら変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

7番。

○7番(冨永創造君) 町長からの率直な考えを聞き出すことができて、非常に参考になります。ぜひ、明るい 農業のために一歩一歩進んでいただけたらなと考えております。よろしくお願いいたします。

さらに、有機米に関してであります。

有機米ばかりでなく有機農産物に関して、国が定めた基本方針というのもございます。平成30年までには 0.4%程度、我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合であります。それを倍増、1%にさせると あります。いわゆる国のほうも有機農産物、それの栽培に向けて動き出しているという印象であります。と同時に、福島県でありますが、8月10日、中央地方紙紙面によりますと、県産農産物の風評払拭の柱に位置づける有機農産物の販路拡大に向け、生産者の支援を強化する。まさしく有機農作物、これから少しずつ増やして いこうという傾向にあるということですから、答弁の中を見ますとなかなか難しい、分かっております。私も 3 反部ほど農薬を使わない、そして自分の作った肥料でお米を作っております。ただ、食味が78というのはちょっと、80ではないのでこれから頑張らなければならないなという思いなんですけれども、そういった中で、

確かに手間暇かかりますが、有機農産物に対する付加価値、そして売れば必ず消費者は買ってくれる、最近は そんなふうなこととして、結構インターネットを通しながらとかで販売されているとも聞きます。そういった 中にありまして、ぜひ有機農産物の栽培に対する支援というのを考えていただきたいと思っております。

町のほうでも、答弁の中にありましたようにアイガモ栽培、そしてちょっと前まではカブトエビによる有機 農法、そういったものでやってきておりますが、説明を聞くとだんだん縮小化されていっていると、これはな ぜなのか。どのように生産者の声を聞いているか、お尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 7番、冨永議員の再質問にお答えいたします。

有機米の取り組む農家さんの減少についての原因というか、どのような状況を把握しているかというような ご質問だったかと思います。やはり一番は非常に手間がかかるというのが大きな原因かなというふうに思いま す。今ほど言われましたように、アイガモとかそういったものを使っての有機農法ということでございますが、 そのアイガモの飼育というのはもちろんなんですけれども、田んぼの管理とか草の管理、その他非常に手間が かかるということでお話を聞いております。

なかなか、そういった部分でアドバイスできたりとか、そういった部分が相談をなかなかできないような状況もあるのかなというふうに思いますけれども、やはり今そういったところで、非常に今、商品としては付加価値が高くて首都圏等では高く取引されているという話は聞くんですけれども、そういったところで、今後、先ほども言いましたように、有機農法、有機農家を増やしていくためにはその辺の原因をしっかりと追究して、対策を考えて、行政として今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 7番。
- ○7番(冨永創造君) ぜひ前向きに有機の農産物の拡大、それに対する努力を、支援を惜しまないようにして いただければと思います。

先ほども、私の中で、国・県も有機農産物に関しては前向きな考えを持っております。そして、さらに地域によっては学校給食にも有機米を提供していると。そういうところが、千葉県いすみ市や、近くでは天栄村、そして愛媛県今治市、ちょっと調べただけでどんどん出てきます。やれるところではやっている。そして、ちょっとここでは有機米に絞りますけれども、そういったものはやっぱり家族と自分自身の健康を守る、そして環境を守る。さらに有機農業というものは循環型、持続可能な社会づくりの基盤産業でもあると。そして地域のブランド力を上げると。そして子供たちの明るい未来、それにもつながっていく。

メリット、デメリットを考えたときに、今、SDGsという言葉をよく聞きます。持続可能な社会のゴールを目指す。まさしく、有機米を学校給食の中に少しでも提供すれば、SDGsの手前にある教育、ESD、学校教育でこの持続可能な環境を考える。そして子供たちに伝える、そういう機会が生まれるわけです。ですから、ただ単に量とかお金、そういうことばかりではなくて、その以外のメリットがいっぱいあるということを

考えて、そういうものもあるんだということに気づいていただければ、また認識していただければ、この有機 農産物の拡大、またそういった今は少ないですけれども、この本町にとって関わっている農家の皆さんは少な いですけれども、行く行くは充実した産業と、有機米栽培を自信を持って、誇りを持ってやっていけると思い ますので、ぜひぜひ、そういった視点から支援のほどを考えていただければと思います。

ちょっと長くなってしまいましたが、そういうことで、答弁にありましたように、まずはできるところからだと思いますが、調理実習で有機米、コシヒカリだと思うんですけれども、それを使っていただけるというのは一歩だと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

地域資源の積極的活用にということについてということで、今までは保護というのが重点でありましたが、 改正によって活用の分も認める、だから文化財になっていなくても袖ヶ舘とかそういったところはさらに活用 可能となってきているとそういう答弁でありました。私としても、本当にこれを聞いたとき非常にうれしく思 っております。

私、こうすっぺ西側イメージアップ作戦として活動を20年間やってきました。ほとんどは草刈りです。もう草刈り、草刈り、草刈り、これがゴールか、いや、これはゴールではない、この地域資源として、いかに子供たちまたは大人も含めて活用できる、そういう地域、そういう場所をつくり上げていきたい、これがこの矢吹町にあるんだ、そういうものを示したかった。それゆえ20年間草刈り、会員とともにやらせていただいております。

もうこれ以上、何の質問もありません。この今日の答弁で、この21年はやらなくてもいいのかなとそのぐら い思ったくらいですけれども、勝手にやらせていただきたいと考えております。

以上、私の質問、終わります。ありがとうございます。

○議長(角田秀明君) 以上で、7番、冨永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分にお願いしたいと思います。

(午後 1時59分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午後 2時10分)

◇高久美秋君

○議長(角田秀明君) 通告4番、3番、髙久美秋君の一般質問を許します。3番。

〔3番 髙久美秋君登壇〕

○3番(髙久美秋君) 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、一般質問させていただきます。

農地等の除染のため池放射性物質対策事業についてお尋ねいたします。

放射性物質対策が必要な田内地内の3か所のため池について、汚泥を吸引するしゅんせつ工事を実施して、 放射性物質濃度の軽減を図る事業が行われたことについてお聞きします。

このしゅんせつ工事を行って、どの程度の濃度まで下がったかを数値とパーセントで教えていただきたい。 2つ目に、当時、線量が高い田内地区と柿之内地区の全域の田んぼ全域にゼオライトを散布して、米に移行 しないように放射能物質を吸着させました。田んぼの濃度は大丈夫なのでしょうか。

3番目に、矢吹地区のほかのため池の汚染濃度は大丈夫でしょうか。数値を教えていただきます。このとき、 ため池のしゅんせつ工事をしなければならない基準の数値を教えていただきたい。

2つ目に、2区のツツジロードについてのご質問です。

このたび、ことぶき大学から質問、要望書等が届けられました。この中で2区のツツジロード、羽鳥用水管理用道路沿いがあり、植えたはよいが土地改良区で草刈りをしなくなったので、かえって汚いとあります。この管理体制はどのようになっていますか。

3番目に、コロナ対策について。

新型コロナ対策、コロナは第2波、第3波といったいつ終わるか先が見えない闘いになってきています。これから町の財政の心配と、経済がますます落ち込むかもしれません。いろいろな施策はあるにせよ、長期戦を 覚悟して持続可能な対策を考えなければならないと思っております。執行部の考えを教えていただきたい。

よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、3番、髙久議員の質問にお答えいたします。

初めに、ため池の放射性物質対策事業についてのおただしでありますが、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質に汚染された農業用ため池で底質濃度が8,000ベクレルを超過した箇所については、平成30年度に国の補助事業である福島再生加速化交付金を活用いたしまして除染対策を実施したところであります。

本町では田内地内にある3か所のため池、入の沢池、長命池、そして子八清水池が8,000ベクレルの基準を超過したことから、農林水産省のため池の放射性対策技術マニュアルに基づきまして、汚染した汚泥を吸引するポンプしゅんせつ工法によりため池の底質を除去し、放射性物質の低減対策を実施したところであります。

対策後の放射性濃度の数値につきましては、平均の数値となりますが、入の沢池では、対策前が1万4,000ベクレルに対し対策後が約100ベクレルとなり低減率が約99%、長命池では、対策前が約1万3,000ベクレルに対し対策後が約200ベクレルとなり低減率が約98%、子八清水池では、対策前が約1万2,000ベクレルに対し対策後が約400ベクレルとなり低減率が約96%となっております。

このような結果から、放射性物質対策の実施により放射性物質濃度が大幅に減少しており、営農活動等の安全・安心な環境づくりが図られたものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、田内及び柿之内に係る田んぼの放射性物質濃度のおただしでありますが、平成23年の東京電力福島第 一原子力発電所の事故において広範囲にわたり放射性物質の飛散があり、その当時、本町の農業への影響が懸 念されたところであります。特に柿之内地区及び田内地区においては放射性物質の飛散が大きく、空間線量についても高い値を示していたため、国の事業を活用し、約118~クタールの水田について、平成24年3月に放射性物質の低減対策を実施したところであります。

放射性物質低減対策の方法につきましては、放射性物質を吸着するゼオライト、これを10アール当たり200 キログラム散布し、その後プラウにより反転耕を行い、最後に放射性物質吸収抑制材として塩化カリを散布い たしました。

この作業につきましては、当時、JA東西しらかわに委託し、JA東西しらかわの農青連が中心となり、こちらには髙久議員も携わられたということで聞いてございます。平成24年産米の作付前までに完了いたしました。対策の実施前と実施後の空間線量につきましては、田内地区で227地点を調査した結果、地上1メートル地点の平均が、実施前の0.45マイクロシーベルトから実施後は0.43マイクロシーベルトと低減し、また、柿之内地区で458地点を調査した結果、地上1メートル地点の平均が、実施前の0.35マイクロシーベルトから実施後は0.32マイクロシーベルトと低減しております。なお、現在の空間線量を測定いたしましたところ、0.10マイクロシーベルト程度になってございます。

また、本町では、平成24年度から令和元年度までの米の全量全袋検査を実施しておりまして、総数約182万袋全てにおいて基準値を大きく下回る結果となっておりまして、関係者の皆様にはご心配やご不便をおかけいたしましたが、ご協力をいただいたことに対し大変感謝してございます。

さらに、このような取組に加え、森林再生事業、そして農業用ため池の放射性物質対策事業などの放射線量の軽減対策を行うことで、農業従事者等への身体の影響は安全な範囲であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹地区のほかのため池についてのおただしでありますが、福島県では、平成25年度から平成30年度まで、県内の農業用ため池のモニタリング調査を実施いたしまして、本町においても、ため池台帳に登録をしている47か所の農業用ため池についてモニタリング調査を実施いたしました。

その結果につきましては福島県のホームページでも公表されておりまして、ため池放射性物質対策の実施基準である、底質の放射性セシウム濃度が乾重量当たり8,000ベクレルを超過する農業用ため池として、平成25年度調査で田内地区内の北田池、平成26年度調査で同じく田内地区内の入の沢池、子八清水池、平成27年度調査で田内地区内の長命池の合計4か所が確認されました。その後、平成30年度までモニタリング調査は続けられましたが、町内でほかに基準を超過したため池は確認されませんでした。

当該4か所のため池につきましては、平成28年度に詳細調査が行われ、その結果、入の沢池、子八清水池、 長命池の3か所のため池について、平成30年度にポンプしゅんせつによる底質除去を実施いたしました。なお、 基準に満たない北田池は対策の対象外となりまして、しゅんせつ等は行っておりません。

なお、平成24年度から実施していた米の全量全袋検査の結果におきましては、町内で生産された米について、 国の食品衛生法に規定する一般食品の基準値100ベクレルを超える米は確認されておりませんので、北田池を 含む対策を実施していない他の農業用ため池についても安全性が確認されているものと認識しております。

令和2年度以降は、これまでの全量全袋検査から町内4地域からの抽出による米のモニタリング検査に移行いたしますので、今後も検査の結果を注視しながら、安全・安心な農業を推進してまいりますので、ご理解と

ご協力をお願いいたします。

次に、ツツジロードの除草についてのおただしでございます。

羽鳥用水管理用道路沿いのツツジ植樹につきましては、町の区長会が平成28年9月に協働のまちづくり事業の一環として、行政区長、小学生や幼稚園児、地域住民、町議会議員の皆様及び町の職員等、総勢223名により、様々な品種のツツジを植樹いたしました。

2区の羽鳥用水管理用道路における除草の管理体制につきましては、議員ご指摘のとおり、平成27年までは 土地所有者である矢吹原土地改良区において年数回の除草作業を行っておりましたが、平成28年以降は、矢吹 原土地改良区の了承の下に、町の区長会がボランティア活動として年2回の草刈り活動を行っております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年の実施時期より遅い8月4日に総勢55名による草刈りボランティア作業を行ったため、地域住民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけいたしました。

今後は、地域の環境整備を配慮しながら、町、町の区長会及び矢吹原土地改良区による除草作業の機会を増 やせるよう協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてのおただしであります。

現在、福島県内では、連日のように感染者が相次ぐなど感染拡大がむしろ目立っている状況にあり、福島県知事は8月31日の定例記者会見で、福島県は第2波の状況にあるとの厳しい認識を初めて示されました。このように依然とし予断を許さない状況にある等、国内外が未曾有の危機に直面する中においては、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められております。

この間、国や県は様々な支援策を講じておりますが、その支援策を十分に活用しながら、本町では、国や県からでは行き届かない、地域の現場を知り尽くしているからこそできる本町独自の支援策として、それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな事業を実施してまいります。

また、感染拡大防止対策から強靭かつ自律的な地域社会経済への構築という次なるステージとして、経済活動の回復、強靭な地域社会と経済構造の構築により、暮らしや事業のインフラを町民や事業者、行政が力を合わせて支え、地域の特性を生かした新たな地域社会経済を目指す必要があると考えております。いわゆるウィズコロナの社会構築ということです。

そして、国の関係省庁による多くの施策との相乗効果を追求し、取組の効果を最大限に発揮しながら、新しい生活様式等への対応として、コロナに強い社会環境整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費、投資の促進の3つの角度から、必要な取組を重点的かつ複合的に展開し、新しい生活様式とそれを支える強靭かつ自律的な地域社会経済を構築してまいります。

このようなことを踏まえ、本町は本定例会において、これまでの感染症対策に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しながら、医療提供体制の確保、町民生活の支援、そして事業者の事業継続支援、学習環境の整備等、様々な分野における本町独自の多くの対策、支援策をご提案させていただきました。しかしながら、感染症の影響は今後も長期に及ぶものであり、町民の生活を守り、感染拡大防止と地域社会経済活動の両立を図るため、行政、議会、町民が一体となって取り組むことが大変重要であると認識しております。

そして、新型コロナウイルスに対する正しい理解と意識の醸成を図るとともに、行政が中心となって全力で

取り組むことで、この困難を共に乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいた します。

以上で、3番、髙久議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。3番。
- ○3番(髙久美秋君) ため池のポンプしゅんせつ工法とは、どのような工法なのでしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 3番、髙久議員の再質問にお答えさせていただきます。 ため池の放射線低減化の実際の作業の内容でございますけれども、こちらの池のほうに、大洗浄のしゅんせ つ用ジェットポンプという機械があるんですけれども、そちらのほうを設置しまして、そこからため池の底に 向かってポンプで汚泥をまず一度引き抜きます。引き抜きまして、その引き抜いた中身を分離するみたいなん ですけれども、その分離の過程で放射性物質を取り除くというような方法を取っていたということでございます。 あまり、ちょっと具体的な話ではなくて申し訳ないですけれども、そのようなことで実施しております。 以上でございます。
- ○議長(角田秀明君) 言葉ではなかなか分からないから、資料に基づいて……
- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) それでは、ちょっと補足いたします。

実際の作業をやっていたときの写真がございますので、そちらを後ほど見ていただくことで、ご確認いただければと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 3番。
- ○3番(髙久美秋君) このしゅんせつ工法の工事なんですけれども、いつ、どの業者が行ったか教えていただきたいです。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 3番、髙久議員の再質問にお答えいたします。

やった年度につきましては、ちょっと私の記憶が曖昧ですので、確認後もう一度お話しをさせてもらいたい と思います。繰越しでやってございますが、何年度から何年度までというのは、ちょっと確認してからお答え させていただきたいと思います。

落札の業者は、伸和建設のほうで落札して、実施しております。 以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

3番。

○3番(髙久美秋君) 当初、4つのため池でしゅんせつ工事をやる予定だったんですけれども、1つの池が対象から外れたということで、これ、ほっておいてもやはり線量が落ちるものなんですか。

というのは、場所によって濃度が違うんじゃないかと思うんですけれども、その辺のことを教えていただき たい。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 3番、髙久議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、当初4か所、北田池も含めた4か所が3か所になった理由でございますが、最初に全てのため池について調査を、ベクレルの濃度の調査をしたところでございます。そちらで、4つのため池が放射性物質の濃度が高いということで詳細調査に入りました。詳細調査を測りますとより一層詳しい濃度が測れるということで実施しましたが、このときの国のほうのため池の放射能低減事業の対象が8,000ベクレルというものが1つの基準になってございました。3つのため池については、先ほどの町長の答弁にもありましたように、1万2,000ベクレルから1万4,000ベクレルの数値を出しておりまして該当になりましたが、北田池については、詳細調査の結果、8,000ベクレルはないということが分かりまして、その実際の対象から除外されております。

実際に今、物質があって大丈夫なのかというようなところでございますけれども、まず国のほうでは、そういった部分については、池の下にある部分については特に問題ないというような考えでございます。また、放射性物質が、水自体が遮蔽効果がありますので、そこでかなり、池から出てくる部分については外も影響はないというような考え方であるというふうに考えております。

また、福島県、それから環境省などでもいろいろため池の放射線の影響、そういったものをいろいろ文献も 出しているんですけれども、それぞれの放射性物質の半減期とかそういった部分、あとは今まで言いましたそ ういった取組、放射性物質を低減化するための物質のそういった取組によって、今は安全な状態が保たれてい るという認識で考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 3番。
- ○3番(髙久美秋君) そうしますと、9年以上たった今、何でこんなしゅんせつ工事をやらなければいけない というようになったんでしょうか。これ、いつの段階でその計画が上がったんでしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 3番、髙久議員の再質問にお答えさせていただきます。 なぜ今の時期になったかという内容でございますが、先ほどの最初のため池の調査を平成24年度から行って まいりました。そしてその後、各市町村にもそういうため池の中で放射性物質が高い、濃度が高い池があると いうことで、各市町村から県・国のほうに要望が上がった経過がございます。そういった経過があって、29年度に実施設計、30年度に実際に対策を行ったというようなことで、そういった流れで今の段階になったというような経過でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。3番。
- ○3番(髙久美秋君) 続きまして、ツツジ路地についてご質問します。

ツツジ路地で植林したのは、道の駅事業の開拓ロード整備事業というところからお金が出ていますが、これ 28年、29年、30年度、3年にわたって2区行政区と矢吹町区長会が行うことになりましたが、最初の段階でな ぜここが全部この事業を請け負うようになったのか、経緯をご説明願います。

- ○議長(角田秀明君) 髙久議員、質問がちょっと違うんですけれども。管理体制……
- ○3番(髙久美秋君) これは管理体制の問題ですから、最初にこの事業が、その管理体制がどこで始まったかということを質問しています。
- ○議長(角田秀明君) 執行部、分かりますか、そのこと。

答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 髙久議員の再質問ということで、ツツジロードの経過ということで、 まちづくり推進課の経過についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、まちづくり推進課でツツジロードが始まったのは、平成28年に植樹をしてございます。こちらにつきましては、県のうつくしま基金を利用して植樹を行ってございます。その後、平成29年から区長会で協議会の補助金を頂きながら、羽鳥幹線が一部開拓ロードの一部になっているということもあり、補助金を頂いて、ツツジの補植をさせていただいております。こちらの補植というところで、平成29年度と30年度に実施した経過でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 3番。
- ○3番(髙久美秋君) そうしますと、これは補助金が出ている2区と区長会が管理するような方向でしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 髙久議員の再質問にお答えします。

ツツジロードの管理というふうなお話でございますが、区長会のほうで、平成29年度から矢吹原土地改良区 のほうの土地をお借りして、ボランティア活動で草刈り等の活動を行っているというようなことでございます。 ですので、そこの管理は矢吹原土地改良区ということでご確認いただきたいと思います。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

3番。

- ○3番(髙久美秋君) 今、矢吹原土地改良区ということの管理と言われましたけれども、私、聞きましたら、 そもそもツツジを植える段階で、植えていいかということで、管理を任されるなら許可はしなかったという答 弁をいただいています。ですので、ツツジを植えた時点で、これ矢吹側の管理になっていると思うんですけれ ども、その辺どうでしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) それでは、髙久議員の再質問にお答えします。 まちづくり推進課としましては、土地改良区に植えさせてもらったツツジの管理というところの責任という ふうに認識してございますので、ご了解いただきたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 3番。
- ○3番(髙久美秋君) この事業のもともとの事業内容が道の駅事業なんですよ。それで、道の駅事業の中の開 拓ロード事業なんです、その事業でツツジを植えているんですよ。ツツジを植えたのが矢吹区長会なんです。 そもそもは、これ開拓ロードの事業なんですよ。

その辺、もう一度、答弁お願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) それでは、髙久議員の再質問にお答えいたします。 まず、始まりなんですが、植樹についての補助金につきましては、道の駅協議会の補助金ではなく、県のうつくしま基金を使用して植樹したということでございます。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 3番。
- ○3番(髙久美秋君) そうしますと、2区行政区で28年度にやった事業は、これが隈戸川沿いの三十三観音沿いの開拓ロードの整備事業で、これ300万、2区に払っていますよね。これが、2区行政区に払っていますけれども、これがそちらのうつくしま事業のほうで、ツツジのほうはまた違うんじゃないですか、これ。
- ○議長(角田秀明君) 今、執行側のほうで整理しますので、暫時休議いたします。

(午後	2時4	6分

○議長(角田秀明君) それでは、再開をいたします。

(午後 3時02分)

○議長(角田秀明君) ただいま、髙久君の質問に対して答弁をまちづくり推進課課長、山野辺幸徳君から答弁を求めます。

課長。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) それでは、再度、髙久議員のほうに質問についてお答えします。

まず、ツツジロードの植樹につきましては、県のうつくしま基金というふうな補助金を使用して、植樹をさせていただきました。

それで、その翌年、29年度、30年度につきましては、道の駅協議会の開拓ロードの補助金を使わせていただいて、枯れたツツジもありますので、補植をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

3番。

○3番(髙久美秋君) そうしますと、最終的にはこれはやっぱり道の駅事業ということで、住民の方が実は、 ツツジのところは刈ってもらえるんですけれども、その外側が草丈2メートル以上になっているところがある です。そうすると、そこがやっぱり住民の方も独り暮らしで、お年寄りなので、そこに連れ込まれたら大変だ と怖いと言っているんですよ。

この開拓ロードの位置づけですか、これ開拓ロードとして、開拓の歴史に触れることができる施設や名所旧跡、矢吹町のすばらしい田園風景を体感できるビュースポット、花の里を結ぶルートを開拓ロードとして整備して、観光導入として相乗効果を図ってまいります、景観をうたっているので、これは最終的には町が行政主導でちゃんと景観を守っていかなければいけないと思うのですが、その辺、やっぱり管理体制は町が責任を持ってやっていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長(角田秀明君) 要するに、ツツジはきれいにしてくれたけれども、その周りの土手とかが草が生えているから、そういうところを管理してもらいたいということ。

答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 3番、髙久議員の再質問にお答えいたします。

今の髙久議員がおっしゃった場所は、羽鳥幹線に隣接する農地の部分だったかと思いますけれども、確かに草が植わっています。このような場所については基本的には農地ですので、それぞれの所有者さんの管理をしてもらうということが原則でございますが、産業振興課、そして農業委員会として、そういった農地については適切に管理をお願いしたいということでのお願いを今後してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。
- ○3番(髙久美秋君) ありがとうございました。ありません。
- ○議長(角田秀明君) 以上で、3番、髙久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

3時20分に再開します。お願いします。

(午後 3時06分)

○議長(角田秀明君) 再開します。

(午後 3時20分)

◎会議時間の延長

○議長(角田秀明君) 再開しましたけれども、ただ今、時間を延長する場合の皆さんにお諮りをしたいと思います。

これから藤井君の一般質問をやるんですが、時間を延長してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) では、そういうことで進めていきたいと思います。

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長(角田秀明君) 通告5番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。 4番。

[4番 藤井源喜君登壇]

○4番(藤井源喜君) 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆様には、傍聴、大変ありがとうございます。

初めに、今回の新型コロナウイルス感染症によって被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げます。 また、福島県内の医療機関でもクラスターが発生するなど厳しい状況が続いておりますが、一刻も早く収束することをお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1つ目として、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画についてです。

この計画では、廃止等の事業が5事業となっておりますが、その中の1つ、道の駅推進事業についてであります。

10年以上前のことですが、矢吹の町に道の駅を造る計画があるらしいという話を聞いたときには、私個人的には大変期待をしましたし、少しわくわくしたというような思いもございます。当時、4号線を福島市から南下して白河市まで自動車で走行すると、須賀川までは4車線ということになっていますが、鏡石から矢吹町、泉崎村、白河市では2車線になってしまうというような道路の状況でした。やっとこの何年かで白河地区の私が前勤めていたJAしらかわの前、それから現在の鏡石地点、こちらは4車線になって、道路のほうも進んできたというような状況です。途中、道の駅安達がありますが、道路が整備されてこの県南地区にもし道の駅ができるのであれば、また、それが矢吹の町にとなれば、何らかの矢吹町にとっての起爆剤になるかもしれないというような思いが大変ありました。

協議会が設置されて、検討は重ねてきたようですが、建物ができてもソフト面での運用方法、直売所機能等、 それのみとかという感じでは駄目だろうし、4号線の進み具合も考えていくと、現状でもなかなか道の駅については難しいのかなというような思いはございます。これら近隣町村も巻き込んでの共同事業ということもな かなか難しいんでしょうけれども、そういう方法もあったのかなというふうにも思ったりしました。 そんな私の思いでございますが、まず、質問の1つでございます。

道の駅推進事業については、町民の中でも期待を持っていた人と必要性を感じない人がいるかと思われます。 議会でも特別委員会が設置されているところですが、事業廃止とした理由についてお伺いいたします。

通告のほうは事業廃止としましたので、このまま読ませていただきます。

次に、(2)でございます。

新規事業として計画されている(仮称)新田園都市構想事業について、この計画に入れた町長の思いと内容 について、ぜひお聞かせいただければというふうに思います。

今回の定例会の中で、まちづくり後期基本計画が提案されたということで、新政蛭田町長が具体的に動き始めることになるのだろうというふうに思います。こういった新しい構想、大変期待をしております。よろしくお願いしたいと思います。

2つ目は、職員の体制についてであります。

まず、1つですが、役場職員の年齢別構成によると、22歳から24歳では女性が2名、53歳から57歳では女性が4名と、それぞれの年代で男性がゼロの状況だというふうになっております。人事配置が大変難しいと思われますが、令和3年度の職員採用については、現在、ホームページに掲示されているようですが、その採用予定人数についてお伺いいたします。

年齢別構成については、新人職員研修の資料の中に示されていたものであります。継続的に年代の人員を確保するというのは大変難しいことでもありますし、採用をしたからといってもそのまま続くわけでもないし、合格を出しても役場のほうに就職してくれるということもないという、大変難しいところはあるというふうに思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

2つ目には、まちづくり後期基本計画、これが示されて新しい事業等が出てきたというところから、職員数の増減等が発生してくるのか。また、各課の必要職員数はどのように管理しているのか、お伺いをしたいというふうに思っています。今回の計画が職員の業務の中でどのように影響していくのか、そういったところを聞かせていただければというふうに思います。

3つ目には、ICT関係についてとさせていただきました。

自治会によっては行政区に入らない住民の方もおり、回覧板を回付するのが容易ではないというような声もあるようです。さらに、このコロナ禍を考えて各種申込書等のICT化の検討や、ICTによる住民参画を検討してはどうかということで、お伺いをいたします。

今回のコロナ禍で、インターネット、テレワーク、オンライン、リモート、いろんな人と接しない環境でもできるというようなものが出てきたことに、多くの人が気づかされてきたのではないかというふうに思います。ICTシステムというのは、整備されて運用できる環境になれば、住人が使うためのものであっても、1万人の人が使うためのネットの状況であっても、費用というのがほとんど変わらない、限界費用というのはゼロになるということでありますので、ぜひこういったシステムを、知恵を出して、運用的なものを構築できるのではないかというふうに考えています。

私自身もまだその辺については少し具体的に進められる状況ではないのですが、現状の段階でこのような、

町のほうでどんな取組をしているかということで、回答のほうをよろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅推進事業についてのおただしでありますが、道の駅推進事業につきましては、平成28年度から、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に取り組んできたところであります。

しかしながら、現在、議会において道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会、百条委員会が設置され調査が行われている段階にあります。また、道の駅の候補地は町として決定しておらず、国道4号4車線化との協議は今後具体的に進められることに加え、これまで実施してきたテスト店舗の収支状況を含めた道の駅推進事業については、課題が多くあるというふうな認識でおります。

私は、選挙公約において、道の駅等公共事業の再点検、総点検を行うことを掲げておりました。そして、コロナの影響もあり、また、課題が多く総点検が十分にできていない現在の状況でありますけれども、先ほどのような非常に課題が多いという状況から立ち止まる必要があると考え、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画への位置づけは見送ることといたしました。

このように、現段階では見通せない部分があり、町民の皆様との合意形成が十分とは言えない状況にあることから、道の駅推進事業は凍結といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新規事業として計画している(仮称)新田園都市構想事業についてのおただしでございます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画案の策定につきましては、初めに、矢吹町の現状について、 各課とのヒアリングにより課題の把握を行い、その課題解決に向け今後どのような取組が将来の矢吹町の発展 につながるものか、これを庁内で熟議しながら決定したものであります。

私は、これからのまちづくりには、既存のポテンシャル、矢吹町の、これまで言ってまいりましたが交通アクセスあるいは様々なポテンシャル、可能性ですね、こちら見いだす青写真が必要である。可能性を見いだす、あるいはそれを将来に向けてつなげるといったほうがいいかもしれません。青写真が必要であると考えております。

また、本町では、担い手の高齢化と後継者不足、農業用施設の老朽化など、先ほど申し上げました農業政策として大変大きな課題がございます。この課題の背景には、後継者等の若者が当該地域から離れている状況があります。それは、農業に対する将来性もありますが、やはり非常に大きいのは、地域社会を維持する、農業を維持するという観点からすると、働く場の確保、これが非常に不足しているということが大きな問題であります。企業誘致を積極的に進めていくこと、そして働く場を確保すること、これが非常に大事なものではないかと考えております。

その対策として、今後、農業政策及び企業誘致の課題については、耕作することが例えば困難なまとまった 農地、これは具体的に言及することは避けますが、やはり農業用水で、昨年水が来なくて10~クタール単位で 空いてしまっている、耕作ができない状態で残っている農地が実は複数ございます。それはやはり大変なことでありまして、水が来ないということは、ちょっとこれは付言することでありますけれども、やはり1俵3万円とか、高くて、いわゆる八郎潟とかああいったところをどんどん開拓したときは、用水等も相当遠くの限界的な地点まで持っていって、あるいはコストについても相当程度かけても田んぼをつくったと。しかし、今は用水がなかなか行ってくれない、それには、相当のお金がかかるということで、それと、それから維持管理も後継者難によって非常に難しくなってきたことによって、水が来ないために放棄される、後継者難だけじゃないんです、放棄される田んぼが非常に多くなってまいりました。水が来ない田んぼには、幾ら農業法人であるとか、委託してやるよと言ってくれるところであっても、水が来ないところにはやってくれません。

そうすると、後継者がいなくて、水が来なくてというところの将来は、これは本当に田んぼが、1年、2年だと例の原発の後1年、水が羽鳥から来なかったときがありましたが、それはまだ草ぼうぼうです。ところが、農家をやったことある方ならよくお分かりのとおり、2年、3年、4年とたつと、これはもうジャングルになります。そして、そこはもうその後、畑や田んぼにするのは非常に困難なところになる。そんな状況が、ちょっと余計なことですが、そんな状況をちょっと想像していただければと。矢吹のあちこちにそういうことができるということをぜひ避けなくてはいけないというのが1つの大きな命題であります。

これらのことを、企業誘致を併せ取り組んでいくことが矢吹町にとって必要であると考えております。

なお、企業誘致については、先にエリアを決めて開発する従来型の方式ではなく、これにつきましては、さきに写真を、申し訳ないですが、これは例ということでしたが、非常に誤解を招きましたが、先にエリアを決めて開発する従来型の方式ではありません。旧総合運動公園用地をあらかじめその中心に置くものではなく、柔軟な対応ができるオーダーメード型をする企業誘致により進めていく考えも必要であります。

これは、従来型のように大きな企業、工業団地を造るということは大変な費用がかかりますが、その財源の問題もある、そして、それだけのまとまった土地をどうやって調整するかということもあります。それも含めてオーダーメード型の企業誘致ということを考えていきたいということであります。

あと、先ほどの田んぼの問題です。(仮称)でありますが、新田園都市構想事業はまさにそのような事業で ございまして、これまでの私の経験や培ったネットワーク等々、ちょっとおこがましいですが、そのような書 き方になっていますが、企業誘致にも取り組みながら、ただ、これまでは非常に残念ですが、コロナのことが あって、東京や大阪や企業誘致をする相手と会うことができない、行くことができないという非常に残念な状 況にありましたので、まさにこれからでありますけれども、企業誘致にも取り組みながら、第6次矢吹町まち づくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして取り組んでまいりたいと考えております。

なお、町内全域に、これは先ほどの一部の地域ではなく全域に目を向けることにより、民間開発の誘導等を 見据えた開発エリアの想定やインターチェンジの活用、そして、さらに企業誘致に向けた状況整備、環境整備 など、必要なゾーニングやインフラ整備を構想として今後策定すると。これは、町民の皆様のご意見、それか ら声を十分に聞いた上で、また議員の皆様の声も十分に聞いた上で、言わば柱建てを肉づけしていくと、そう いう作業がこれから十分に行わなければならないと考えております。そのことにより、50年後、100年後を見 据えた、ちょっと大きく出ましたが、今のようにウィズコロナということで、非常に大きな企業、特にIT関 連であるとか、情報関連の企業のいわゆる管理部門がどんどん今、東京を離れてきておりますので、そういっ たところを誘致できれば、本当に50年後、100年後を見据えたまちづくりができるのではないかというふうに 考えております。

有名なところでは、ちょっとまた話がずれますが、パソナが淡路島に1,200人の雇用を、これは経営管理部門と人事、総務、管理、そして経理、こういったところの要員を一気に移しましたが、こういったことともに、もう一つは、会社自体は移らないけれども、職員はもっと環境のいいところでリモートワークで、だけれども集まるときはすぐに集まれるという、実はこれは矢吹は絶好の位置にあります。

こういったことから、若い人たちがここに根づいてくれて、その人たちと企業が一生懸命矢吹の自主財源の 強化に貢献してくれて、そしてそれが、お年寄りの皆さんのこれから、先ほどのお年寄りの尊厳を守れるよう な環境をつくるための財源となってくれるということを私は非常に期待しております。

ということで、そういう田園都市づくりができるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

大分、ちょっと、ここに書いていないことを申し上げて大変失礼しましたが、なかなか意を尽くせないので 付言させていただきました。大変失礼いたしました。

それから次に、役場組織の人事配置と令和3年度の職員採用についてのおただしでありますが、議員ご指摘のとおり、本町の年齢別の男女構成分布は、男性のみ、女性のみという年齢もございますが、人事配置に当たっては、性別にかかわらず、主事、主査等の職位による構成と職員の適性、自己申告シートによる希望確認、育成のための人事サイクル等を勘案し、人員配置を行っております。

また、令和3年度矢吹町の職員採用候補者試験につきましては、今般の新型コロナウイルス感染拡大のリスクを最小限とするため、実施時期につきましては検討してまいりましたが、第一次試験につきまして10月17日に実施することといたしました。

試験実施につきましては、広報やぶき9月号及び町のホームページへ記事を掲載し、現在募集を行っている ところでございます。

採用予定人数につきましては、再任用職員数、退職者数が現段階では未定であり、標記上は若干名とさせていただいておりますが、採用決定に当たっては上位優秀者からの成績順に採用しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員数の増減及び職員数の管理についてのおただしでありますが、常勤の職員数については、矢吹町職員定数条例において、町部局、議会事務局、教育委員会部局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局等、部局ごとの定数を定め、全体の職員定数として170人と定められております。

一方、旧臨時職員、一般職非常勤職員につきましては、令和2年度から会計年度任用職員として任用されて おりますが、これら非常勤職員等は条例定数には含まれないこととなってございます。

常勤職員数は、条例定数の範囲内において、まちづくり総合計画に定める事業量に応じ適正な調整を図っており、職員総数について大きな変動はないと考えております。第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画では、東日本大震災からの復旧復興、そして発展という大きな目標に向け職員一丸となって尽力してまいりました。正職員はもちろん、条例定数外である臨時職員、非常勤職員も同様でございます。

本町では、令和2年度をもってこの発展期と位置づけられた期間が終了することから、これまでの震災対応

の組織体制から、後期基本計画に対応する職員体制にシフトし、住民のニーズに応える効果的な、効率的な行政サービスの提供を行っていくために、ICTの活用、民間委託の推進等による業務の改革を引き続き進めながら、今後、平時の常勤職員を中心とした簡素で効率的な行政体制を構築してまいりたいと考えております。

また、各課の必要職員数の管理につきましては、条例上の部局別定数を基本とし、組織機構に関する各課とのヒアリング等により、次年度以降の主要事業に係る人的な課題や各部署における組織的課題を把握し、適正な人員数を十分に検討し決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、先ほども出てきましたが、各種申込等のICT化についての藤井議員のおただしでございます。

コロナ禍にあっては、物理的な接触の機会を避ける対策として、ICTを用いた行政サービスの推進が、今後、大変重要になってくるのではないかというふうに思われます。

本町における各種申込等のICT化の現状でございますが、令和元年10月1日に各種証明書のコンビニ交付サービスを開始しており、役場に来庁することなく証明書の取得が可能となっており、令和元年10月から令和2年7月の10か月間で延べ246名の方が利用している状況でございます。

また、政府が運営するマイナポータルでは、児童手当関連の電子申請が可能となっているほか、本年5月20日から8月20日には同ポータルサイトを用いて特別定額給付金の申込受付を行い、49世帯が利用されております。そのほか、地方税共同機構が運営する e L T A X と呼ばれる地方税ポータルシステムにより、オンラインで地方税の手続が可能となっております。

町といたしましても、今後、さらなる町民サービス向上のため取り組むべき手法であり、積極的なICT化へ向けた調査検討をしてまいりたいと考えております。

また、自治会のICT化についてでありますが、町では行政区活動の内容をホームページ、フェイスブックなどを用いて行政区活動を紹介しておりますが、行政区及び地域においても独自に様々な取組が進められております。具体的な事例を申し上げますと、2区行政区では、独自に自治会のホームページを設置し、秋祭りの様子、大池公園及び三十三観音史跡公園の紹介、自治会活動のPRなどを行っておりますので、ぜひご覧になっていただければと思います。

町といたしましても、協働のまちづくりの観点から、行政区が行う活動の助言及びサポートする仕組みとして、例えば町ホームページの機能を生かした自治会ホームページの立ち上げに関するサポート、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどのインターネットを活用した新たな地域ネットワークの構築など、技術的補助などに向けた支援に取り組んでまいります。

特にウィズコロナの時代については、このことが大変これから重要になってまいりますし、企業誘致なり、 それから若い人を呼んでくるためにも、こういったものの整備が大変重要になってくると思いますので、ご理 解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

4番。

○4番(藤井源喜君) 町長の思いが大変籠もった回答、ありがとうございました。 再質問ということで、少し確認をさせていただきたいというふうに思います。 まず初めに、道の駅推進事業でございますが、こちらにつきましては凍結ということになっておりますが、 令和2年度としては凍結ということで、最終的に国から交付金というんですか、お金が来ているのかなという ふうにも思うんですが、そういったものが実際どんなふうになるのか。

あと、令和2年度凍結ということですが、これが例えば、凍っていたものが解けてまた再稼働するということもあるのか、そのまま完全に廃止になってしまうのかというところもあるのかというふうに思いますが、その交付金の関係とその2点についてお伺い……

- ○議長(角田秀明君) 一問一答です。
- ○4番(藤井源喜君) じゃ、凍結なので、そこの部分についてはどうなのかということをもう一度お願いした いと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) これにつきましては、凍結でというふうに考えております。

1つあるとすれば、4号線の町道へのいろんな がありますけれども、その関係のところで、もしかするとそのことでいろんな課題が出てくるかもしれませんが、今のところはもう凍結だと思っています。それは、要するに4号線をやったときに、道の駅があるがためにそこに交差点をとか、それからつなげるものがあるとか、その可能性があるというのは、今、実はちょっと残っております。しかし、基本的にはもう凍結だと思っています。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 4番。
- ○4番(藤井源喜君) それでは、国のほうから多分、交付金ということで来ているものがあるんだろうと思う んですが、そちらの取扱いについてはどのようになっているのか、お伺いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

国のほうからは、地方創生の交付金でこれまで進めてきました。その交付金は道の駅の事業というところでも使わせていただきましたけれども、申請内容は矢吹百貨店化計画という名前で申請をさせていただいておりました。それで今年度は、マルシェとかそういったところが開ける状況にないので、減額の申請を国のほうと協議させていただいている懸案段階でございます。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。4番。
- ○4番(藤井源喜君) ありがとうございました。

道の駅、それから後期計画については以上で終わります。

職員体制のところですが、今回、大卒程度で若干名ということで、ホームページのほうには採用予定者、載せてあったかというふうに思いますが、高卒というところでは考えてはいないのかどうか。

実際に若い人たち、やっぱり就職先として公務員、役場、そういったところには魅力があるところなんだろうと。特に今回、このコロナということもあったので応募者が出てくるんではないかというふうに思うのですが、そういった計画についてはどのようになっているでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 藤井議員の質問にお答えします。

今、大卒程度から高卒のお話ありましたが、今年はもう間に合わないということもあってなんですが、来年 からは検討させていただきます。

私個人としてはもう、光南高校であるとかこういったところの生徒さん方を見て、できればぜひ採用させていただきたいというふうに思っておりますので、来年からは検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 4番。

- ○4番(藤井源喜君) 現在、職員体制ということにも関わるかと思うんですが、いろんな行事が中止になってしまったということで、職員の中でも今までやっていた業務が全くなくなって、大分手が空いているという場合もあるのかなというふうに思いますが、そういったところでぜひ、今現在このいろんなスキルを身につけるための職員に対して研修というものをやっていただいて、今回ICTというふうに出していますけれども、やっぱりここの部分というのは職員の中でもスキルアップが必要な部分だろうなというふうに私自身は思うので、ぜひそういった研修を受けさせる、あるいは自己研さんとして職員にもやってもらうということで、そういった考え方があるかどうかということでお伺いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 今、コロナで様々な行事、それから今までやってきたことが実はやっぱり止まっています。

ただ、例えば1つ、保健福祉課でいうと、先ほどお年寄りの尊厳を保つためというオンラインの面談を始める、こういった新しいことをどんどん始めています。9月1日から実は、寿光園をはじめとしてほうすい、みらい、それからあゆりの里というところがどんどん始めております。こういったことは実は新しいことなので、結構負荷がかかっているんです。

あともう一つは、今ちょっと考えておりますのが、慰問がなかなかできないということで、これは例です。 踊りをやって、ずっと慰問をやっていた寿美和代先生のところのああいったところに、実は昨日、そういった DVDを作ってもらって、踊りの。それを各施設に配って、それを見てもらうとか、あるいは慰問の際に、さっきのオンラインで言わば、ばあちゃん元気かいとかそういったことを声かけてもらって、顔見知りなので。そういった形で、これはもう非常に、ややウエットな話でありますけれども、実際にそういった方々が衰えるのをどうやって止めるかと。やっぱり人間らしくというか、そういったところについてやっているので、こういうのやるのってすごく手間暇かかるんです。ですから、決して暇な方ばかりではなく、こういうところをやっている方はとても忙しいんです。

ただ、そのことをご理解いただいた上で、ただ、私が今度、(仮称)新田園都市構想で、先ほどのそういった企業さんに来てもらうには、やっぱりネット環境を整備すると、それからICT環境を整備しないと来てもらえません。ですから、私が望むのは職員の皆さん方にそういうのに、私自身があまり強くないんですけれども、非常に強くなってほしいと。そういったところに対応できるだけの力を身につけてほしいというふうに私は強く思っています。

それが次の時代に、矢吹が自治体間の競争に敗れないための、やっぱり矢吹が自治体として、きちんと若い人たちに集まってもらい、それからあとは、企業にきちんと来てもらえるための大変大きな条件なのかなと思っておりますので、ぜひそういったことは、そんなに急にはなかなかできないかもしれませんが、さっきのように結構忙しいので。ただ、それはやってもらいたいなと思っていますので、何とか形にできたらなというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 4番。
- ○4番(藤井源喜君) 決して暇ということでもなくて、確かにそういうリモート、オンラインを使ったものはかなりいろんなところで出ているので、役場の中でもそれでどんなふうな対応ができるかというところは大変疑問にも思っているし、職員もできるのかなというところもあります。

最後に質問をしたICTというところは、実は議会の会議録なんかもホームページに載せてはいるんですが、今日、議会だよりのモニターの反応を見たところ、議会だよりにその他の質問というふうなのはホームページで確認してくださいと書いてあるみたいなんですけれども、ホームページって果たして見る人がいるのかというような意見がございました。そういった意味では、質問ではなくなってしまいましたが、そういったICTに関係したところを私も勉強しながら、整備をしてよりよいシステムづくりというものができるようにしていければというふうに思います。

新田園都市構想事業、ぜひ具体的に進めていただいて、矢吹町の新しい起爆剤となる可能性のあるものをつくっていただければというふうに思います。

私の一般質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) 本日の会議はこれで閉じます。これにて散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時59分)

令和2年9月15日(火曜日)

(第 3 号)

令和2年第422回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年9月15日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質	問										
本日の会議に付した事件 議事日程に同じ											
出席議員(14名)											
1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	=	村	正	-	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
11番	青	山	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
13番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君
欠席議員(なし)											
地方自治法第121	条の規	定によ	り説明	のため	り出席し	た者の職氏名					
町長	蛭	田	泰	昭	君	副町長	: 藤	田		豊	君
教 育 長	。 鈴	木	健	生	君	企画総務課長	: 佐	藤		豊	君
まちづくり 推 進 課 長	111 4	野 辺	幸	徳	君	税務課長	: Ξ	瓶	貴	雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長		針	良	光	君	保健福祉課長	: 泉	Ш		稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	:佐	藤	浩	彦	君	都市整備課長	: 福	田	和	也	君
教育次長兼教育振興課長	₹ Kar	部	正	人	君	子育て支援 課 長	1±1	井	淳	_	君

職務のため出席した者の職氏名

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(角田秀明君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 鈴 木 浩 一 君

○議長(角田秀明君) 通告6番、6番、鈴木浩一君の一般質問を許します。

6番。

[6番 鈴木浩一君登壇]

○6番(鈴木浩一君) 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席にいらした皆様、大変お忙しい中、ありがとうございます。

1番ということで質問させていただきます。

まず、交通弱者に対する町の対策について伺います。

(1) として、町の健康バス(あゆり温泉)の運行がコロナの影響で休んでいるが、開通の見通しを伺います。

続きまして、(2)番目、近年、高齢者の事故が多く、免許返納する人が増えていると聞くが、返納者への 町の対応を尋ねます。

(3) 番目として、行き活きタクシー券の利用状況や今後の拡充についてお尋ねします。

続きまして、2番目の質問に入ります。

障害者のための支援策・施策についてお伺いします。

- (1) 番として、障害を持つ子供たちに対する支援、事業について、町としてどのようなことを行っているかお尋ねします。
- (2)番目として、複合施設の新築に伴い、旧図書館の利用目的として障害者のための施設として利用することが可能かお尋ねします。
- (3)番目、第4次矢吹町障害者計画、第5期矢吹町障害者福祉計画及び第1期矢吹町障害児福祉計画の計画策定に至った経緯、現状分析、課題抽出、過去の計画の検証についてお尋ねします。

以上が質問となります。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、おはようございます。また、今日貴重な時間を傍聴に来ていただいた 方々、皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、6番、鈴木浩一議員の質問にお答えします。

初めに、あゆり温泉無料健康バスの運行についてのおただしでございます。

令和2年3月7日に福島県内の1例目となる新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されました。感染拡大防止のため、各公共施設の利用を休止し、あゆり温泉につきましても3月10日より休館し、併せて健康バスも運休といたしました。

健康バスは町内を4コースに分けておりまして、半日をかけて巡回しておりますので、健康バスの利用者は、 あゆり温泉の大広間等で長時間滞在することになります。それだけリスクが高い状況になるということです。

6月1日より、あゆり温泉の営業は再開いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、大 広間をはじめ、食堂や休憩所など様々な施設の利用を中止しております。また、1回の利用時間を60分以内、 温泉の利用時間を60分以内というふうに制限しておりますので、引き続き、先ほどのようにリスクを高めるこ とにもなりかねないということで、健康バスを運休しております。

なお、近隣市町村における類似のバスの運行状況につきましては、白河市の東地域において、きつねうち温泉、これを発着する巡回バスが週2回運行しており、泉崎村では、巡回バスが泉崎のカントリーヴィレッジを 1日7回経由しております。

議員おただしの健康バスの運行の見通しでありますが、県内、特に近隣市町村の新型コロナウイルスの感染者数の動向や類似施設における一部制限の状況を注視するとともに、新たな生活様式、ウィズコロナを踏まえ、あゆり温泉の一部制限の緩和を行い、大広間や食堂等の利用再開に合わせ、健康バスの運行も再開してまいりますので、近隣市町村の動向とも合わせ、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、運転免許証の返納についてのおただしでございます。

新聞等で報道されていますとおり、高齢者における自動車の運転による交通事故が全国各地で多発しております。

本町におきましても、今後の高齢化社会を踏まえまして、高齢者による運転免許証の自主返納者は増えてくることが予想されるところであります。運転免許証を持たない、いわゆる交通弱者のための公共交通政策として、平成31年2月から行き活きタクシー事業を実施しております。

芳賀議員への答弁と重複いたしますが、本事業は、運転免許証を返納された方や運転免許証を未取得の方で、75歳以上の町税等の未納がない町民の方ならどなたでも利用することができる制度となっております。内容につきましては、事前登録制でございまして、月4回を上限としております。民間タクシーの利用料金1回につき700円を超えた場合、その超過分を町で負担する仕組みとなっております。

町では、運転免許証の返納された方の確認ができないことから、年度末で75歳となる町民の皆様全員に対し、 行き活きタクシー事業のご案内を本年4月に通知しております。今後も、運転免許証の返納する高齢者の日常 生活をサポートする、足を確保するということで広くPRしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいた します。 次に、行き活きタクシー利用料金助成事業の利用状況や拡充についてのおただしでございます。

行き活きタクシー利用料金助成事業は、移動手段を持たない高齢者の方の日常生活の利便性確保のため、買物等の移動支援を行うことを目的に実施しております。

自己負担上限額につきましては、平成31年2月の実証実験開始から令和元年の7月までは800円でありましたが、アンケートの結果、この額が高額であるという感想をお持ちの方が多いということで、令和元年8月以降は700円に下げまして、利用者の負担が軽くなるよう変更して運用しております。

登録者数につきましては、令和2年度の8月末現在で239人、今年度の月平均利用件数は61件、前年度の平均である62件と同程度で推移しておりまして、1人当たりの月平均助成額は712円で、前年度の平均の614円と比較して上昇しておりまして、コロナ禍、コロナ感染症の状況の中でも一定の利用実績を確保しているという状況でございます。

今後は高齢者の方が多く集まるいきいきサロンやことぶき大学等での事業PRや周知活動を強化しまして、 より多くの方に利用してもらえるよう努めてまいります。

また、アンケート等の実施により町民のニーズを把握し、行き活きタクシーをより利用しやすいように利用 要件を拡充することを含め、小型バスの運行の検討も町民の声を聴き、私の公約でもございますので、高齢者 の方々の公共交通推進事業、これについての検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしま す。

次に、障害を持つ子供に対する支援等についてのおただしでございます。

本町では、障害者総合支援法に基づくサービス、児童福祉法に基づくサービス及び保護者への経済的支援等を行っております。

まず、障害者総合支援法に基づくサービスとしましては、一時的に施設に入所可能な短期入所、外出の際に 支援者が付き添う行動援護、身体機能や日常生活の向上を図るため補装具の給付を行う補装具費給付事業、そ して、さらに市町村独自の事業といたしまして相談支援専門員が相談に応じ、必要な福祉制度の助言や関係機 関との連絡調整等を行う相談支援事業、日常生活の向上を図るための日常生活用具を給付する日常生活用具給 付事業を実施しております。

次に、児童福祉法に基づくサービスといたしましては、障害のある未就学の子供さんを対象に、事業所で個々の発達状態に応じた療育を行う児童発達支援、そして、障害のある就学以上18歳未満の児童を対象とした放課後や長期休暇中に個々の発達状態に応じて療育を事業所で行う放課後等デイサービス、これを実施しております。

次に、保護者へ経済的支援といたしましては、福島県の事業ではありますが、20歳未満の障害児を家庭で養育する保護者等に対し、障害児の福祉の増進を目的に支給いたします特別児童扶養手当、そして、20歳未満の重度障害児で常時介護が必要な方、こういった方に対し、重度障害児の福祉の増進を目的に支給いたします障害児福祉手当等の制度がございます。

その他、乳幼児期からの支援といたしましては、障害の早期発見及び早期支援を目的に、保育士、心理士等の専門職による相談、指導等を行うすくすく教室を西郷村、泉崎村、中島村及び本町矢吹町が共同で設置し、 実施しております。 また、障害児の特性や支援に必要な情報が記載されているサポートブックを保護者へ配布し、支援に関わる 関係機関が情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しております。

今後も各種サービスの啓発に努めるとともに、必要な方に必要なサービスを提供できる体制整備を図り、関係機関と連携しながら、障害のある子供やその保護者の負担軽減、自立支援を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧図書館の利用についてのおただしでございます。

旧図書館は、平成元年に建築した施設でございまして、延べ床面積は672平米、鉄筋コンクリート造りで、 多目的トイレを設置いたしまして、床面の段差を極力なくしたバリアフリーを意識した建物でございます。

現在、旧図書館を含めた社会教育施設の劣化状況調査を行い、将来の改修にかかる費用の平準化、費用削減 に向けた取組等を明らかにする長寿命化計画の策定を進めております。

旧図書館は、建築から31年が経過しておりますが、長寿命化計画に基づいた維持管理を適切に行うことにより、再利用することができる施設であると考えております。こういった公共施設の長寿命化というのは、非常に今、大きな課題でございます。

なお、施設の利活用につきましては、多くの皆様のご意見を伺いながら、今後検討を深めていくこととなりますが、議員おただしの障害者のための施設としても十分対応できるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町の障害者計画等の策定経緯等についてのおただしでございます。

各種障害者計画につきましては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし、共に参加するまちづくりを基本理念といたしまして、本町の障害福祉の充実を一層推進するため、平成30年度から令和5年度を計画期間とした第4次障害者計画、平成30年度から令和2年度を計画期間とした第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定してございます。

第4次障害者計画策定に当たっては、現状分析、課題抽出を行うために、計画相談利用者及び県南障害者就業・生活支援センター登録者の136名、計画相談を利用する障害児とその保護者の方20名、合計156名を対象にニーズ調査を実施しておりまして、その結果、施設や病院に入院中の方の3割以上が地域での生活を希望しており、地域生活への移行の推進が課題であることや、障害のある方の支援者は約2割の方が60歳以上でございまして、支援者の高齢化に伴う親亡き後の支援体制整備が必要であることなど、様々な課題を認識しております。

また、過去の計画の検証といたしましては、前期計画期間における実績を分析・評価し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の期間における障害福祉サービスの見込量を算出しております。

なお、次期計画である第6期の障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間は令和3年度から令和5年度となっており、今年度中の策定に向け、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

次期計画におきましても、障害のある方に必要な支援を提供するため、適切なサービス見込量を算出するとともに、ニーズを的確に捉えたサービス提供体制を整備し、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう障害のある方等に寄り添った支援をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、鈴木浩一議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

6番。

- ○6番(鈴木浩一君) ただいま答弁あったとは思うんですが、再度確認のため質問させていただきます。 町で運行するならば、高齢者のためにもベニマルとリオン・ドール等の買物もできるようにしてあげるべき ではないか。買物だけでも年間214名の方々が利用している状況を町ではどのようにお考えですか。お伺いし ます。
- ○議長(角田秀明君) 行き活きタクシーの話だべ、今。二百十何人が利用しているというやつ。
- ○6番(鈴木浩一君) 健康バスです。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) それでは、鈴木議員の再質問ということで、リオン・ドールとベニマルの停留所の追加のお話ということでよろしいでしょうか。
- ○6番(鈴木浩一君) はい。
- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) そちらの町のあゆり温泉行きの無料の健康バスというところで、リオン・ドールとベニマルを2か所追加した運行をしておりました。それで、現時点の状況でございますが、こちらの実証実験期間中において、この2つの臨時バス停留所の利用実績が1名から2名だったというところと、あと、コロナ禍の状況の中で、健康バスの車内を密にしないというふうな状況から、現在、利用については9月1日から臨時バス停留所につきましては撤去しているというような状況でございます。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 6番。
- ○6番(鈴木浩一君) そういうことであれば、現在、温泉等も人数を制限しながら受入れしているわけですけれども、バスの中の消毒等を綿密にやりながら運行するということは可能かどうか、お伺いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木浩一議員の再質問にお答えをいたします。

温泉バスの再開についてというふうなことで、町長の答弁にもありましたように、あゆり温泉の大広間の利用の再開に合わせて、バスのほうは運行したいというふうな答弁でございます。あゆり温泉に関係するバスの運行については町長答弁のとおりで、今後も近隣市町村あるいはコロナの感染状況に合わせて運行の再開については考えていきたいと思います。

なお、あと、バスの中の消毒関係につきましては、運転手の方に今、徹底はさせながら運行のほうは行って いきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問を受ける前に、今、浩一君、答弁のやつ、理解はできましたか。じゃ、再度。 6番。
- ○6番(鈴木浩一君) 私が聞いたのは、年間214名の方がそのバスを利用して買物等をしているということなんです。それに対して、そのバスの、温泉バスですか、それらの運行について、利用客が今のところ大広間とかそういうところを利用できないから運行しないということなのですが、買物等はやっぱり密になるということで運行しないのか、それをお聞きしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。
 まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 鈴木議員の再質問で、リオン・ドールとベニマルについて買物支援という視点で運行できないかというような質問だと思いますが、こちら今、温泉のほう運行しておりません。それと、実証期間中だったということで、温泉の運行経路にリオン・ドールとベニマル、臨時のバス停留所として追加させていただいたと。買物支援ということで2つ追加させていただきましたが、利用実績が非常に少ないと、1名から2名だったということで、現在については買物支援でリオン・ドールとヨークベニマルの停留所については撤去しているというような状況でございます。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。6番。
- ○6番(鈴木浩一君) 令和元年度事務報告書の中では、2人や3人という人数ではなくて、月別の人数から出したものですけれども、4月26人、5月21人、6月21人、7月16人、8月14人、9月13人、10月15人、11月19人、12月に27人、1月に16人、2月に18人、3月に8人、これらの方々が利用しているわけなんで、ぜひとも消毒をしながら巡回していただきたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 6番、浩一さん、要望ですか。それとも、答弁をいただくんですか。
- ○6番(鈴木浩一君) 答弁求めます。
- ○議長(角田秀明君) まちづくり推進課長、山野辺幸徳君、答弁求めます。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 再度、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

事務報告に件数ございますが、延べ件数でございます。1日の利用としましては1人から2人というようなところで、バス停留所の撤去をしておりますが、今後、そうした方々につきましては、行き活きタクシーのPR、呼びかけをしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 6番。
- ○6番(鈴木浩一君) 別な質問に変わります。

巡回バスでありますが、巡回の中に中畑地区で弥栄と長峰が巡回入っていないんです。それはどういうことで、意図的に抜いたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

温泉バスの停留所でございます。今、見ますと、第3のコースのほうに鍋内、寺内、平鉢、大畑というふうに入っておりますが、確かに弥栄地区が入っていない状況にございます。停留所を決めた経緯等がちょっと今の時点で分かりませんので、そちらにつきましては検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 6番。

○6番(鈴木浩一君) 次に移ります。

高齢者の免許返納について町の対応はということでお聞きしたわけですが、町では確かに把握できてはいないと思います。そういった関係で、広報紙など4月に1回出しているわけですが、これらの広報を見ない人が数多く見受けられるため、この免許返納でタクシーとかバスの利用についてもっと周知をするために、広報やぶき等を利用して、年間に何回かそういうものを設けてもらってはと思いますけれども、町では今のところそういう考えはありますか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

広報等のPRというところのお話でございますが、答弁にもあったとおり、広報も含めまして、高齢者の多く集まるいきいきサロンあるいはことぶき大学等に出前で出張して説明を行ったり、随時周知活動を強化してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。6番。

- ○6番(鈴木浩一君) 続きまして、行き活きタクシー券についてお尋ねしますが、3月31日時点で250名の登録があったと書かれておりますけれども、町内の人は700円でもちょっと買物に出るというときには全額負担しなくてはならない。700円超えないと出ないという意見がちょっと何人か聞こえたもんですから、そちらのほうはどうなっているか伺います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 鈴木議員の再質問にお答えします。

利用の拡充というようなご質問だと思いますが、こちらも町長答弁にあるとおり、今後、アンケート等を実施しまして、町民のニーズを把握しまして、行き活きタクシーをより利用しやすい利用要件、現在700円のものをさらに引下げする、あるいは、現在利用回数4回でございます。こちらの回数も増加するというような拡

充を含め、公共交通の推進事業の検討について深めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

6番。

○6番(鈴木浩一君) 今回、町で発表した第6次矢吹町まちづくり総合計画の中にも重点プロジェクトとして 入っておりますので、ぜひこの辺をお考えいただき、実行していただきたいと思います。

次に、障害者支援政策・施設についてお伺いします。

1番の障害を持つ子供たちに対する支援事業についてということで、障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づく市町村が障害児福祉計画であり、平成28年の同法の一部改正により、障害のある子供への支援の提供体制を計画的に確保するため新たに策定が義務づけられましたとありますが、町ではどのようなことを計画・策定したか伺います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

現在の計画期間3年間における新たな障害児に対する計画とかサービスのことでございますが、3年ぐらい前だと、ちょっと年度が分からないんですが、3年ぐらい前からは放課後デイサービスということで、小学校以上13歳未満の方の放課後デイサービスというサービスを開始いたしております。

それから、今年度、令和2年度からは未就学児の障害児の方を対象にしたサービスにつきましても開始して おります。

それから、地域生活支援拠点等整備事業ということで、こちらは白河市、西郷など関連市町村と共同で障害のある方の重度化、それから、高齢化、親亡き後を見据えまして、各関係機関が協力し、障害のある方に切れ目のない支援を行うというようなことで、地域生活支援拠点等整備事業ということにも今年度から着手しているところでございます。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 6番。
- ○6番(鈴木浩一君) 障害児の福祉計画は、平成30年度から32年度の3年間を第1期計画とし、国及び福島県の基本指針等に基づき、各年度における障害福祉サービス等の見込量や確保方策を し、達成に向けた取組を推進しますとありますが、町では何を徹底し、これらの達成はできているのかお伺いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

障害児の計画の見込量、それから、達成度でございますけれども、第1期矢吹町障害児福祉計画におきまして、数値目標等を設定しております。その数値目標に対する実績につきましては、現在、数値精査していると

ころでございます。今年度が見直しのときというふうなことで、数字につきましてはまだご提示はできませんけれども、現在、実績については調査しているところというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。6番。

○6番(鈴木浩一君) 変わりまして、旧図書館の利用目的についてお尋ねします。

地域生活支援拠点等の整備ということで、高齢化、重度化や親亡き後も見据え、障害のある方の生活を地元で支える体制の構築が求められています。障害のある方の地域生活を支える機能、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験の機会等ある場所が必要と考え、旧図書館の跡地利用についてお尋ねしたところでありますが、地域自立支援協議会と協力して今期計画において整備を図りますとありますが、当町において計画は達成できているのか伺います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

地域生活支援拠点整備事業のことでよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、4月からこの事業はスタートはしております。どのような対応をしているかといいますと、日常生活の困りごと、相談などの対応、それから、緊急時に必要な支援を行うような体制整備、それから、必要に応じて他機関の紹介、それから、調整を行う、こういったことを担う方を関係市町村、白河市、矢吹町、西郷、中島、泉崎等でこういったことを担う方を業務委託といいますか、そういったことで整備しておるところでございます。ですから、この事業をやることによって、その建物を何か取得するとか、そういった事業ではございません。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

6番。

- ○6番(鈴木浩一君) 先ほどの答弁で、重度障害児で常時介護が必要な方に対し、重度障害児の福祉の増進を 目的に支給する障害児福祉手当等の制度があります。これは県の事業ではありますが、となっていますが、町 単独での支援はあるのか伺います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

保護者への経済的な支援の部分だと思いますが、まず、県の事業でございますが、特別児童扶養手当ということで、障害の区分別になりますが、1級の方であれば月額5万2,200円、2級の方であれば3万4,770円という特別児童扶養手当が支給されております。

それから、議員さんが申されました障害児福祉手当ということで、20歳未満の障害児で常時介護が必要な方

に対して、福祉の増進を目的に手当のほうを支給しております。月額1万4,880円という金額でございます。 これはいずれも県の事業でございまして、町独自のこういった金銭的な支援につきましてはございません。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。6番。
- ○6番(鈴木浩一君) 先ほどの答弁の中で続いた文章なんですが、その他乳幼児期からの支援といたしましては、障害の早期発見及び長期支援を目的に、保育士、心理士等の専門職による相談・指導等を行うすくすく教室を西郷、泉崎、中島村及び矢吹町が共同で設置しておりますとありますが、この場所等について教えてもらいたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

すくすく教室の件でございますが、こちら、町の保健福祉センターで開催しております。4市町村、西郷、 泉崎、中島、矢吹でもって開催しております。主にそれぞれ関係する市町村の保健師あるいは専門職でありま す心理士等のご協力をいただきながら相談に応じておるところであります。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 6番。
- ○6番(鈴木浩一君) 続きまして、第4次矢吹町障害者計画、第5期矢吹町障害者福祉計画及び第1期矢吹町 障害児福祉計画の現状の分析、課題抽出、過去の計画の検証について尋ねます。
- ○議長(角田秀明君) 鈴木君、これは町長が答弁をしたと思うんですけれども、中身……
- ○6番(鈴木浩一君) すみません。申し訳ないです。

質問事項ですけれども、来年度新しい計画に代わるものが第5期と障害児第1期福祉計画の2点が来年度新 しい計画になるようですが、これらについての施策があればお伺いしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

第5期矢吹町障害福祉計画、第1期矢吹町障害児福祉計画につきましては、現在見直しの作業中でございます。計画の概要等がまとまり次第、議員の皆様に議会の全員協議会等通じまして、新たな施策があるのか、それから、数値目標等についてご説明をしたいと考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。
- ○6番(鈴木浩一君) 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、6番、鈴木浩一君の一般質問は打ち切ります。 ここで暫時休議をいたします。

再開は11時ちょうどです。よろしくお願いします。

(午前10時50分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長(角田秀明君) 通告7番、8番、三村正一君の一般質問を許します。8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番(三村正一君) 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴席においでの皆さん、ありがとうございます。 まず初めに、昨今の新型コロナウイルスでお亡くなりになりました皆様方にお悔やみを申し上げますととも に、感染症防止対策で取り組んでおられます医療関係者の皆様、そして、国・県・町の職員の皆様に敬意と感 謝の念を申し上げたいと思います。

それでは、通告いたしました事項につきまして質問をさせていただきます。

まず初めに、行財政改革についてでございます。

人口減少や少子化・高齢化が進む中、住民のニーズや必要な住民サービスは変化しております。これらに対応するためには、常に行財政の改革が求められております。当町としても平成28年度より令和5年度までの期間を定め、第6次行財政改革大綱を策定しておりますが、職員の定員管理、人件費の管理、職場の活性化、女性活躍社会と言われておりますが、女性職員の活用状況について、実行計画、推進体制、取組の状況、取組の成果についてお尋ねをいたします。

同じく、行財政改革の2番でございますが、平成27年度132人の職員がおりましたが、正職員です。平成31年度は150人となっております。仕事量に合わせて必要な職員数を確保すべきと考えますが、職員数に合わせて仕事を配分しているようなことが見受けられますので、定員適正化計画について、それらについての見解を伺います。

3番までございますが、組織として最適な任用勤務形態の人員構成、簡素で効率的な行政の体制づくりが肝要であります。正職員、再任用職員、任期付職員、会計期間任用職員、それから、業務委託をしている派遣職員数を28年度よりお示しいただき、改革についてのご見解をお尋ねいたします。

質問の大きな2番でございますが、農業振興政策についてでございます。

これについては同僚議員からも質問がありましたが、私なりの質問をさせていただきます。

「さわやかな田園のまち・やぶき」を標榜する当町での農業振興政策について、近隣町村や商工業の他産業より見劣りをしているのではないか。町の農業実態は農業従事者の高齢化の進展、後継者不足、地域内の担い手の不足など多くの課題が見受けられておりますが、農業の現状と今後の振興策についてどのようなご見解を

お持ちかお尋ねいたします。

2つ目でございますが、農家アンケート調査の結果に基づいて、農業振興マスタープランを策定するとのご 答弁が以前ございました。その後の対応について、農業振興マスタープランの対応についてお伺いをいたしま す。

3番目でございますが、町が主体となった農業公社か農業生産法人によるライスセンター設置等を求める町 民の声がありますが、このことについてのご認識をお尋ねいたします。

大きな項目の3番目でございますが、一般社団法人まちづくり矢吹についてでございます。

このまちづくり矢吹は、野崎前町長の下で進められてきたものであり、蛭田町長には大変なご苦労をかけていることは十分承知しておりますが、私の質問が町長の所信表明で行われた事業の総点検の一助にしていただきたく、疑問点や問題点を町民目線で質問いたします。よろしくお願いをいたします。

町は、テレワークやドローン等の普及を図るため、町と商工会、株式会社コミクリとで共同出資する第3セクター方式の株式会社を設立するとして、補助金や予算等の説明を議会や町民に説明しておりましたが、令和元年5月設立の一般社団法人まちづくり矢吹は、町長、商工会長、コミクリの社長の3名の個人で設立した民間企業となっていたことに端を発し、なぜ個人設立の会社になったのかを説明を求めましたが、説明に不透明な点が多く、令和元年9月の議会、12月の議会、それから、令和2年3月の議会、6月の議会で、私や他の議員からも疑問点の質問をしてまいりました。この間、調査して報告などご答弁いただけなかった事柄を中心にお尋ねをいたします。

1つは、6月の議会で、一般社団法人まちづくり矢吹は公益法人ではないことが確認されました。矢吹町職員の公益的法人等への派遣に関する条例に違反していないかをお尋ねいたします。

2番目でございますが、派遣の職員を使うより、会計年度任用職員として従事していただいたほうが少ない 費用であることを認知しながら、多額の費用のかかる派遣会社を使うことは背任行為ではないかの点について お伺いをいたします。

次に、町教育委員の一般社団法人まちづくり矢吹への監査役の就任が地方自治法等に違反している点が質問されておりますが、これらについての調査の結果のご答弁をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、第6次行財政改革大綱の取組の成果についてのおただしでございます。

三村議員おただしのとおり、地方自治体は、今般の新型コロナウイルス感染症に見られますように、急激な 社会情勢の変化に対応しつつ、多様化、高度化する住民ニーズにきめ細やかに対応するため、常に行財政の改 革が求められております。

平成27年8月に発出された総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」では、 地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託 やクラウド化等の業務改革の推進に努めるよう各地方公共団体に要請されました。本町では、これまで取り組んできた行財政改革を継承しつつ要請内容を踏まえ、第6次矢吹町行政改革大綱を策定しまして、仕事の改革、 仕組みの改革、そして、人の改革の3つの改革に取り組んできたところでございます。

また、大綱に基づいた実行計画を別途策定し、体系的、集中的な改革の取組を行うとともに、その進捗状況を確認し、実行計画の見直し及び新たな取組の追加を随時行っているところであります。

さらに、行財政改革を推進するため、実行計画の進捗管理において、課の運営方針と目標のヒアリングにおいて、当初、そして中間、そして最終の3回にわたり取り組み、内容を確認し、その結果については公表を実施する等の進捗管理、進行管理を行ってございます。

なお、行財政改革大綱と実行計画の進捗、そして、実施状況につきましては、定期的に矢吹町のまちづくり 総合審議会、これに報告をいたしまして、ご意見をいただき、必要に応じた見直しを図っております。

さて、議員おただしの職員の定員管理、そして、人件費の管理につきましては、平成28年度以降の職員数は、 条例定数170人に対しおおむね80%から90%の職員数で推移しております。

採用につきましては、退職者補充を原則としながら、第6次矢吹町まちづくり総合計画の進捗に合わせた業 務量、事業量の推移を勘案し適正に管理しており、人件費についても同様であります。

次に、職場の活性化につきましては、地方公務員法の改正により、平成28年度より人事評価制度が義務づけられましたが、本町では法の要請する内容は具備しながら、人材育成に特化した独自の制度、人材育成考課制度、これを平成27年度から導入しております。様々な人材育成の取組を通じ、成長を促し、考課結果の処遇への反映により、頑張れば報われる仕組みづくりとしておりまして、組織の活性化が図られてきております。

また、ノー残業デー、ノー残業ウイーク、そして、夏季期間のゆう活等、働き方改革の実施や勤怠システムの導入による職員の意識改革を行い、勤務時間内での職務に専念する、こういった職場風土となり、労働基準法、労働安全衛生法にのっとった適正な働き方に改善されております。

最後に、女性職員の活用についてであります。

令和2年度、職員154人中、女性職員は56人、割合にして約36%でございますが、管理・監督的な地位にある職員に占める女性割合は16%でございます。平成28年度と比較しますと3.3%と僅かながら上昇しております。女性職員が管理者の立場となり、言わば女性目線なり、そういったことからまちづくりを進めていくことは大変重要であると私は認識しております。今後、全職員がその能力を発揮できる組織づくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、定員適正化計画についてのおただしでございますが、職員の定員適正化とは、地方公共団体の事務事業を行政需要の変化に対応して効果的、効率的に遂行するために必要な人員を検討し、さらに、行政需要の効果的充足に足り得る必要最小限の人員を確保し、業務量と人員のバランスの最適化であると理解しております。本町の職員定数につきましては、矢吹町職員定数条例に常勤職員170人と規定されておりまして、当該年度

におけるまちづくり総合計画の事業数、災害等緊急対応、法定受託事務の有無等を勘案し、その定数内において職員数の適正化を図っているところでございます。

議員ご指摘の定員適正化計画につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期の基本計画の達成に 必要となる職員数を事業計画の推移等を勘案し、平成31年度については150人と定め、計画的な採用を適正に 実施しております。

なお、行政サービスを効率的・効果的に提供するために、引き続き、第6次行財政改革大綱に基づく事務事業の再編、そして、整理、そして、廃止、統合などの見直しを行い、民間委託の活用等の行財政改革の推進を図りながら適正な定員管理に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、任用形態と簡素で効率的な行政体制構築についてのおただしでございます。

まず初めに、平成28年度以降の一般職の職員数についてでありますが、平成28年度は正職員143人、再任用職員ゼロ人、任期付短時間勤務職員16人、一般職非常勤職員19人、臨時職員107人の計285人、平成29年度は正職員147人、再任用職員ゼロ、任期付短時間勤務職員5人、一般職非常勤職員19人、臨時職員99人の計270人、そして、平成30年度は正職員149人、再任用職員1人、任期付短時間勤務職員5人、一般職非常勤職員19人、臨時職員103人の計277人、平成31年度は正職員152人、再任用職員4人、任期付短時間勤務職員5人、一般職非常勤職員18人、そして、臨時職員104人の計283人、令和2年度につきましては正職員が148人、再任用職員が4人、任期付職員が2人、会計年度任用職員82人の計236人であります。また、令和元年10月1日からの包括的業務委託に当たり、総合窓口業務、そして、都市整備課の窓口業務、学校支援員業務及び児童クラブ支援員業務に従事される旧臨時職員から転籍された方の人数は39人でございます。

このような変遷でありますが、地方自治体は行政サービスの向上、そして、住民福祉の向上のための行財政 改革が常に求められております。全国的な大きな流れとして、平成17年3月に総務省より示されました地方公 共団体における行政改革の推進のための新たな指針におきましては、行政改革大綱の実行計画として、集中改 革プランの策定と公表が義務づけられました。集中改革プランでは、主に3点が挙げられておりまして、1点 目は事務・事業の再編・整理、廃止・統合でございます。2点目は、指定管理者制度の活用を含む民間委託の 推進。そして、3点目は定員管理の適正化等であります。

本町においては、平成17年度に策定した矢吹町行財政改革実行計画(集中改革プラン)により、職員数を22年までに24人削減する目標を定め、組織の再編や積極的な民間委託の推進などで、平成17年度の171人から32人の削減が図られました。その後も嘱託職員、臨時職員の採用により正職員の採用抑制を図り、平成24年度に職員数を135人まで削減するなど、積極的な行財政改革に取り組んでまいりました。

震災後初の総合計画となる第6次矢吹町まちづくり総合計画が策定された平成25年度からは、復旧期から復 興期、そして発展期へと段階が進んでいきます。職員数は事業量に応じて増加しております。その一方で、震 災復興に加え、正職員の補助として採用してきた臨時職員、非常勤職員は大きな削減もなく、継続して公務に 従事していただいてきたという状況がございます。

このような過程の中で、本町が実施した人事行政改革の取組としましては、平成26年総務省通知の臨時、そして、非常勤職員及び任期付職員の任用等についてを受けた平成28年度人事任用制度の制定・改正が挙げられます。

平成27年に臨時非常勤制度の見直しに着手し、平成28年、公務員としての任用根拠が不明確であった嘱託職員制度、これを廃止しまして、地方公務員法に基づく一般職非常勤職員制度、任期付職員制度を導入したところであります。さらには、臨時的任用職員制度の見直しを図り、臨時・非常勤職員等の任用根拠、そして職責、この明確化を図りまして、多様な住民ニーズに柔軟に対応する任用形態を整備し、必要な職に応じた任用の最

適化を図ってきたところであります。

最後になりますが、平成29年8月総務省自治行政局公務員部発出、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルでは、ICTの活用、そして、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現するよう求められております。これにつきましては、ICT等はウィズコロナの時代ということで、これから加速していくということが求められていくことかと思います。

発展期、先ほど段階を申し上げましたが、発展期が終了する今年度以降におきましては、平時の職員体制、 つまり任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を踏まえ、業務量に応じた人員の適正配置を行い、簡素で 効率的な行政体制を構築してまいりたいと考えてございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業の現状と今後の振興策についてのおただしでございます。

冨永議員への答弁と一部重複いたしますが、農業者の高齢化、そして、後継者不足等により、現在の農業を 取り巻く環境は全国的に大変厳しいという状況にあると認識しております。

このような状況の中、町といたしましては、地域農業の担い手の確保及び育成、圃場整備等の基盤整備、インフラ等による農地の集積や集約、農業機械等や農作業を共同で行う集落営農、農業生産法人の推進をしていくことが重要であると考えております。

しかし、年々農家の減少が続き、地域の担い手がいずれといいますが、それも遠くない将来、耕作することができなくなるという事態も懸念されます。農地の高度利用や有効利用を検討し、さらなる農業振興に向けて様々な角度から調査・研究を行い、これは地域社会を維持あるいは守るという観点からも私は重要だと思いますが、様々な角度から調査・研究を行い、関係機関とも協議を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興マスタープランの策定状況についてのおただしでありますが、町では、平成30年3月に今後10年後の農業を見据え、農家の現状や今後の意向、要望等について把握し、本町の農業の将来像を描くため、 今後の農業振興に係る意向調査としてアンケートを実施したところであります。

アンケート結果につきましては、広報誌に「町の農業の現状と課題、これから」として掲載し、その結果を 基に、町の農業振興マスタープランの策定を進めているところであります。

策定の進捗状況でありますが、大まかな骨子については出来上がっており、今後、町内の両JA、皆さんご存じのように2つJAがございます、や関係機関と協議を重ねながら、完成させたいと考えております。

なお、本計画は、農家の所得向上や産地化、産地形成です。こういったものを農業振興の重要な計画である ため、農業団体である町内の両 J A、東西しらかわと夢みなみでございます、2つ。この意見を十分に反映す る必要があります。

しかしながら、ここがなかなか課題ですが、両JAにおいてはそれぞれの計画や方針があるため、その部分を取りまとめることに時間を要しておりまして、引き続き協議を重ねながら、町の将来に向けての農業振興の指針となるよう検討を深めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ライスセンターについてのおただしでございます。

さきの答弁と一部重複いたしますが、農業者の高齢化や後継者不足により、農業を取り巻く環境は年々厳し さを増しております。特に、高額な農業機械等の更新、これは米作でありますと、もうトラクター、コンバイ ン、それから、田植機械、一そろいそろえますと、大体1,000万、2,000万かかってしまうという大変高額なものでございますので、一旦農業者本人も高齢化で大変になると大変。機械もがたが来てしまうと、その更新については大変なことになります。この更新につきましては、農業を継続することへの高いハードルとなっております。

これまで、町では町内両JAと、今後の農業振興について協議を図ってまいりましたが、町内両JAからは、大規模農家である担い手の高齢化が進み、万が一その担い手から農地を返された場合、それに対して後継者もいない、あるいは水も来ない、あるいはそれについて機械もない。そういった状態では作り手がいない、借手がいない。耕作放棄地の大変な増加につながってしまうということなど、将来を懸念する意見が出されております。昨日も申し上げましたが、こういった状態が進んで、80~クタールとか大変大きな耕作を引き受けていた農家にもしものことがあったら、非常に高齢化しておりますので、あった場合には、さわやかな田園のまちという矢吹の大変すばらしいイメージは、年々耕作放棄地があちこちに出来上がってという非常に厳しい状態になるのではないかということで、私は大変懸念しております。また、一般的にもそういった懸念が出されてございます。

また、JA東西しらかわからは、今後の計画として、これに対して各地域や大規模農家と連携しライスセンターを設置し、集落営農や農業法人による共同で作業ができる形態を推進できないか検討しているとのお話をいただいております。

町といたしましても、共同で作業ができる集落営農や農業生産の法人化については大変重要であると認識しており、町内両JAや関係機関と連携することで地域農業の維持、継続が図られるものと捉えております。ただし、先ほどのように2つJAがございますので、その方針なり、それから、考え方なりも、また、置かれた農業関係あるいは地域の基盤も大変違いますので、それらを調整することについてはなかなか容易ではないのかなというふうにも思ってございます。今後も農業者の皆様からのご意見もいただきながら、協議・検討を重ね、将来の農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹に職員が勤務していることについてのおただしでございます。

まちづくり矢吹事業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画のプロジェクトとして位置づけた事業でございます。地方創生推進交付金を活用し、平成31年4月から企画総務課内にまちづくり矢吹準備室を設置し、室長として雇用労政監がその設立準備事務に携わり設置した法人であります。設立後、安定経営に至るまでの間は町職員の支援が必要と考え、令和元年9月議会に矢吹町職員の公益的法人への派遣等に関する条例一部を改正する条例を上程させていただきました。しかし、議員ご承知のとおり、否決となった経緯がございます。この結果につきましては、真摯に受け止めさせていただいております。

その一方では、既に令和元年10月1日からの包括委託の準備を進めていた業務について、行政サービスの停滞を招くことはできないと、町民に対する行政サービスの停滞を招くことはできないということで、まちづくり矢吹に業務委託をしたところであります。

町といたしましては、まちづくり矢吹に職員を派遣することはできないため、長期的ではなく、自立できるまでの間、この組織、それから体制、まちづくり矢吹を支援することが必要との判断から、職務命令により1名を支援業務として従事させたところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務委託と会計年度任用職員の費用面についてのおただしでございます。

議員ご高承のとおり、業務委託と直営の費用を単純に比較すれば、短期的には業務委託のほうが管理費相当 分の差額が発生する試算がされてございます。

地方自治体は、限られた財源の中で地方自治法及び地方公務員法に定められる公務能率の維持・向上に努めながら、常にさらなる質の高い、安定した行政サービスの提供を目指すことが求められております。平成29年8月総務省自治行政局公務員部発出、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルでは、ICTの活用、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現し、住民福祉の向上に資することが示されてございます。

本町では、平成28年度から平成31年度を計画期間とする矢吹町行財政改革実行計画では、事務事業の民間委託の推進を位置づけておりまして、民間でできるものは民間での考えの下、全庁的に外部委託の推進を図ってきたところであります。特に、総合窓口の民間委託については、各課職員で構成される総合窓口会議において、業務の集約化について検討を深めてきたところであります。

町といたしましては、民間委託することによって費用負担は発生いたしますが、公務員の身分でなくても従事できる業務と公務員が本来やるべき業務を整理し、職員が地方公務員としての業務に専念できる環境を整えることが町民サービスの向上、そして、町民福祉の充実につながるものとも考えてございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、教育委員の兼業禁止規定についてのおただしでございます。

調査を進めておりました地方自治法第180条の5第6項、委員の兼業禁止に抵触するかという点につきましては、今年8月7日に県を通じて総務省から回答をいただいておりまして、地方自治法第180条の5第6項に 規定する委員の兼業の禁止に該当するかどうかの決定は選任権者が行うものであり、長の決定権である。過去の事例を参考に適切に判断していただきたいとのことでありました。

調査結果を踏まえた対応は今後検討させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。

○8番(三村正一君) それでは、行財政改革について再質問させていただきます。

その前に、ご答弁ありがとうございました。

まず初めに、職員1人雇うと幾らかかるのか、地方公務員の生涯賃金についてお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

1人当たり雇うとどのぐらいかかるのかという生涯賃金の質問でございますけれども、試算しますと大体2 億円から3億円ということで結果が出ております。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) 今の答弁で、総務省のデータですと大卒で60歳定年まで働くと2億3,100万、これは退職金等が入っておりません。それから、60歳以降の再雇用の部分入っていなくてそのぐらいですから、退職金とか含めると大体約3億になるのかなと、このように私は考えております。

そういった中で、職員の定員定数についての質問をするわけですが、職員の定数計画が広報やぶきでお示しいただいている数字と町の報告書、それに出ている数字が違っているというようなことで、この辺の整合性がないと非常に町民の方も理解ができないのではないのかなと思われますので、その辺についてのご答弁をお願いいたします。

例を挙げますと、平成31年度では採用者が町の広報ですと11名となっております。事務報告書によりますと、 採用者の人数は8名でございます。退職者が5人と広報で出ておりますが、報告書によりますと6人となって おります。こういったふうに数字違うと、私のほうではどちらの数字を信用していいのか分からないので、そ の辺についてのご説明をお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今、お話があったのは広報と、あと、事務報告書との違いのご質問であると思いますが、広報については、昨年の12月の広報で「町人事行政の運営等の状況を公表します」との表題で、町職員に関するような状況の報告をしております。その中で採用職員数は11名ということで、それで、今回議員の皆さんにお渡ししました事務報告の中では、採用職員数が8名ということで記載しております。その差分としております3人分でございますけれども、それについては再任用職員の3人が事務報告の中に掲載されておりませんでしたので、その分、次の事務報告の中から再任用を含めた採用職員数ということで掲載させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。

○8番(三村正一君) 情報は正しく伝えられなければなりませんので、以後、よろしくお願いしたいと思います。

それで、この町の広報からの再度の質問ですが、30年度の職員の実績、定員適正化計画ですと150名でした。 それで、計画が148名で150人、それから、31年度が150人の計画に対して156名となっていますが、この6名増 えた理由について、どんな事業が増えて6名増えたのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

定員管理として人数が31年度につきましては、計画が150名に対して実績は156名でございました。この人員数については、各事業の状況であったり、あと、その業務量に合わせた中で適正に職員採用を行っているところでございます。その業務量については、各課との組織に関するヒアリングを行ったり、予算要求を行ったりということで、庁内で確認した上で、業務量については適正に精査した上で、この採用数についても行ってきたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) それで、令和2年度の156人という計画なんですが、実績の欄がハイフンになっている わけですが、令和2年度の事業実績については何人の正職員が必要なのかお尋ねします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

令和2年度計画では156人でございます。先ほど町長答弁しましたとおり、令和2年度正職員は148名、再任用の職員が4名、任期付職員が2名、会計年度の任用職員82名おりますけれども、合わせて236名でございます。その中で、ここの156名としてカウントできるのが正職員と任期付職員、再任用職員になりますので、148名、4名、2名を合わせた数が適当であると考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 後で要員計画についての資料をいただきたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、会計年度任用職員についてお尋ねします。

会計年度任用職員制度、今年度の4月から実施されております。先ほど説明の中では、平成29年の総務省の導入に向けた事務処理マニュアルというのありましたが、その後で施行に向けた留意事項というの出ております。こういったのが昨年の12月に出ておりますが、今、会計年度任用職員と派遣の職員の6月の議会で資料いただいたんですが、委託料の資料いただきました。その中で、窓口のほうの関係ですと、3人工で人件費が625万3,000円となっております。それで、それを会計年度任用職員にした場合は754万2,000円になるというようなことで試算をしていただきました。この試算の中で、3人で128万8,000円が会計年度任用職員になると人件費が高くなるというような資料いただいたんですが、割り返しますと1人当たり42万9,000円上昇するようになっているわけなんですが、この内容についてお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

委託料と、あと、会計年度任用職員の場合の試算における差額についての内訳でございますが、その会計年 度任用職員の場合は期末手当と、あと、社会保険料が含まれております。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。

- ○8番(三村正一君) 私、聞き取りをしてまいりましたところ、会計年度任用職員の年間の収入というか、所得ですね、これは、昨年度と同じ金額だということが話を伺ってきました。結局、期末手当とか、そういった手当の分を今までの中から、現給の中から差し引かれて、そして、減額されて、その分を期末手当で精算するというやり方をしているというふうに伺ってきたが、そのことについてはどのようなご認識かお尋ねします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

会計年度職員に関しましては、昨年と同じく現給保障というところでさせていただいております。先ほどご 説明しました資料の内訳につきましては、今後発生する将来的な見込みというところで出したので、今現在の 方との比較ではないものであるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) 今後発生する将来的な負担まで見ているということですが、先ほど申し上げた約42万 9,000円、これ今年払う予定なんですか。それとも、将来的なものですか。会計年度任用職員というのは1年 単位での更新なはずなんですが、それが今後のことまで入れて算出したということ、ちょっと算出の根拠が薄 いと思うんですが、その辺のご答弁お願いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

お渡ししていたこの包括的業務委託に係る委託料の表につきましては、その包括業務と、あと、会計年度任 用職員の場合で試算したというところでお渡ししておりますので、現在の状況との比較ではないということで ございます。ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

8番。

○8番(三村正一君) そうすると、前の資料で今年度の対比の資料を後でいただきたいと思います。よろしく

お願いします。

なぜこんな質問したかといいますと、昨年の、元年の12月の留意事項についてこのように書いてあります。 単に財政上の制約を理由として以下のような制度設計をすることは適正な任用、勤務条件の確保という法改正 の趣旨から適切でないという項目の中に、職務内容や責任、職務遂行上の必要となる知識、技術、職務経験等 の必要な要素を考慮せずに、給料、報酬の水準を決定することや新たに期末手当を支給する一方で、給料や報 酬を削減すること、適正でないと書いてあります。そんなことがありましたんで、ぜひこの法制度の適正な運 用をお願いしたいと思います。

続きまして、まちづくり矢吹について質問をいたします。

関連は行財政改革の総務のほうとも一致するわけなんですが、ご答弁の中でご理解をいただきたいというような形で話ございましたが、なかなか理解するのが難しいというようなことで再度質問させていただきますが、今まで民間委託することで費用の負担は発生するが、公務員の身分でなくても従事できる業務等というような項目ありますが、費用が発生して、町民サービスの向上、福祉の充実につながるということで、その辺が私理解ができないということでございます。といいますのも、今まで町は、民間委託については会計年度任用職員にすることは、10年間で8億円の費用の負担増となることから民間委託するんだというふうに説明してきております。今回は負担が増えてもそちらに頼むんだということは、ちょっと今までの説明と180度変わったような説明になるんですが、その辺についてのご見解をお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

これまで説明した内容と変わるのではないのかというところのおただしでございますけれども、これまでもご説明してきましたとおり、効率的で適正な人事管理を行いながら、町全体の業務、全体を見ていくというところで、事務であったり、事業の再編、整理、廃止、統合、また民間委託の推進、そして、定員管理の適正化というところ、全部が密接する部分でございますので、そこを総合的に考えた中で、積極的に行財政改革には取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの考えと違う内容で町長も答弁したことではないとは思っておりますので、今後もこのまちづくり 矢吹につきましては、総点検、今後実施してまいりますので、その中でも改めて費用面については精査してい きたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。8番。
- ○8番(三村正一君) なかなか今の説明で理解が不能なんですが、今までは経費がかかるので、まちづくり矢 吹のほうから派遣してもらうんだ、会計年度任用職員で町で直接雇用すると経費が多くかかる、10年間で8億 円かかりますよと言っていたんです。今度は逆に、まちづくり矢吹に会計年度任用職員よりも、今までは余計 かかると言っていたんだけれども、今度は高くてもそちらを頼むんだというその説明がちょっと納得できませ

んでしたが、今、最善の答えがそれなれば仕方ないと思います。

続きまして、職員の派遣についてなんですが、職員派遣については昨年度の9月の議会で、公益的法人でないということで議会で否決されて、その上で勤務させていると、あそこで勤務させているということなんですが、まちづくり矢吹で民間の企業に町が派遣するような条例があるのかどうかお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

矢吹町職員の公益的法人の派遣等に関する条例でございますけれども、その条例の中でまちづくり矢吹入っておりませんので、条例には位置づけされているものではございません。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。8番。

- ○8番(三村正一君) 私の質問に答えていないんですが、私は勤務させることについての条例を聞いたわけなんですが、派遣という答弁でお答えいただきましたんで、勤務させることの条例があるのかないか。派遣ができないことは前の答弁で分かっていますが、勤務させることが可能なのかどうかお尋ねします。条例があるのかどうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

勤務させることができる条例があるのかというおただしでございますけれども、条例はございません。職務 命令によって、まちづくり矢吹に関する業務支援を行わせているところでございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

8番。

- ○8番(三村正一君) 条例にないことが職務命令で勤務させることができるのか、その点再度お尋ねいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

条例にはございませんけれども、公務員としての地方自治法に基づいて職務命令、そういった指揮命令を出すことはできると解釈しておりますので、そのことによって職務命令により支援を行わせているものでございます。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) 一般社団法人まちづくり矢吹は公益法人でないということ、確認されております。また、 組織の内容も民間の会社で、商業登記簿等の定款から見て町の関与を示すところはありません。そのことはご 確認いただいていると思いますが、そういった中で、公務としての命令で勤務とありますが、答弁いただきま したが、公務とは何かをお尋ねします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

その支援に関するどの部分が公務なのかとのおただしであると思いますが、まちづくり矢吹、町がこれまで補助金等を活用しながらまちづくりを行っていただいております会社であるというところを認識しておりまして、そこでまだ運営が一定の軌道を迎えるまでは、町としてもまちづくりを今後進めていく上で支援が必要だと考えております。そのため公務として支援に当たらせているというところでございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。8番。

○8番(三村正一君) 公務員というのは、やはり地方公務員法に定められた業務、町の事業の中で働くことが 主だと私は考えております。ですから、一般の企業に短い期間じゃなくて1年5か月ですよ、もう。そのとこ ろに行って働くというような勤務の命令を出すこと自体がやはり正当性がないんじゃないか、公平性とかの面 から見てもちょっと町民の納得が得られないのではないかなというふうに考えております。ぜひそういった面 で問題があるのかないのかを検討いただきたいなというふうに思います。私は、あそこで働くことは公務では ないというふうに感じております。

続いての質問ですが、6月の議会であそこで働いている方の役員就任の許可はしていないという答弁ございました。任命権者の許可を得ずに職員が理事に就任しているということが町の条例等の違反に該当するんじゃないか、地方公務員法に該当するんじゃないかと私は考えておりますので、その辺についてのご見解をお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

理事につけさせることが正当なものかどうかというところのおただしでございますけれども、ただいま調査 させていただいておりますので、この場での答弁は控えたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) まちづくり矢吹の今後について、ぜひ検討をして、みんなが働いて喜ばれるような体制 づくりをお願いしたいなとは思いますが、やはり個人の会社ということで、登記簿謄本なり、定款なりについてのご認識をお尋ねしたいと思います。今、まちづくり矢吹の謄本と定款を見てどのように感じているのかを お尋ねします。
- ○議長(角田秀明君) ただいま執行部で検討しますので、ちょっと休議させてください。暫時休議します。

(午後 零時11分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開しますが、町長に答弁をいただいて、そして、昼食のため暫時休議とい うことで行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(午後 零時27分)

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、三村議員の再質問に答えさせていただきます。

まちづくり矢吹につきましては、言わば登記上の問題とか、そういった手続上の問題が生まれ落ちたときからいろいろございまして、そして、これはもう法務局とのやり取りがあったとか、いろいろなことが言われておりますが、言わば我がほうの職員のほうの不勉強あるいは詰めが甘かったところもございまして、そこのところの手続が十分でなかったということが一つあるかと思います。ですから、生まれ落ちたときからなかなかそこのところが非常に、言わば疑義を招くというか、誤解を招くような形であったところが一つの大きな課題、問題であったかと私は思っております。

それを明確にすると、はっきりさせるのがこれを引き継いだ私の役割かと思っておりますので、職員とまさ に隠し隔てなく全てきちんと調査して、当時のことについてどうだったかと。言われているような様々な疑義 とか、そういったことについて大丈夫なのかどうか。そして、せんだっての法務局で印鑑証明、そういったこ とがありましたけれども、ああいったことについて全てちゃんとお出しして、解明していきたいと思います。

そのことについて、例えば今現在を見ると、まちづくり矢吹については現在の代表者であるとか、それから、設立の人であるとかすると、どちらかというと個人の団体のように見える。しかし、一方で、地方創生交付金等の補助金もいただきながら、町の業務を相当程度やっているのも、これも事実。ですから、生まれ落ちたときの手続上の問題も含めて疑義を招く部分と、しかし、町のことを相当やっているという実態の問題がございます。ですから、ここで、要はプライベートな会社あるいは法人なのか、それとも、町のなのかということを一言でお答えするのは非常に難しい組織になっているのかなと私は思っております。ですから、非常にそこのところは生まれ落ちたとき、そして、経緯、そして、今果たしている役割、そこのところがやはりどうしても

ねじれた状態にあるというのが私は現状かと思っておりますので、このことをきちんと調査、検討いたしまして、皆様のところにご報告をしたいなというふうに思っております。

このことを一言で言ってしまうと、実はまちづくり矢吹の中にも様々な課題もあるけれども、例えば、この間出ましたICTの問題とか、これから自治体が備えるべき機能、役割、そして、その能力について、将来に向けては期待すべき部分もかなりあるのかなというふうにも思われます。そのことも含めてきちんと検討した上でお答えをしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) それでは、昼食のため暫時休議したいと思います。1時半から開会したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(午後 零時30分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長(角田秀明君) 午前に引き続き、三村正一君の一般質問を行います。残り5分です。よろしくお願いします。8番。

○8番(三村正一君) 町長からまちづくり矢吹への所感をいただいたところでございますが、もう少し問題点というか、疑義のある点を質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1つは、まちづくり矢吹と包括業務契約委託で8,700万の契約をしております。ですが、それにプラスして再雇用の再任用職員が支援に行っております。これは契約の相手方への利益供与じゃないかと、このように私は感じているんですが、その辺のことについての見解をお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

業務委託を契約しており、相手方への利益供与ではないのかとのおただしでございますけれども、そのように捉えてはおりません。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) 契約の相手方に人助けに行くことは、利益供与にならないというような答弁でしたが、 そうですか。私はちょっと異議があるなと思います。

例えば、建設工事の入札で取った相手方に人が行って、そこの土方の手伝いとか、いろんな事務の手伝いすることは利益供与に当たらないというような認識でいいのかどうか、答弁を求めます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

入札で取った会社への支援とは別なもので、まちづくりを進めていっているところに対しての支援を図っているということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。

- ○8番(三村正一君) まちづくり矢吹、外部に置かなくて、総務課の中に置いたほうがいいんじゃないですか。 まちづくり矢吹でなくて、総務課でそういった人事管理をやる、そんな形でもできるんじゃないですか。まち づくり矢吹そのままでなくて、別な組織として役場の町の中に置くことはできないのか、検討はいただけない か、ご答弁いただきます。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。 検討させていただきたいと思います。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 支援して、あそこで勤務させている職員の勤怠管理、出勤退勤の管理、そのほかについてはどのようになっているのかお尋ねします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

勤怠管理でございますけれども、出勤簿は紙ベースでございますけれども、それをつけていただいて、私の ほうで確認をさせていただいております。また、休みとかの許可についても、私のほうに届けていただいて、 確認をした上で承認しているところです。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 業務日誌等はどうなっていますか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

業務日誌等は、特に提出は求めておりません。代わりに役場のほうに来たときに、何やっていたのかというところは、口頭においての報告は受けております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) 向こうのまちづくりの会社にいなくても、役場の総務課の中にいてもまちづくりの支援 はできるんじゃないですか。
- ○議長(角田秀明君) 質問ですか。
- ○8番(三村正一君) 質問です。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

- ○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。 その点も含めて、今後検討させていただきたいと思います。 以上です。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 8番。
- ○8番(三村正一君) このまちづくり矢吹が検討された時期と会計年度任用職員制度ができた時期が重なってはいないんですが、会計年度任用職員が新しい時期になっておりますが、そういった形で町のほうでの取組がまちづくり矢吹から出たわけなんですが、このことについて総務省にこういったまちづくり、町でやっている会計年度任用職員制度の取組と、それからまちづくり矢吹へ包括業務委託を昨年の5月13日から会社をつくって派遣制度を利用しているという形の中を、それらの正当性について総務省にお尋ねをするような考え方はあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

総務省に聞くかどうかも含めまして、課題については、今後整理した上で検討させていただきたいと思って おります。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問はございますか。8番。

- ○8番(三村正一君) 一番最後に、教育委員の関係での質問になるわけなんですが、地方自治法第180条の5 第6項の規定で違反しているのではないかというような質問して答弁をいただいたところですが、この項目に ついて、一応、あれですね、ここについての内容の説明をお願いします。第180条5の第6項についての説明 をお願いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

地方自治法第180条の5第6項でございますが、委員会及び委員の設置の規定がなされております。第6項 については読み上げさせていただきます。

普通地方公共団体の委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)または委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。あと35秒です。 8番。
- ○8番(三村正一君) 今、読み上げられました項目をよく吟味した上で、ご判断をお願いしたいと思います。 それと、もう最後ですが、いろいろとまちづくり矢吹の問題、それから職員の問題、特に職員の問題については1人雇うと3億かかるというような認識の下、ぜひ有効に、雇うばかりでなく、今いる職員の方々の知恵を出し合っていただいて、より町が発展するようにお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。
- ○議長(角田秀明君) 以上で、8番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。 それでは、暫時休議します。

(午後 1時42分)

○議長(角田秀明君) 再開しますけれども、このぱちぱちという音がなかなか直りませんので、今、業者には 連絡をしましたので、待ってもいられないでしょうから、このまま続けたいと思います。お願いします。

(午後 1時56分)

◇ 加藤宏樹君

○議長(角田秀明君) それでは、通告8番、9番、加藤宏樹君の一般質問を行います。9番。

[9番 加藤宏樹君登壇]

○9番(加藤宏樹君) 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、大見出しとして社会福祉資本整備についてというところでございます。

私も何度か、この駅に関しての質問は2回目かと思いますが、矢吹駅からホームに降りるためのエレベーターの設置要望が多くの町民からなされております。利用者の利便性を考えますと、必要ではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、ユニバーサルデザインとして世界中でもバリアフリーが推奨されております。震災の後、壊れたままの歩道などが多く見受けられますが、拡幅等も含め町の認識と今後の対応をお伺いいたします。

次に、大項目の2番、教育施設の使用許可についてでございます。

こちらは中央公民館での取扱いとなりますが、令和2年8月6日、2教第498号教育長回答では、過去の判断の正誤、正しいか誤っていたかについて明確な回答がございませんでした。その上で、令和元年12月23日及び令和2年2月26日の教育長の回答及び職務代理者の回答は正しかったのか、間違っていたのかをお伺いいたします。

じゃ、大項目の1番の3番が抜けておりましたので、買物弱者、交通弱者等のためにも、町巡回バスは町でもご検討なされていることと思います。実際に巡回バス等を望む多くの町民が多々おります。今後の町の対応や計画をお伺いします。

それでは、大項目2番の2に戻ります。

社会教育法第23条第1項第2号、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することとあるが、教育委員会は総決起大会でも貸し出せると解釈できる。また、全国的にも使用許可が確認できたという回答がございました。それでは、運用をどのようにするかが明確に回答されておりません。直ちに使用を許可するのかをお伺いいたします。

3番目に、6月議会において、私の質問に対して、令和2年2月26日、教育長職務代理者、水戸勘十氏の回答は、弁護士の相談の上、回答したとの答弁がございました。その弁護士とは誰かをお答えください。

大項目の3番になります。まちづくり矢吹及び道の駅事業についてお伺いをいたします。

まず、まちづくり矢吹の設立経緯についてお伺いいたします。

前回の質問と重複いたしますが、福島地方法務局や司法書士等の助言を受けて法人登記、会社を設立したということですが、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように相談したのかが具体化されませんでしたので、 改めてお伺いいたします。

2番、過去の答弁において矢吹町町長の印鑑証明書が発行されないので、野崎吉郎氏個人で登記するほかなかったと答弁しております。ただ、定款認証の際、矢吹町として認証を受ければ、矢吹町として社員になれたと思います。調査をし、明確な回答を求めます。

3番目に、令和元年度の道の駅関連事業費が道の駅協議会においては約73万円、その他のお金の処理、その他が業務委託されたと思うんですが、その他の予算はどのように使用されたのか、内訳明細及び財源内訳をお示し願います。

以上、大きな項目で3項目ですが、答弁方よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、9番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、矢吹駅ホームのエレベーター設置についてのおただしでございます。

矢吹駅につきましては、平成7年10月に現在の駅舎が供用開始されており、改札口のある地上2階のフロアからホームへ行き来するには、エレベーター等が設置されていないため、階段を利用しなければならず、高齢者、そして足腰が不自由な方が利用する際にご不便をおかけしているところであります。

町といたしましても、このような状況の改善を図るため、福島県及び県内市町村で構成する福島県鉄道活性 化対策協議会、これを通じて平成14年度から毎年、駅ホームの管理者であるJR東日本に対しまして、エレベ ーターの設置要望書の提出を継続して行っているところであります。

しかしながら、矢吹駅については、エレベーター等の設置要件を満たす駅ではなく、JR東日本からの回答書では、現在のところ矢吹駅でのエレベーター等の設置計画や具体的な検討については、示されていない状況となってございます。

エレベーター設置を含む駅のバリアフリー化の要件につきましては、平成18年に施行された高齢者、障害等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これに基づき制定された移動等円滑化の促進に関する基本方針におきまして、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅をバリアフリー化するとの整備目標が定められまして、平成22年度末の改正によりまして、平均利用者数が3,000人以上の駅に改められております。

3,000人以上の利用者がいる駅のバリアフリー化につきましては、関係する地方公共団体の支援を前提といたしまして、国から鉄道事業者に対して事業費の一部が補助されることから、結果として、国、地方公共団体、そして鉄道事業者がそれぞれ3分の1ずつの費用負担で事業を実施することが可能となります。

しかしながら、令和元年度における矢吹駅の1日の平均利用者数は1,047人となってございまして、整備目標となる3,000人以上の要件をかなり下回っているという状況となっております。

利用者数が3,000人未満の駅であっても、高齢者、そして障害者等の利用が特に多いと見込まれる駅、市町村役場や福祉関係施設、そして総合病院等の最寄り駅等で地域の拠点となっており、バリアフリー化の必要性が高いと認められる場合には、国の補助事業の対象となる可能性もありますが、実は近隣の須賀川駅、あるいは白河駅、こういった矢吹駅よりも利用者が大変多い駅においても整備が進んでいない現状を鑑みますと、なかなか厳しい状況にあるのかなと考えております。

いずれにしましても、エレベーターの設置等、矢吹駅のバリアフリー化に当たっては、多額の費用が必要となることから、町といたしましては、引き続き福島県鉄道活性化対策協議会を通じて、JR東日本への要望活動に取り組んでまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、歩道の管理と、それから今後の対応についてのおただしでありますが、町が管理する歩道は、令和2年8月末現在で総延長が約22キロメートルとなってございまして、設置してから相当の年数が経過している歩道もあり、毎年、定期的なパトロールにより、補修等の対応を行っているところであります。

議員おただしの旧奥州街道につきましては、矢吹原土地改良区水路の上部を一定区間、歩道として利用して ございまして、矢吹小学校の通学路としても指定されている路線であります。車道と歩道を含めまして、町道 として認定されておりますので、町が管理をする路線であります。

特に、路線全体が経年劣化しておりまして、側溝の蓋やしま鋼板等が損傷していることから、現状を確認し、 適宜、補修等を実施しております。

また、当該路線につきましては、道路等側溝堆積物撤去処理事業を実施した際に、特に損傷がひどい蓋等の取替えを行ったところであります。

なお、歩道を含む町道の適切な管理につきましては、町全体で管理する延長が非常に長いことから、定期的なパトロールを行い、危険な箇所については応急的に修繕工事を実施しており、住民の方から連絡を受けた場合には、すぐに現場を確認し、対応しているといったところでございます。

現在、本町では、道路施設維持管理計画を今年度中に策定することとしておりまして、10年間の計画期間に おいて、年度ごとの道路の補修や予算規模を取りまとめ、限られた財源の中で道路補修の優先順位を定め、継 続的に予算を確保しながら道路の長寿命化を図る内容となっております。

今後も、より計画的に効率的で効果的な維持管理に努め、安全で安心な道路施設の管理を図ってまいります ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、巡回バスについてのおただしでございます。

芳賀議員、鈴木浩一議員への答弁と一部重複いたしますが、本町では、平成30年2月に町の公共交通施策を 検討する組織として矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会を設置し、巡回バスを含めた公共交通施策を2年 の任期の中で協議、検討してまいりました。

協議会では、アンケート調査の結果など及び自宅からバス停までの移動の大変さなど、巡回バスのメリットとデメリットを整理しまして、自宅の玄関から直接目的地までの移動、いわゆるドア・ツー・ドア、これはお年寄りにとっては大変大事なことかと思いますが、ドア・ツー・ドアとなる民間タクシーを利活用した行き活きタクシー利用料金助成事業を実証実験として実施いたしまして、本年4月から本格運用しております。

また、本協議会が令和2年2月に提出した最終報告書では、今後も、継続的に町民の公共交通に関するニーズ等を確認し、町民にとって利用しやすい事業となるように定期的に検証することとされております。

町といたしましては、本協議会が平成30年5月に実施したアンケート調査の結果を踏まえると、巡回バスの ニーズは高くないという結果でありましたが、継続的に巡回バスの運用についても検討する必要があると考え ております。

これにつきましては、私の公約でもあります公共交通、特にお年寄りの足となるような、そういったものについて充実させていくということの目標もございます。引き続き、公共交通のニーズ把握に努め、また、現在運行している行き活きタクシー事業の検証を行い、本町の公共交通施策を検討してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育施設の使用許可についてのおただしでありますが、本案件は、昨年の12月14日に予定していた、 中央公民館から矢吹町勤労者体育館に会場を変更し開催いたしました私の後援会事務所の総決起集会について でありまして、当時、私をはじめ、後援会の皆様も大変困惑した内容であります。

公民館の運営方針につきましては、平成30年12月21日付文部科学省総合教育政策局地域学習推進課からの社会教育法第23条第1項の解釈の周知についての文書を確認する限り、総決起集会でも貸し出せると解釈するこ

とはできると考えます。

当時の運用方針は古い考えや情勢による解釈であり、誤りだったと考えざるを得ません。

法解釈の相違により、ご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、心よりおわび申し上げます。

法律相談につきましては、町顧問弁護士の吉川幸雄法律事務所に相談をさせていただいております。

今後、申請時には、団体の活動内容などを真摯に伺い、中立性の確保について、法の趣旨を十分に確認しながら運用に努めてまいります。

これからも多くの町民の皆様に、複合施設をはじめ、町の施設を幅広い活動に利活用していただくことを強く望んでおります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり矢吹の設立経緯についてのおただしでありますが、前回の6月議会との答弁と重複いたしますが、設立時社員につきましては、法人設立の目的・使命から、当時の矢吹町長、そして矢吹町商工会長、そして株式会社コミクリ代表取締役の3名となっておりまして、当時の矢吹町長については、個人として社員登録をしております。

議員おただしの、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように相談したのかでありますが、昨年の令和元年4月末に、電話で、雇用労政監が、福島地方法務局に対し、矢吹町が設立時社員になることについて、どのような方法があるのかを相談いたしました。

その際、「個人として登記することになる」との回答があったということで、個人として社員登録を行って おります。

また、定款作成におきましては、東京都中央区の司法書士が代理人となり、昨年の令和元年5月9日に白河 公証役場の認証を受けて、昨年、令和元年5月13日、同年に一般社団法人まちづくり矢吹の設立の登記が完了 しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり矢吹の定款認証についてのおただしあります。

7月上旬に福島地方法務局を訪問し、一般社団法人まちづくり矢吹の設立時社員について個人ではなく、矢 吹町として登記することが可能なのかについて確認をいたしました。

その結果、「自治体が発行する公印証明書があれば法人として社員登録することは可能である」との回答を いただいたところであります。

以前、電話で相談した際には「個人として登記することになる」との回答でありましたので、この点について再度福島地方法務局に確認したところ、「電話での軽易な相談については、記録は取っておらず、誰がどのように対応したのか不明である」との回答でありました。

また、既に登記になっている設立時社員について、変更が可能かどうかも確認いたしましたが、設立時社員は一般社団法人の設立時に定款を作成する立場の役目であり、設立後に変更できるものではないとのことでありました。

町といたしましては、当時の確認が十分ではなかったということについておわび申し上げますとともに、今後このような事案がないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、令和元年度に実施した道の駅関連事業についてのおただししでありますが、令和元年度におきましては、「全町民が出店する矢吹百貨店化計画」をコンセプトに、観光・交流人口増加促進計画策定業務、矢吹

百貨店化計画に係る人材育成及び新商品開発業務、矢吹百貨店化計画に係るテスト店舗運営業務、また、これ らの成果発表のための矢吹百貨店化計画に係る事業成果発表会開催業務、合わせて4つの事業について業務委 託を行っております。

まず、観光・交流人口増加促進計画策定業務委託でありますが、契約者は株式会社イダテンでございまして、 工期は令和元年8月1日から令和2年2月28日、契約額は172万7,000円で、予定価格に対する落札率は約96% であります。

次に、矢吹百貨店化計画に係る人材育成及び新商品開発業務委託でありますが、契約者は株式会社アイ・エム・ディで、工期は昨年、令和元年8月30日から同じく昨年、令和元年12月25日、契約額は396万円で、予定価格に対する落札率は約97%であります。

次に、矢吹百貨店化計画に係るテスト店舗運営業務委託でありますが、契約者は有限会社デンヤ・クリエイティブ・ワークスで、工期は昨年の令和元年8月30日から昨年、令和元年12月6日、契約額は1,056万円でございます。予定価格に対する落札率は約98%です。

なお、テスト店舗を実施するに当たり、会場周辺の草刈りを別途シルバー人材センターに委託しておりますが、その費用の4万7,212円を合わせた当該テスト店舗運営業務委託の決算額は1,060万7,212円となっております。

次に、矢吹百貨店化計画に係る事業成果発表会開催業務委託でありますが、契約者は株式会社イダテンで、 工期は今年、令和2年1月28日から今年、令和2年3月19日、契約額は143万円で、予定価格に対する落札率 は約98%であります。

次に、財源についてでありますが、各事業とも地方創生推進交付金を活用し、国の補助が2分の1、残りの町の負担金は、5割が普通交付税、5割が特別交付税により措置されることとなっており、町の財政負担を最小限に抑えるよう努力しております。

次に、道の駅に関する事業に関し、平成28年度から平成30年度までは地域協議会が委託事業の発注を行い、 令和元年度は町が直接発注したことについてでありますが、平成28年度から平成30年度につきましては、3年間の事業期間として、道の駅の運営に関し、多くの町民の参画を促すため、また、地域の道の駅となるよう地域商社の立ち上げを目的としておりました。そのため、地域協議会を設立し、特色のある道の駅のコンセプトや多くの町内産の農産物や商品を取り扱うための出荷集荷体制などの研究検討を行っていただいたところであります。

なお、これらの取組につきましては、地方創生推進交付金の取組であり、町民参画や組織育成も目的としておりましたので、地域協議会が事業主体となり、進めていたところであります。引き続き、地域協議会構成員の皆様には、これまでの蓄積を生かし、地域連携、地域ブランドの創出にお力添えを賜りたいと考えております。

また、令和元年度からは新たな3年間の事業期間として、平成28年度から平成30年度までの道の駅推進事業 に関する取組の検証と、観光・交流人口の増加促進を大きな柱に、地域資源のさらなる磨き上げや新商品の開 発指導を主たる目的としていたため、町が事業主体となり、進めてきたところであります。

藤井議員の答弁と重複いたしますが、道の駅推進事業は、町として候補地を決定しておらず、国道4号4車

線化の協議は、今後、具体的に進められることに加え、実施してきたテスト店舗の収支状況を含め、課題が多くあると認識しております。

私は選挙公約において、道の駅等公共事業の総点検を行うことを掲げており、総点検が十分にできていない 現在の状況では、立ち止まる必要があると考え、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画への位置づけ を見送ることにいたしました。

このように、現段階では見通せない部分があり、町民の皆様との合意形成が十分とは言えない状況にあることから、道の駅推進事業は凍結といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

答弁していても考えながら答弁しているのに、全く考えがまとまらなくなるから、読み上げるしかなくなっちゃうから、これ何とかしてください。これは本当に駄目だ、これ。答弁にならない。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) それでは、ぱちぱちに負けないように答弁いたしたいと思います。

[「偉いぞ」と呼ぶ者あり]

○教育長(鈴木健生君) ありがとうございます。

答弁の前に、ご心配いただいておりました中学校の修学旅行ですが、今朝6時半に皆元気に無事出発をいたしました。旅行先は、東京方面を変更しまして、山梨、群馬方面となっております。山梨では、リニアモーターカーの関連施設の見学、富士登山口である5号目、そして富士五湖をはじめとして大型の遊園地である富士急ハイランドのほうを訪れるようになっております。最終日に、群馬の富岡製糸場、世界遺産の富岡製糸場を見学して帰校するという予定でございます。

あわせまして、 $G\circ T\circ$ トラベルにつきましては、しっかりと活用させていただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、9番、加藤議員の質問にお答えいたします。

矢吹町中央公民館の使用許可についてのおただしでありますが、本件に関する経過や認識等につきましては、 先ほど町長が答弁されたとおりであり、教育委員会といたしましても、日々変化する社会情勢に的確に対応で きるよう新しい法の解釈等の習熟に努め、できる限り多くの方に多面的に利用していただける施設となるよう 運用してまいりたいと考えております。

そのため、10月に開館予定の矢吹町複合施設の貸施設においては、こうした運用が明らかにできるよう関係 条例の整備を行ってまいりました。

また、併せて、既存施設である中畑公民館や三神公民館におきましても、これまでの運用を見直し、複合施設と同様、多面的な利用ができるよう運用することで、本町の教育行政のさらなる振興・発展に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長(角田秀明君) 本来であれば、加藤君からの質問でなかった教育長の答弁でありましたけれども、議長

が認めましたので、ご報告申し上げたいと思います。

質問ありますか。

9番。

○9番(加藤宏樹君) それでは、矢吹駅のエレベーターの件について、二、三お聞きしたいと思います。 現在の駅舎、これは町が多分造ったと思うんですが、この駅舎は設計当初よりエレベーター設置の計画があり、実際に下りホームには、直接出入りできる通路が備え付けてあります。造った当時からそういう予定であったはずなので、そんなに難しい案件ではないかと思いますが、それについて町の見解をお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 9番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。 今ほど加藤議員のほうからエレベーター設置のためのスペース等あるということで、そんなに大きな難しい 問題ではないんじゃないかというようなお話がありましたけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、 従来3,000人という乗降客がいましたらば、順番もありますけれども、エレベーターを設置するよというよう な内容になってございます。矢吹町では、利用者が少ないということで、JRのほうでは、今のところ検討し てはいないというところでございます。

そのエレベーター設置の部分につきましては、やはり例えば町で造るといった場合にも、そういった金額的な部分もございまして、なかなかちょっとJRのホームに係る部分があるものですから、それに伴いまして、そのエレベーター設置のための仕様とか条件とか、そういった部分がなかなか我々のほうでも確認できない部分がございまして、はっきりとした金額は、まだ積算はできていないんですけれども、やはりかなりの金額が要するのかなというふうに認識をしております。そのようなことで、なかなかその条件的な部分、金額的な部分で難しいという認識をしております。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) それでは、今の質問に対しては、後でまとめて再質問しますので、エレベーター設置、 これは身体障害者はもちろんですけれども、ベビーカーを押すお母さん、それから大きな荷物を持つ利用者、 さらにはお年寄りと、これ全世代に非常に利便性の高い施設であると思うんですが、お金がかかる、ハードル が高いと言っていたんでは先に進まないんですが、その辺もうちょっと町民のために考えられないか、再度お 伺いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 加藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど加藤議員のほうから指摘のございました様々な人が利用する、そして特にお年寄りの方、ベビーカー、 それから体の不自由な方とか、たくさんいろんな方がいらっしゃいまして、そういった方については大きな負 担を強いられているなと、私といたしましても認識しております。

加藤議員のほうからのエレベーターというご提案がございましたけれども、エレベーターとはまた違った手法で、何か利用者の方に低減が図れるような、負担の軽減が図れるような、そういった施策も今後検討しながら、JRとの協議も進めながら検討してまいりたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) それでは、駅のエレベーター、これは確かに工法も特殊ですし、設計もJRさん関係ということで、町とかほかの業者は勝手に積算、見積りできません。できないからといって、いつまでも積算、見積りもしてもらわないんでは、予算の立てようもございませんので、それはぜひ交渉して見積りと、やっぱり通えば人は心は通じますから、それなりにやり方とかいろんなことを教えてくれます。そういった意味で、3,000人以下でも設置可能な項目もございますので、その辺をフルに利用してやっていただきたい。

ちなみに、これはあまり口外できないんですが、新白河のエレベーター、在来ホームにできたエレベーターは4,000万から5,000万程度でできるんじゃないかという情報をいただいておりますので、そちらも併せて参考になさっていただきたいと思います。

要は、条件、最初の条件が厳しいからといってトライしないんでは、前に進めないと思うんですね。ですから、これは厳しいハードルだろうが、高いハードルだろうが、やはりトライして難問、難関に立ち向かって、もう町民のために、我々は一生懸命やっているんだぞという姿を見せることも大事だと思います。 1 基5,000 万ぐらいでできるんでしたら、本当にそんな負担になるのかなというふうにも考えますので、もう一度その辺お答え、町長からぜひお答えいただければありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 加藤議員からの大変貴重なご意見でございます。

実際、これはとにかく私も矢吹をいい方向に変えると言ってこういう立場に立った以上は、不可能だからとか、それからできないからと言ってというつもりはありません。ただ、限られた資源と、それから限られた時間の中でどういうふうにやっていくかということを考えなくちゃいかんと思っております。

ただ、さっきお金が高いからできないとか、それからこういうのがあるからできないというよりは、その中でどういう形でやれるかを徹底的に追及した上で、その上で、皆さんにその結果をお話しするとか、そういう形でのやり方を私個人としてはしたいと思っております。

ぜひ、そういったことを皆さんのお知恵も借りながら、できることはというよりは、できるような環境をつくっていくことも含めて、ちょっと頑張っていきたいなと思います。ただ、職員の皆さんにも大変な負担をかけるので、そのあたりは全体のバランスと、それから優先順位をよく考えながらやっていきたいと思っています。ただ、議員お話しのことについては、私は大変共感するところありますので、何とか頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

○9番(加藤宏樹君) それでは、バリアフリーに関して、歩道整備等なんですが、やはり歩道整備や段差の少ない道路はお年寄りに限らず、これは子供たち、親子連れ家族にとっても安心・安全に大きく寄与するものと考えています。確かに、震災で多少段差ができている、若干直したところもあるでしょうが、かなりひどい部分もまだ残っているのかなというふうに思います。

世界的な流れ、ユニバーサルデザインとしてバリアフリー化というのは、これは老人、福祉にも通用します ので、町の考えをこの歩道整備に限らず、段差のない生活環境をどのように考えているかをお伺いいたします。 〇議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

公共施設全般について、ユニバーサルデザインについてどのように考えているのかというようなご質問でございますが、今回のご指摘の奥州街道については、あれは恐らく昭和30年後半に建設された道路なのかなというふうに思っております。

そのユニバーサルデザインについては、世界的に重要性といいますか、必要性について問われてきている中で、そういう中で、まずは県として、平成7年にユニバーサルデザインについての考え方が取りまとめられまして、ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針というのが示されております。ですので、近年においての道路であったり、公共施設について、当然複合施設もそうですが、全てこのユニバーサルデザイン指針に基づいて設計がされておりますし、今後もそのような形で進むものでございます。

さらに、福島県は、このユニバーサルデザインにかなり力を入れていまして、条例を定めております。人に やさしいまちづくり条例というかなり厳しい条例で、歩道の段差であったり、スロープの勾配とか、そういっ たものについて基準以上の優しい施設となるような指針を示されておりますので、町としましてもこの指針に 基づいて、町独自の指針はございませんので、それにのっとった形でのハード整備、施設整備を今後も実施し ていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) なぜユニバーサルデザイン、バリアフリー化というのを推奨したいかといいますと、やはり少しでも体が動かせる老人といいますか、動けるうちは少しでもシニアカー、電動カーなどを使って、移動して活動していただきたい。人に会い、外に出る機会を増やすことによって、やはり認知症、これから大きな問題になると思います。認知症予防等にも寄与するのではないかと思うんですが、もう一度その辺も含めて早急に手だてをしなければいけない部分もあるんじゃないかと思いまして、質問しておりますので、お答えをお願いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

高齢者であったり、不自由な方に対しての対応について早急にすべき部分があるのではないかというようなご質問でありますが、具体的には奥州街道だと思います。奥州街道の歩道については、今は車道と歩道が平らなのが標準といいますか、これはユニバーサルデザインであったり、そういったものに基づいての整備になっておりますが、奥州街道の一部といいますか、ほとんどですが、ラウンドアップというか、車道より若干、15センチ程度高く歩道が配置されていることで、その進入であったりの部分で、相当な落差になっているという部分で、今ですと、やっぱり安全な部分かなというと、なかなか難しい部分がございます。ただ、当時は人と車をしっかり分けるという、そういった考え方の中で整備されたものでございます。

現在、その奥州街道につきましては、今回の都市計画道路の見直しにおいても、幅員等、一部修正をいたしますが、しっかり町の整備すべき道路として位置づけておりますので、現在は一本木29号線、こちらをちょっと優先して整備をしておりますが、その後、その他の都市計画道路についても、ある程度のめどがつけば、次の路線として着手していきたいというふうに考えておりますが、実際には、それ相当な時間がかかりますので、再度現地のほうをよく見て、今できる部分、維持修繕工事ができる部分については、できるだけ早期に予算化も含めて取り組んでいきたいと思います。修繕工事といっても、それなりのやはり費用がかかりますので、そういった町の一般財源の中での優先順位とかそういったものもありますが、ご指摘のとおり、重要な部分でありますので、今後もその部分について十分調査検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

○9番(加藤宏樹君) それでは、巡回バス等についてお伺いをいたします。

あゆり温泉バスが若干巡回バスの役目を果たして運用されたかなと思いますが、その利用者の方々に要望と かアンケートは行ったか、ちょっとお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員の再質問にお答えをいたします。

あゆり温泉の温泉バスの利用者に対するアンケートということでございますけれども、アンケート自体は行っておりません。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

- ○9番(加藤宏樹君) 今のアンケートは行っていないが、要望等は何か上がったのか。上がったらば、それを 教えてください。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員のご質問にお答えいたします。

利用者からの要望はなかったのかということだと思うんですけれども、直接的な要望はあったかどうかについては確認はしてはおりませんが、定期の打合せの際に利用者からの要望とか苦情等があれば、私のほうに伝わることにはなっております。

バスの利用につきましても、例えば停留所と停留所の間で乗りたい人なんかがいれば、温泉のほうでは、可能な限り対応しているような状況というのはございます。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。

- ○9番(加藤宏樹君) 先ほど同僚議員から214名ですか、の利用があったというお話でしたが、その利用者の うち、全員があゆり温泉を利用したのか、それとも買物等に利用したのか、その区別は分かりますか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

あゆり温泉のバスの利用につきましては、現在、38か所の停留所を回って、バスに乗っていただいて温泉まで来ていただいております。二百十幾つという数字については、その停留所から乗ってあゆり温泉まで来た方の数字でございます。ただ、途中で用事があって降りても、それはそれで構わないルールにはなっておりますので、そのようなことでよろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

- ○9番(加藤宏樹君) 私がちょっと聞きたかった真意は、買物だけ、要はリオン・ドールさんとか、あそこは ベニマルさんとかだけを目的に利用した方がいるかどうかをちょっと知りたかったんですが、お願いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 加藤議員の質問にお答えいたします。

温泉バスを利用した買物の利用者というところのお話ですが、午前中、鈴木議員にもお話ししましたが、1 日当たり1名から2名の利用というような状況でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) それで、答弁の中に町バスを希望する方がさほど多くないと、巡回バス等多くないという答弁がございます。そして、それに代わるものとして行き活きタクシーを増便というか、利用の頻度を上げ

ようというお答えが、確かに老人等ですので、停留所にまで出てこいというのも多分大変なので、ドア・ツー・ドアという考えは、これは大いに賛成できるところがあります。

ただ、このドア・ツー・ドアはいいんですが、現在、県が4回分ということで、往復すると2回分ということで、増やすという、先ほど同僚議員に答弁がありましたが、どの程度増やそうとしているのか、具体的な数字出せるんであれば出していただきたいと思いますが、お願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 加藤議員の質問にお答えいたします。

今現在の利用回数4回から増やせる予定はあるのかといったご質問でございますが、そもそも4回にした理由というのもアンケートを踏まえて4回とさせていただきました。その後、数回アンケートを行っておりますが、その中でやっぱり利用を増やしてほしいと、あと料金を下げてほしいというような要望ございますので、こちらにつきましては、来年度に向けて内部でただいま協議しておりますので、前向きに検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) 今ほどタクシー券、これは先ほど同僚議員にも答弁ありましたが、700円を超えた部分 に関しての助成ということで、町内、中心市街地に住んでいらっしゃる方にとってはちょっと利用価値がない のかなというご意見を町民からいただいております。

それで、これは利用形態に応じたチケットというものは考えられないか。例えば、中心地に住んでいる方には500円のチケットを10枚とか、いわゆる地方に住んでいる方は差額分の補塡とか、その辺も、もし今後、来年度に向けてということであれば検討の材料に加えていただきたいが、町の考えをお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 加藤議員のただいまのご質問、利用形態によったチケットの配布というところの検討はできないかということでございますので、あらゆる交通手段の一つとして検討してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。9番。
- ○9番(加藤宏樹君) それでは、まちづくり矢吹の設立の経緯等について再質問をいたしたいと思います。 確認なんですが、当議会での答弁や百条委員会の回答においても、個人として登記せざるを得なかったという答弁がございました。これは間違っていたでいいですね、確認です。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

間違っていたかどうかというところの確認でありましたが、先ほど町長答弁したとおりでございまして、当時の確認が十分ではなかったというところにつきまして、改めておわび申し上げます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。

- ○9番(加藤宏樹君) この会社設立に主に携わった方は、現在の雇用労政監、佐久間一幸氏であったかどうか を確認したいと思いますが、いかがですか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

主として誰が対応していたのかとのおただしでございますけれども、当然、雇用労政監、今、仕事としてお願いしておりましたが、組織として対応してきたものであると考えております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

- ○9番(加藤宏樹君) 答弁においては、知らなかったというか、聞き方がまずかったという答弁になっているんですが、町として、私は社員になりたくなかったんじゃないかというふうに思っちゃうわけですよね。町として社員となることに不都合があったんではないかというふうに疑問を思わざるを得ないんですが、その点については、何かご説明できますか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

町として社員になることに不都合があったのかということでございますが、まちづくりを進めていく上で、 当然、町として関わりたいという思いで、今まで進めてきたところございますので、そのような不都合があったとは考えておりません。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

○9番(加藤宏樹君) 当初、株式会社で設立をするという説明がなされていました。これが一転、一般社団法人でつくると。当時、町の出資額も2,000万ほど必要だという説明がなされております。先ほどの質問と多少重複しますが、一般社団法人で設立しなければならなかった本当のわけってあるのかお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

株式会社か、一般社団法人かというところでは、その当時、当然比較はしていると思いますけれども、その 内容の結果について、ただいまちょっと資料を持ち合わせないものですから、後で調査した上で、ご回答した いと思います。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。

- ○9番(加藤宏樹君) それでは、若干単純な質問になるんですが、町で雇用をなされていた臨時職員の方々を 全部会計年度任用職員に採用できなかった理由をお尋ねいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

臨時職員から全て会計年度職員に移行しなかった職員がいるかどうか。

[「じゃなくて、じゃ、補足します」と呼ぶ者あり]

- ○企画総務課長(佐藤 豊君) すみません。
- ○9番(加藤宏樹君) 要は、臨時職員、嘱託職員、いろいろ呼び方あると思うんですが、まず正職以外の職員 さんを会計年度任用職員に全員できなかった、要はまちづくり矢吹に移行をせざるを得なかった理由って何か あるんですかということです。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の質問にお答えいたします。

ご本人から意向の調査というか、聞き取りは行っておりまして、その意向に沿った形でどのような仕事をするか、そこが会計年度職員になるのか、まちづくりの派遣になるのかは聞いておりました。

○9番(加藤宏樹君) ちょっと質問の真意が伝わっていないので、もう一度質問します。

いいですか、議長。

要は……

- ○議長(角田秀明君) あれ、発言してからしてください。
- ○9番(加藤宏樹君) 議長、発言よろしいでしょうか。真意が伝わっていない。
- ○議長(角田秀明君) 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) 当時の正職以外の職員を全て会計年度任用職員にするという考えはなかったのかをお尋ねいたします。
- ○議長(角田秀明君) 一問一答、1つ答えてください。

答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[「すみません、休議にしてください」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 協議をしたいということなので、暫時休議したいと思います。

(午後 3時07分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開しますけれども、ただいまの加藤君からの質問は通告になかったもので すから、別の角度で、じゃ、質問お願いしたいと思います。

(午後 3時11分)

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) それでは、会計年度任用職員制度という制度ができたというか、今年度から施行ですが、 案は当然あったわけですから、当時というか、まちづくり矢吹をつくるに当たって、国のガイドラインとか指 針というのが示されたかと思うんですが、会計年度任用職員を採用するよう求められたと、国のほうは求めて いたと思うんですが、町が派遣会社、要は今回のまちづくり矢吹のような会社をつくることを制限していなか ったのかどうかだけ確認したいんですが、お願いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

国が会社をつくるということに対して制限をしていたのかどうかというところでございますが、少し調べる 時間をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 加藤議員、これ後であれでいいですよね。
- ○9番(加藤宏樹君) はい。
- ○議長(角田秀明君) それでは、再質問ありますか。9番。
- ○9番(加藤宏樹君) 多分こちらの設立費というものは、じゃ、このまちづくり矢吹の設立費はどこが幾ら出しているのか教えてください。

[「すみません、休議してください」と呼ぶ者あり]

- ○議長(角田秀明君) これも休議して検討するそうですので、ちょっと暫時休議させてください。
- ○9番(加藤宏樹君) あれだったら、後でいいですよ。
- ○議長(角田秀明君) そうですか。じゃ、加藤君のほうから後でいいということですので、そんなことで、ありがとうございます。

次の質問ありますか。

9番。

- ○9番(加藤宏樹君) 三村議員の質問にもありましたが、町はこの設立当時、10年間で8億円の差が生じるという説明がなされております。先ほど同僚議員に答弁した内容で、ちょっと私も理解できなかったので、現在でもその金額が正しいのか、訂正があれば金額をお示ししてください。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

以前お示しした資料で8億円という数字が出ておりますが、この数字については修正すべき部分もあるかな と思っておりますので、修正した上で、再度提出させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

9番。

○9番(加藤宏樹君) ここで、先ほどの質問しては駄目ですかね。駄目、はい。

じゃ、次の質問に移ります。

道の駅事業においてでございますが、今回、町長のほうからは一旦立ち止まって凍結というような言葉をいただいておりますが、この道の駅事業に関しては、開拓ロードですとか、ブランド力強化、おいしいマルシェ等の計画が盛り込まれております。今後、これらの活動というか、計画はどこの部署がどのように取り扱い、行うのかをお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。 これまで道の駅の事業で行ってきた各種事業、今後どうしていくかということと、どこの部署が担当するんだというところでございますが、基本的には、これまでやってきた事業、まずは前提……

- ○議長(角田秀明君) 部署でいいです、部署。
- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 部署は、産業振興課がメインで担当するようになると考 えております。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) 特に、この開拓ロードに関しては、まだ未完成部分が多々あるかと思うんですが、最終的にどういう開拓ロードになるのか、何か示された記憶がないんですが、そちらの資料等はあるか、あればご提示願いたいんですが、お願いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。 開拓ロードは、一応計画にはあったということで認識しておりますので、資料をもう一度確認しまして、今 後どういった進め方、ゴールを目指していくかを再検討していきたいというふうに思います。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) この間頂いた資料の中に若干開拓ロードらしいものはあるんですが、これ完成品じゃないのかなと思って、今、質問させていただいたんです。開拓ロードのこちらの資料は見覚えありますか。いいです。

それで、どれがAコース、Bコース、Cコースかがちょっと明確でないので、それが明確に分かるもの、あと全線がきちんと載っているものがあれば、それをご提示いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 今の資料につきまして確認いたしまして、後ほどご提示申し上げたいというふうに思います。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 9番。
- ○9番(加藤宏樹君) 道の駅地域協議会から矢吹町百貨店計画ですか、という名称で計画をするという、その中に、当然この開拓ロードとかマルシェとかいろいろ入ってくるんだろうと思います。

開拓ロードに関して、前はサイクリングロードから開拓ロードに昇格して、その辺から動いているのかなと 思いますが、これ町の重要な史跡とか観光名所を回るのにも有効な動線だと私も思います。これらの利用価値 があることは認めますので、これらの整備箇所や整備費用を計画案があればお示しいただきたいんですが、い かがでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。
 - 開拓ロードの絡みで町の史跡等、動線を記したそういった部分での整備の計画、金額と、私のほうでその資料をちょっと認識しておりませんので、再度確認をして、また後のほどご提示させていただきたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。
- ○9番(加藤宏樹君) 以上です。ありがとうございました。
- ○議長(角田秀明君) それでは、9番、加藤宏樹君の一般質問はここで打ち切ります。

それでは、これで暫時休議いたしまして、3時40分から始めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午後 3時40分)

◎会議時間の延長

○議長(角田秀明君) ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

それでは、続けます。

◇堀井成人君

○議長(角田秀明君) それでは、通告9番、5番、堀井成人君の一般質問を許します。 5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番(堀井成人君) 議場の皆様、こんにちは。本日、傍聴に来られました町民の皆様、ご苦労さまです。また、ありがとうございました。聞こえますか。じゃ、マイクの調子が悪かったので。

私こと、令和2年度3月の町会議員選挙に立候補しまして、無投票で当選しました堀井です。一般質問の前に、一言申し上げます。

九州地方での大型で強い台風10号で亡くなった方にお悔やみ申し上げます。また、100人以上の重軽傷者や 災害に見舞われた方にお見舞い申し上げます。早急の復旧復興をお祈りいたします。

今、世界中で広がっている新型コロナウイルス感染症で亡くなった方にお悔やみを申し上げます。

朝方のBSニュースを見ました。BSの報道では、世界中で今日一日、感染者が30万人を超えたという報道がありました。まだ先の見えない新型コロナウイルス感染症で闘っている医療関係者、保健所、各市町村の職員に敬意と感謝を申し上げます。

また、コロナ対策で忙しい中、7月5日、休日に蛭田町長には、毎年恒例の三城目地区住民270名参加での第38回河川クリーンアップ作戦での阿武隈川の堤防、あゆり川の堤防、通学路、農道の草刈りに早朝から長時間の視察ありがとうございました。地区住民から昨年の台風19号の災害状況とか、いろいろな要望を町長さんに聞いてもらい、ありがとうございました。住民からは新町長になりました蛭田町長に矢吹町の発展と矢吹町の新しいかじ取りを期待するとの声がありましたので、ご報告しておきます。

それでは、質問に入りたいと思います。

防災、災害対策について。

令和元年、東日本台風19号による被害では、県内でも戦後最大級であった昭和61年度の8.5洪水災害を上回る、矢吹町でも降水量が観測されました。町内でも未曽有の大災害になりました。三神地区に流れる1級河川

であります阿武隈川の堤防、三城目地区側の3か所の堤防が決壊しました。一般住宅、牛舎、刈取り前の稲作など、大災害を受けました。国土交通省では、令和2年1月31日に台風19号での大災害が発生した地域の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが立ち上がりました。三城目地域が候補地になりまして、遊水地計画の説明会が行われました。説明会では、地区住民らが将来の生活基盤、農地の災害での補償などの質問が、相談がありました。国土交通省では、令和10年度の完成を目指すと話しています。町としての地区住民との関わりについて、また土地の代替地、土地の売却の税制優遇について、町の考えをお伺いいたします。

2番に、今年度は、地区行政区の活動が新型コロナ感染症のために、地域の文化や地域の納涼祭、盆踊りなどが中止になりまして、地域の今までのなりわいとか近所の交流などが少なくなりました。そんな中でも、大災害が起きると思います。昨年並みの台風が来て、避難勧告が出た場合、避難場所への移動、新型コロナ感染症の対策での3密における避難訓練を地区行政区に実施する考えがあるかお尋ねしたいと思います。答弁のほどをよろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、5番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、答弁に先立ちまして、堀井議員におかれましては、三城目地区の総区長として、昨年の台風第19号での災害対応では、水防団の取りまとめ、そして避難所の運営、水没した道路の通行止め等、多岐にわたりご 尽力をいただき、御礼を申し上げます。

また、福島河川国道事務所が開催する遊水地に関する説明会においては、全体説明会、地区説明会において住民の代表としてご出席をいただき、各地区の区長や地域住民の意見の取りまとめ等を行っていただきまして、改めて感謝を申し上げます。

今後も、三城目地区の総区長として、本事業に関する地域住民の大変大事な意見の取りまとめ、それから事業の積極的な推進について、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、遊水地計画における町と地区住民との関わりについてのおただしであります。

まず、遊水地計画が記載されております阿武隈川緊急治水対策プロジェクトについてでありますが、本プロジェクトは昨年の台風第19号の豪雨災害を受けて、国土交通省、気象庁、福島県、流域自治体等で構成する阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会において、取りまとめられたソフトとハードを含めた治水対策であります。

具体的には、国と県が連携し、阿武隈川本流の水位を低下させることを目的に河川区域内の掘削やしゅんせつ並びに遊水地といったハード事業及びバックウオーターなどの災害発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかといった防災活動とその実施主体を時系列で整理した計画であるタイムラインの構築といったソフト事業を流域全体で行うものであり、国直轄の事業として、全体事業費は約1,000億円、事業期間は10年間でございます。

令和2年1月31日に、この対策プロジェクトが新聞等で報道され、2月28日には、遊水地の整備を担当する 福島河川国道事務所から事業概要について、本町に説明があったところであります。 その際、私のほうからも地域の合意形成が大変重要となると。地域住民や地権者に対して分かりやすいきめ 細やかな説明と、非常に大きな大規模事業であることから慎重かつ丁寧に事業と説明を進めてほしいという旨 を事業主体である国に対し、再三強く要望したところであります。

その後、3月28日に、三城目地区の新旧区長を交えた説明会が開催され、事業の概要について説明がなされたところであります。

また、7月18日には、矢吹町の文化センターにおいて全体説明会、8月22日、23日には、三城目の集落センターにおいて3回の地区説明会が開催されたところであります。

説明会では、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの概要及び遊水地計画について説明が行われ、反対意見もなく、おおむね事業についてはご理解をいただいたとの報告を受けております。

なお、遊水地の整備方法は用地を買収する全面買収方式と用地に地役権、これを設定します地役権補償方式があり、地役権補償方式では、用地に権利を設定する際に金銭補償があること、そして建築などは制限されるが、農業は継続できること、河川増水時には遊水地として浸水することなどの詳しい説明がなされました。

参加者からの質問では、国から地役権補償方式の場合、被災を受けた農作物の補償は共済による補償になることや、全面買収方式の場合、遊水地内に公園などを整備してほしいとの要望については、今後、地域との検討を深めていきたい旨の回答がありました。

今後は、三城目地区において遊水地計画に関する相談会が開催され、秋以降に測量や地質調査に着手し、その後、事業計画の詳細案が説明されると伺っております。

次に、町としての関わりについて、土地の代替地のおただしでありますが、国主導の事業ではあるものの、 国、地域住民及び地権者との調整役として、現在も説明会に担当職員を同席させており、今後も引き続き深く 事業に関わってまいりたいと考えております。

また、土地売却の税制優遇の件でございますが、遊水地の用地として補償費が支払われた場合は、土地収用 法及び租税特別措置法により、譲渡所得に係る特別控除は5,000万円の規定がありますので、土地の対価補償 費がこの金額を越えない限り一般的には課税はされませんが、詳細な要件等もございますので、今後、遊水地 計画が進む中で、地権者に個別具体的な説明があるものと伺っております。

説明会では、地域住民の声に寄り添った事業の推進が要望されておりまして、町としましても防災・減災の 観点から三城目地区を含む阿武隈川沿川全体に関わる重要な事業であると認識しております。引き続き、沿川 全体の地域の声や事業の早期完成について、国に強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご 協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策の中で、避難訓練についてのおただしでございます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況において、災害が発生した際の避難所の開設につきましては、感染症の拡大を大変心配しております。また、台風の時期になっておりましたので、これはもう喫緊の課題だというふうに認識してございます。

本町では、8月6日と27日に、新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所の開設及び運営について職員の訓練を開催いたしました。

この訓練では、福島県の県南地方振興局と連携いたしまして、近隣の白河市、西郷村、棚倉等、管内7市町

村の防災担当者も見学、視察に訪れまして、台風等の災害時における避難勧告等の判断基準、避難所開設まで の流れについて、確認作業等を行ったところであります。

実際に避難所で使用するテントやパーティション等の資機材を活用し、感染症予防に努めた避難所の設置訓練、避難者の受付、そしてコロナ等の懸念のある発熱者への対応等について実践形式で行い、県の担当者からの意見等をいただきながら、職員間の意識の共有を図ったところであります。

また、広報やぶき9月号においては、コロナ禍において、避難所における過密状態の防止を図るための避難の在り方として、親戚や友人、知人宅への避難等の分散退避について町民への周知を行ったところであります。 議員おただしの、避難訓練の実施についてでありますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、可能な限り数多くの避難所を開設し、避難スペースを確保することが望ましいため、今後開催を予定しております行政区長研修会において、各地区集会所の避難所開設等について、行政区の協力をいただきたく説明を行う予定であります。こういった避難訓練に限らず、これからは様々な行政区の活動、それから社会経済活動をコロナの対策を十分に行いながら町としては全力で取り組んでいくと。自粛だけでなく、そういったことをやっていくと、非常に大切だと思っております。

また、昨年の台風第19号により浸水被害を受けた三神地区においては、地元行政区を中心に、避難訓練の実施についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、堀井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。5番。
- ○5番(堀井成人君) 蛭田町長には、きめ細かな答弁ありがとうございました。 再質問します。

国土交通省では、遊水地の事業には約10年と言っております。この10年間にも台風や長雨による大規模な水 害が予想されることから、通行止めや土のう袋の資材について事前の冠水想定地域に配備をお願いしたいが、 町の考えをお伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) それでは、堀井議員の再質問についてお答えいたします。 資機材についての事前配布ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) それで、資機材につきましては、昨年、台風において使用しました通行止めのバリケード、あるいは土のう袋など、今年度新たに購入し、事前に三城目地区への配備を考えております。

また、大災害の場合、町で準備しました資機材だけでは不足することも予想されますので、建設協力会等への協力を求めて、万全な体制で講じてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。 ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 5番。

○5番(堀井成人君) ありがとうございます。

配布については、三城目地区ではなくて、大災害が起きた場合には、隈戸川、泉川にも前の準備をよろしく お願いします。

再質問します。

遊水地は、これから事業規模が拡大します。役場としても体制の拡充を検討していただきたいが、町の考え をお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

遊水地事業でございますが、こちらは阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環で、今後10年、約1,000億という非常に大きな事業費で計画されております。そういった中で、現在はソフト部門ということで防災担当のまちづくり推進課と、ハード部門の土木を担当します当課の2課で対応している状況でございます。各種協議会であったり、説明会の対応、あとは地元行政区との調整なども2課で行っておりますが、相当大規模な事業になるかと思います。国の事業ですが、町も相当関与が出てくる、間接的な影響も出てきますし、直接的には恐らく町道であったり、排水路、用水路、あとは三城目の農業集落排水施設等にも影響が出てくる、そういったことも見込まれますので、今後その進捗に合わせて、町として十分な体制をつくっていきたいというふうに考えております。

そういった中で、今後遊水地となれば、そのエリアの農業政策にも大きく影響してくるということで、産業振興課であったり、あと、そもそもそこの場所は矢吹土地改良区の受益地になっていますので、土地改良区との連携も必要になってくるかと思いますので、その事業の進捗に合わせて町として万全の体制を取っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。

5番。

○5番(堀井成人君) ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

再質問ですが、今回の遊水地は国が直接管理しています。うつくしま大橋までの遊水地、計画地域ですが、 上流の谷中や明新地区でも昨年の台風19号で堤防が決壊しました。国と県で管理が分かれています。地域住民 が連携した治水対策ができるのか心配しております。町から国と県への連携した治水対策の要望をしてほしい のですが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

管理区分でありますが、これまでは福島県でした、矢吹町の区間は。石川土木事務所と県南建設事務所ということで県管理でありましたが、7月1日からあぶくま高原道のうつくしま大橋までの区間が国管理ということになりました。そういった中で、これにつきましては国に移管になる際に、国の出先機関であります福島河川国道事務所で町に対して説明に来られた際にも、その当時も、あと何度か町長のほうからも直接、何とか矢吹町の区間を全て国管理にしてほしいという話をさせていただいたんですが、現時点では、遊水地の整備の部分までということで、なかなか難しいという話でございましたが、その遊水地が整備されたのに合わせて、当然、上流も整備できないと効果は出ませんので、まだ現時点では、上流は県管理でありますので、遊水地に合わせた県としての河川改修であったり、河川の整備については、今後も要望活動、直接要望を行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。5番。

○5番(堀井成人君) ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後に、遊水地による土地の買収になった場合、三城目地域の広大な農地が減少します。雇用や収入が減る のではないかと心配されます。住宅地や農地などの災害地の検討をしてほしいんですが、町の考えをよろしく お願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

住宅地や農地の代替地ということでございますが、こちらは当然遊水地になれば、買収方式であっても借地 といいますか、権利設定であっても、当然その中に住宅地というのは存在するわけにはいかないということで、 当然ながら、その住宅については移転を余儀なくされるものなのかなというふうに思っております。

あとは、買収方式となった場合、あのエリア全体の、そこで耕作している方の農地が用地買収によって失われるということで、そういった部分で代替地を求められた場合のということであるかと思いますけれども、これにつきましては、国のほうでもしっかり特に住宅地に関しては、国としても責任を持って対応していきたいという話もありますし、農地に関しては、代替地といっても新たに例えば山を切り開いて農地をつくって、そこを代替地にするということではなくて、今、農政の課題になっています耕作放棄地とか、そういったものであったり、あとは農地の集約の事業がありますよね。農地中間管理機構を活用した、そういった制度を活用して代替の農地の確保であったり、そういったものについて国と連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。5番。

○5番(堀井成人君) ありがとうございました。

本当に、この遊水地、三城目地域、本当に毎年のように水害に遭っています。そんな中で、もう10年に1回じゃない、5年に1回ぐらい起きております。夜、大雨台風来ると、もう本当に地域の人は夜眠られなくて、今まで本当に大変な思いしていました。そんな中で、今回国交省のほうで遊水地という計画が出まして、地域でも本当にできれば安心するという考えが持っております。本当に次の世代に継ぐためにも、何とか成功させたいと思います。それには、蛭田町長をはじめ、町役場、もちろん議長が言っているとおり、全員野球、議員14名と協力しながら、何とかこの遊水地、令和10年ですか、完成ということでなっておりますので、みんなの協力をもらいながら、三城目はちょっと陸の孤島なんて昔は言われたんですけれども、もうそうじゃなく、安心して住めるような場所にできればと思います。議員の皆さんの協力と町の協力で、協力しながら成功させたいと思いますので、よろしくお願いします。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、5番、堀井成人君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時10分)

令和2年9月16日(水曜日)

(第 4 号)

令和2年第422回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年9月16日(水曜日)午後2時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号 認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

陳情第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	三	村	正		君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
11番	青	Щ	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
13番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	蛭	田	泰	昭	君	副	町	長	藤	田		豊	君
教育	長	鈴	木	健	生	君	企画	î総務誤	果長	佐	藤		豊	君
まちづく 推 進 課	り長	山 野	辺	幸	徳	君	税	務課	長	三	瓶	貴	雄	君
会計管理者 総合窓口説	き兼 果長	小	針	良	光	君	保健	福祉部	果長	泉	ЛП		稔	君

産業振興課長

兼農業委員会 佐 藤 浩 彦 君 都市整備課長 福 田 和 也 君

事務局長

教育次長兼 教育振興課長 阿 部 正 人 君 課 長 \mathbf{z} 要 \mathbf{z} 要 \mathbf{z} の \mathbf{z} の

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎一般質問

○議長(角田秀明君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、一般質問のほうを再開いたします。

◇安井敬博君

○議長(角田秀明君) 通告10番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。 13番。

[13番 安井敬博君登壇]

○13番(安井敬博君) 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。

一般質問に先立ちまして、今回、議会の改革のほうという一環といたしまして、一般質問の質問の時間が30 分間ということが保障されました。試行ではありますけれども、町の執行部のご協力いただきまして、この試 行をさせていただくことに感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

大きな項目で3点質問させていただきます。

1点目といたしまして、矢吹駅のバリアフリー化についてであります。

国連で採択されたSDGs、日本語で言いますと持続可能な開発目標、これによりますと、17項目のグローバル目標が掲げられておりまして、その11項目に「住み続けられるまちづくりを」ということで掲げられております。その中に、さらにターゲットが細分されて掲げられているんですけれども、その11.7項というところに「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮して、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」と定められております。

このことは、世界の中でもまだ交通に恵まれない方、そういった方もターゲットにされているということですけれども、実は、この矢吹町はじめ日本の中、交通網も大分発達してはきておりますけれども、それが安全なものになっていない、そういったものにも目を向けてほしいということが解説書などを読みますと書かれております。

といいますと、これまで高齢者や障害者の方をはじめ、様々な立場の町民の方からも、矢吹駅ホームへのア

クセスの不便さが訴えられております。こういった点からいいましても、このグローバル目標と合致するものではないかと思います。障害者の方の自立と社会参加への支援ニーズの増加や高齢化が加速する中で、矢吹駅のバリアフリー化の改修が急がれる状況となっております。

そこでご質問いたします。

1番目といたしまして、町として、矢吹駅のバリアフリー改修について、これまで検討されてきた内容や今後の計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

2番目として、ホームへアクセスするエレベーター等の設置やバリアフリー改修について、これまで駅構内を管理するJRとの協議がなされてきたのか、どういった協議がなされてきたのか等について伺いたいと思います。

3つ目といたしましては、エレベーター等の設置費用や維持管理費用についての試算はこれまで行われているのか。行われているのであれば、そういった内容についてもお示しいただきたいと思います。

続きまして、大きな項目で2番目になりますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画(案)についてであります。

このまちづくり総合計画というものは、町の長期にわたる施策等を決めるための最上位の計画という位置づけになります。その第6次ということですから、これまで第1次から始まって第6次までときておりまして、その計画が、8年間が一つの計画の対象期間となっております。その後期の期間がこの2020年度から2023年度までということで4年間となっております。

本来であれば、4月にこういったものが示されることでありましたけれども、蛭田町長も新たに町長さんに 就任されたということで、町長の公約との整合性を図るということで、4月に示されたものは暫定版でありま した。そして、今回、議案として改めて、その後期基本計画(案)が示されていることでありますけれども、 その内容についてお尋ねをしたいと思います。

1つ目といたしまして、重点プロジェクトの5事業のうち、(仮称)新田園都市構想事業というものが掲げられておりますけれども、これはどういったものかお示しいただきたいと思います。

2番目といたしまして、社会教育施設跡地利用検討事業というものが、これも新たに加わっておりますけれども、その対象となる社会教育施設の名称と、また、どのような利用を考えているのかをお示しいただきたいと思います。

3つ目といたしまして、町のこの最上位計画案の策定に当たってですけれども、やはり、これからの町の重要な施策を決める基になる計画でありますから、住民の合意形成等はどのように計られているのか、これについてお尋ねしたいと思います。

最後に、大きな項目で3つ目でありますけれども、図書館運営についてであります。

皆様ご承知のように、矢吹町複合施設が10月に供用開始される予定であります。この複合施設には、社会教育施設である図書館の機能も含まれております。同じように社会教育施設であります公民館機能等も含まれておりますけれども、今後の図書館について、どのような運営、また、運用がされるのかということで、多くの町民の方も気になっているところでありますので、今回、この図書館についての運営について、また、図書館の在り方についてお聞きしたいと思います。これまでの一般質問の中でもやり取りをさせてはいただいており

ますけれども、この完成が間近ということで、改めて議論をさせていただきたいと思います。

1つ目の質問といたしまして、社会教育基本法、失礼いたしました。これ、社会教育基本法と書いておりますけれども、社会教育法の誤りでした。通告の際に誤っておりましたので、訂正いたします。

社会教育法と図書館法の趣旨からいたしますと、矢吹町図書館は単なる本の貸出しをする場ではなく、年度 ごとの図書館の運営方針や図書館報(事業年報)等を発行して、住民の学習の機会拡充に努めねばならないと 思います。これは一例でありますけれども、住民の学習の機会拡充や生涯学習の場を保障する場所でもあると 思います。そのためには、少なくとも、そういった施策を担う館長や司書については、町職員として採用する ことが必要であると思いますが、お考えを伺います。

2番目の質問といたしまして、幅広く町民や利用者の意見を図書館の運営に反映させるためには、茨城県守谷市図書館のような、利用者もその中に入っている図書館協議会の設置が必要であると思います。これまでも文化審議会のほうで、これ、機能になっているというお答えは得ておりますけれども、やはり図書館の機能に特化した、図書館の利用者も含めた図書館協議会の設置が必要と思いますが、町のお考えを伺います。

最後の質問ですけれども、国立国会図書館では、デジタル化資料送信サービス、(図書館送信)というものでありますけれども、これによって国立国会図書館のデジタル化資料、こういったもののうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスを行っております。国立国会図書館、これまでの国の歴史的な資料とか、そういったものも数々所蔵されておりますけれども、絶版になったものは、矢吹町の図書館とか地方の図書館では、これから収集することができません。それに代わるものとして、デジタル化された資料をコンピューターの画面を通じて見ることができるというサービスでありますけれども、これが、利用のためには国立国会図書館の承認が必要となっております。近隣では白河市の図書館、それからもうちょっと遠いところになりますと郡山市の図書館など、限られた一部の図書館でないと利用できないこととなっております。町民の知見とか学習の場を広げるためにも、遠くまで行かなくてもこういったサービスがありますので、それが利用できないかということで、新しい矢吹町図書館で利用することが可能かどうかお伺いしたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴に今日、大変貴重な時間を割いて来ていただいている皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹駅のバリアフリー改修についてのおただしでございます。

町では、平成28年3月に矢吹町公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、公共施設の現状・課題や、今後の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めてきたところであります。

総合管理計画では、全ての公共施設の改修・更新に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、多様なニーズや施設の状況を踏まえながら、誰もが利用しやすい施設となるよう計画的に取り組むことが示されて

おりまして、今後、矢吹駅を含めた公共施設の改修を計画する際には、バリアフリー改修を行う、これが方針 化されてございます。

現在の駅舎につきましては、平成7年10月に建築され、既に25年が経過していることから、施設では一部で 雨漏りなどが発生し、老朽化が問題となっております。矢吹駅は、郡山駅や白河駅まで30分圏内ということで、 非常に利便性が高い駅でもあるため、町内だけでなく近隣の市町村からの利用者も多く、県南地域における交 通の要衝であり、今後も継続的に施設を維持管理していくためには、計画的な改修工事が必要であると認識し ております。

加藤議員への答弁と重複いたしますが、バリアフリー化の整備につきましては、JR東日本に対し、福島県及び県内市町村で構成する福島県鉄道活性化対策協議会、これを通じて要望を継続するとともに、町といたしましても、矢吹駅の駅舎内に設置されているコミュニティプラザや自由通路等、町が管理する施設の管理計画策定の際は、駅施設のバリアフリー化について、JR東日本とも十分に協議しながら、エレベーター設置以外の方法等についても検討しながら、利用する全ての方々が安心して利用できるような環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、エレベーターの設置等に関する協議についてのおただしでございます。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、町では、福島県及び県内市町村で構成する福島県鉄道活性化対策協議会、これを通じまして、毎年、駅ホームへのエレベーター設置の要望を継続して行ってきております。

矢吹駅の1日平均の利用者数が移動等円滑化の促進に関する基本方針で定める3,000人未満の利用者数であることや、県内の他市町村からも同様にエレベーター設置の要望が数多く出されておりまして、JR東日本からは、現在のところ、矢吹駅において設置計画や具体的な設置の検討はしていないとの回答がなされております。また、基本方針では、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅については、原則として令和2年度までに段差の解消等を整備するということが定められておりますので、今後の基本方針の改正動向等を注視しながら、引き続きJR東日本への要望活動を行ってまいります。町といたしましても、人口減少や少子高齢化が問題となっている今日の社会情勢において、鉄道を含めた公共交通機関、さらにはバリアフリー化のもたらす役割が非常に大きくなっているということについては十分に認識しております。

今後も、矢吹駅を利用される方が安心して利用できるよう、利便性の向上と環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、エレベーターの設置費用等についてのおただしでございます。

新たにエレベーターを設置した場合の費用につきましては、現段階で具体的な試算は実施しておりませんが、現在、矢吹駅の東口と西口で稼働しているエレベーターに関して、老朽化に伴う入替え工事のための見積りを行っております。1基当たりの概算で約4,000万円程度の費用がかかるという見込みであります。あくまでも既設エレベーターの入替え工事に要するという金額でありますので、既存の建物に新たに設置した場合については、エレベーター建屋の設置や昇降路の設置など、建物そのものに対する改修工事も必要となるため、費用はさらに増加するものと思われます。また、維持管理費用につきましては、矢吹駅で稼働しているエレベーターの定期検査や保守点検費用として、年間で約170万円を支出しておりますので、新規に設置した場合についても、同程度の費用が発生するものと考えております。

いずれにしましても、エレベーターの設置には相当の費用がかかることから、JR東日本や町が単独で実施することは非常に難しいものと考えておりますが、バリアフリー化の重要性については十分に理解しております。昨日の加藤議員の答弁のほうでも申し上げましたが、それについては十分に理解してございますので、引き続き、福島県鉄道活性化対策協議会を通じてJR東日本への設置要望を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画(案)の中での重点プロジェクトの一つ、(仮称)新田園都市構想事業についてのおただしであります。

これは、藤井議員の答弁と一部重複いたしますが、本町では、担い手の高齢化と後継者不足、そして農業用施設、これは土地改良区、用水等のインフラ等の老朽化など、農業政策の課題がございます。この課題の背景には、後継者等の若者が当該地域から多く離れている状況があり、働く場の確保、そして、企業誘致を積極的に進めていくことが重要であると認識しております。もちろん、これは企業誘致のみでなく、農業生産法人等が十分にある場合はまた別ですが、このようなことが重要であると認識してございます。その対策として、今後、農業政策及び企業誘致の課題については、耕作することが困難なまとまった農地と企業誘致を併せ取り組んでいくといった、言わば柔軟な発想が矢吹町にとって必要であると考えております。

なお、企業誘致については、先にエリアを決めて開発するという従来型の方式ではなく、これは、旧総合運動公園用地を中心にという、さきに出しました絵がちょっと誤解を招くということで引下げさせていただきましたが、そういうものではなく、柔軟な対応ができるオーダーメード型とする企業誘致によりまして進めていくという考えも必要であろうかと思っております。

(仮称) 新田園都市構想事業は、既存のポテンシャルを潜在能力を結びつけて、矢吹町の可能性を見いだす 事業であると、これまで私の経験、あるいは培ったネットワーク等を生かして、企業誘致にも取り組みながら、 これにつきましてはコロナの問題があって、残念ながら東京圏、大阪圏、名古屋圏といったところへの、この ネットワーク等を生かした働きかけが今のところ十分にできていないということで、今後の課題となりますが、 矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして取り組んでまいりたいと考えております。

なお、町内全域に目を向けるということによりまして、民間開発の誘導等を見据えた開発エリアの想定や、 それから、インターチェンジの活用、さらには企業誘致に向けた状況整備など、必要なゾーニングあるいはイ ンフラ整備を構想として策定することにより、50年後、100年後を見据えた新しいまちづくり、田園都市づく りができるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、社会教育施設の跡地利用、この検討事業についてのおただしでございます。

当該事業につきましては、矢吹町の複合施設に集約される中央公民館、そして図書館の跡地の利活用策や、 施設の再利用の可能性を検討する事業であります。現時点では、両施設とも具体的な利活用策はございません。 様々なちょっと声はございますが、具体的な利活用策は、現在のところございませんが、今年度策定している 社会教育施設の長寿命化計画に基づき、これは、様々なインフラがかなり老朽化してきたことに伴い、その長 寿命化を図るというものでありますが、それに基づき、多くの皆様のご意見を伺いながら、今後検討を進めて まいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、まちづくり総合計画後期計画策定に当たっての住民合意についてのおただしであります。

初めに、町では前期基本計画の検証作業として、これは前段の作業、平成30年11月9日から11月30日にかけて、矢吹町内に居住する満16歳以上の町民3,000名を対象にアンケート調査のご協力をお願いしました。回答者数は808名ということで、回収率は26.9%ということでありました。

アンケート結果は、後期基本計画の「こんな町いいな指標」や、施策の目標値の反映、「みんなの声」への 反映のほか、人口減少対策として、「将来に希望を持てるまちづくりを推進する」を政策として位置づけを図 ったところであります。また、令和元年11月2日には「自分が住み続けたくなる矢吹町について話し合お う!」をテーマに、各小学校から小学生18名が参加した子供ワークショップを実施するなどしております。

本来であれば、この後期基本計画の素案ができた段階で、町民の皆様にご説明して歩いて、ご意見をいただく機会を設けたいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほかの各種のイベントが次々と中止・延期にもなりましたが、これにつきましても、説明会等を開催することができませんでした。

議員ご承知のとおり、まちづくり総合計画は、首長の選挙公約との調整、整合性を図るため、基本計画の計画期間を首長任期と合わせた4年間としております。私は、今回の町長選挙では、多くの町民の皆様から、自分の足で歩いて、町政についてご意見を伺う機会を多数いただきまして、その声を公約として掲げ説明してまいりました。その公約を後期基本計画に反映させる、これは、暫定のものを今回後期基本計画に確定するということでの作業でもありますが、もう一つは、大切な住民合意であるということも考えております。

今回、第6次まちづくり総合計画後期基本計画では、特に思いの強い5つの事業について掲げました公共交通、特にお年寄りのための公共交通であるとか、給食費の問題、それから、あとは待機児童の問題、そして、先ほどの働く機会とそれから自主財源のための企業誘致の問題、そして、言わば少子高齢化とそれから地方の人口減、そして、地方がどんどん衰退していくということに正面から取り組むためのということで、(仮称)新田園都市構想を掲げているわけでありますが、この5つの事業について、重点プロジェクトとして位置づけいたしましたが、今後さらに多くの町民の皆様から理解を得ていくため、これは非常に大事だと思っております。

先ほどのコロナのことを申し上げましたが、私としては、皆様の声を聴く機会を、この後期基本計画の案ができた段階でできなかったのは、非常に反省して、かつ残念だったというふうに考えておりまして、これから、それについてはしっかりやっていこうというふうに考えております。9月9日には区長会役員会において後期基本計画(案)の概要をご説明したところでありますが、引き続き、町政懇談会等の開催、まだ正式に日程等は決まっておりませんけれども、各地区、それから、そういったところでの説明を行いながら、あるいはパブリックコメントを行うなど丁寧な説明を行いまして、先ほどの、例えば5つの重点プロジェクトというのは、言わば本当にまだ柱立てでございます。その柱立てに対してきちんとした政策の内容の肉づけを行っていくと。そのためにも、皆様の声を丁寧に聴いて、それを反映させていくという非常に大きな作業がこれからだということに冒頭考えてございます。現場に出向いて話を聞くなど、いただいた意見は後期基本計画の事務事業に反映させていく考えでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) それでは、13番、安井議員の質問にお答えします。

初めに、図書館職員を町職員として採用することについてのおただしでありますが、本町の図書館につきましては、平成20年度から現在まで指定管理者制度に基づき実施しており、3年ごとに事業評価を行い、利用者からも高い評価を得て適切に管理運営がなされております。議員おただしの「図書館は、単なる本の貸出しをする場ではなく、年度ごとの図書館の運営方針や図書館報等を発行し、住民の学習の機会拡充に努めていかなければならない」という点につきましては、現在の指定管理団体は、このような公立図書館としての役割を十分に担っていただいているものと認識しております。

10月に開館予定の矢吹町複合施設につきましては、令和4年度末までの2年半を町が直接運営を行うこととしておりますが、図書館につきましては、豊富な知識と経験を積んだ現在の受託団体に業務委託として、引き続き担っていだたく予定でおります。複合施設の開館後は、新しい図書館施設と充実した蔵書の下、町との連携をさらに密にしながら、これまで以上に充実した図書館奉仕の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、図書館協議会の設置についてのおただしでありますが、本町では、平成元年の図書館開設に合わせて、 矢吹町図書館協議会を設置し、図書館運営等について審議をいただいてきたところであります。その後、社会 教育についての幅広い見地とともに、本町の社会教育全体を統一的な視点で審議を行うことを目的に、平成19 年に図書館、公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村に関する審議会等を矢吹町文化振興審議会へ統合し、 現在は、同審議会が図書館協議会の役割を担っているところであります。また、複合施設の開館後には、矢吹 町複合施設運営会議を組織し、4つの機能の効果的な連携を図るとともに、複合施設の管理運営を継続的に検 証・評価し、管理運営等の改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、運営協議会につきましては、公民館利用者、図書館利用者、子育て世代活動支援利用者等も構成員と し、意見をいただくとともに、ワークショップの開催や施設利用者アンケートを行うことで、利用者の声を十 分に反映できる仕組みを構築してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、デジタル化資料送信サービスについてのおただしでありますが、当該サービスにつきましては、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスであります。福島県内の公共図書館におきましては、福島県立図書館、会津若松市立会津図書館、いわき市立いわき総合図書館、郡山市中央図書館、白河市立図書館、南会津町図書館の6か所であり、比較的規模の大きな図書館となっております。

本町の新しい図書館での当該サービスの利用につきましては、現時点で予定してはおりませんが、環境整備等も必要となるため、利用者ニーズを十分に把握しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 13番、再質問はありますか。13番。
- ○13番(安井敬博君) ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

通告の順番とちょっと前後いたしますけれども、まず最初に、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画(案)について、再質問をさせていただきます。

今、重点プロジェクト5事業のうち、(仮称)新田園都市構想事業とはどういうものかということでお答えをいただきました。最初お示しいただいたとき、この田園都市構想事業ということで、何かイメージ的には旧総合運動公園用地、そういったところに大規模な開発等を伴うものかなというような印象を受けたというのが正直なところでありまして、こういった質問をさせていただいたところであります。ご答弁いただいたところによりますと、そうではなくて、単にハード面の整備だけではなく、企業誘致ですとか、これからの子育て支援ですとか、そういったものも考えながら、将来の矢吹町をどうしていくかというようなことであるということで、ハード面だけではなくソフト面も含めた事業であるということが伺えました。そういったところで、再度その辺、そういったことでよろしいのかを確認したいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 安井議員の追加質問にお答えします。

最初の写真で見ると、本当にエリアを決めて、そこを開発してということのように見えますけれども、実際にその思うところは、やはり矢吹町が田園を、前の答弁でもお話ししましたが、とにかく田園を成り立たせる様々なインフラなり後継者なりがどんどん非常に問題が多くなってきていると。その中で、やはり後継者にきちんといてもらうということと、それからあとは、若い人たちがちゃんとこの矢吹町を選んでくれる条件を整えるということが非常に大切かと思っておりまして、企業誘致も、要は雇用機会をつくるということと、それからあとは、そこで財源をきちんと整えて、例えば高齢者、あるいはハンデのある方々への様々な施策の、国からこれから少なくなるであろう財源をきちんと自分で手当てすると、そういった考え方であります。

それで、あとは、大きいところはやはりどうしても爽やかな田園の町と言いながら、水の問題、後継者の問題、そして、冨永議員とそれから三村議員、あるいは藤井議員のでお答えしましたように、その条件が、どんどん中心になっている方々がリタイアしていく中で、その中で、じゃ、どうして田園を再度矢吹町として有効に活用していくか、そして、草ぼうぼうではなく、美しい田園風景をきちんと維持できるようにするかと。そこには様々な施策を打っていかなくちゃいけないんですが、そちらが中心であって、一定の地区を開発する、工場を誘致する、そのことではないということ、本質はそういうことだと私は思っております。

これから皆さんのまたいろんな様々な声を聴いていく中で、どのような姿になるかというのは、また変わっていくかもしれません。ただ、一つ確実に言えることは、企業誘致だけが目的じゃない。それから、1つの地域を開発することが目的ではないということであります。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。

13番。

○13番(安井敬博君) ただいまご答弁いただいたことで、単なる一部のエリアの開発ではない、そういった

ことが理解できました。

この中身については、これからいろいろ町長のお考えとかそういったものが町民の皆さんにも示されるものと思っております。その中で、いろんな住民の皆さんの意見も取り入れながら、この計画を進めていくのかなと思います。また、そういった具体的な事業についても、これからできてきて、来年度の予算等の中でも反映させていくものと思いますが、先ほどもご答弁の中にありましたけれども、住民の皆さんの合意、こういったものをコロナの中でいろいろ大変だったと思います。そういったことの中でできなかったということでお話しいただきました。

これからもまだ福島県、コロナ第2波の最中でありますけれども、そういった中でも、やはり新たな構想として住民の皆さんの合意をしっかり取りながら、計画をよりよいものにしていくことが必要であると考えますが、そういった合意形成の場として、具体的にはどのようなことをお考えになっているのかをお示しいただきたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 政府自身が第2波を認めていないぐらいの状況ですから、知事のほうはもう第2波と言っておりますし、これから恐らくインフルエンザとも併せて第3波、第4波という中で、今、経済、それから社会がコロナで自粛ということで逼塞状態をどうやってというのが、どうやってバランスを取るかが非常に難しいところですから、その中で皆さんのコンセンサスを得て、コンセンサスということ自体が非常に恐らく難しいんだろうなと。やっぱり声を聴くと。とにかく、回って声を聴くということなのかなというふうに思っております、なかなか大規模な集会というわけにもいかないので。

ただ、そういう声を聴くというのは、一つには、先ほどのような区長さん方に集まっていただいて、代表として声を聴くのもあるし、それから、地域を日にちを決めて回って歩いて、その声を聴くというのもあるかと思いますが、もう一つはパブリックコメント、そしてあとはできれば、今、介護施設等に入れているし学校にも入っているんですが、オンラインでの、オンライン会議のような形というのができれば一番いいなと思っています、それが一番リスクがないので。だから、そのあたは、前段のところは恐らくできますが、後段のところは試行錯誤になるかと思いますので、そのあたはまた皆さんのお知恵を借りられればというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 今、ご答弁いただきましたとおり、コロナ禍の中で大変難しいことだとは思います。 ただ、今、仮称ではありますけれども、新田園都市構想という事業を重点プロジェクトとして掲げております ので、まずはそのことを広報やぶき等にも知らせていただきながら、意見を募集、どこに意見を言ったらいい か、そういったことを知らせていただきたいと思います。担当課がどこであるとか、場合によっては、今後、 担当する部署のようなもの、室のようなものができるのかな、そういったことも予想はできますけれども、そ

ういった問合せ先等、それから、今、現状でこの新田園都市構想というものはどういったものであるかという ことを広報やぶき等でお示しいただきたいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) 安井議員の再質問にお答えします。

まずは、恐らく広報やぶきなり、それからホームページに、仮称でありますが、田園都市構想についての、 やはり今持っているイメージを出さないと、恐らく最初にあの写真を見て、この区域だけだとこれは非常に問題があるというようなお声が出たように、そうなってしまいますので、やはり基本的なことはきちんと広報やぶきなり、それからホームページでお伝えした上で、そのことについて、どのようなふうにしたらよくなるのかと、そういったことについての様々な皆さんの声をお聴きしたいなというふうに思っています。

あとは、先ほどのような様々な、集まっていただいてという部分と、そこをうまく、その声をきちんと受け 止めていくためにどうしたらいいかを、ちょっと走りながら考えることになるかもしれません。

担当課と、それから、どこに連絡したらいいかははっきり決めて、それで対応させていただこうと思います。 ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。

13番。

○13番(安井敬博君) ただいま今後の住民合意、お知らせの在り方について、お考え十分示していただけた と思います。ぜひ、コロナ禍で大変なときではありますけれども、住民の意見を深く酌み取りながら、計画を 進めていただきたいと思います。

それでは、同じく矢吹町まちづくり総合計画の中で、社会教育施設跡地利用検討事業ということで、対象となる社会教育施設についてお示しいただきました。複合施設に入るであろう図書館でありますとか、それから、中央公民館であろうということは、予想はしておりましたけれども、そのことがはっきりと示されたと思います。具体的な利用が決まっていないということで、これから決めていくということでありますけれども、まずは、今の中央公民館、これについては取壊しをするようなことも、かつてお話があったと思いますが、それについても、今のところまだ白紙であるということでよろしいんでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(阿部正人君) 安井議員の質問にお答えさせていただきます。

町長答弁で申し上げましたように、具体的な利活用策については、当然ございませんけれども、その施設そのものの建設年次と現在の老朽化の状況、それについて長寿命化計画の中で調査を進めております。以前、中央公民館については、たしか取壊しというような意見も多くいただいていたところではありますけれども、果たして本当に取り壊すべきか、それとも何らかの手だてをすれば、何らかの利活用ができるのか、そういったところも含めて、今年度中に調査の結果をご報告申し上げたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 中央公民館につきましては、これから決めていくということで確認できたと思います。 老朽化という問題もありますけれども、中央公民館、そして今ある旧図書館、まだ図書館でありますので、 旧はつけないほうがいいのかなと思いますけれども、図書館のほうにつきましても、これまでの一般質問、同僚議員の一般質問の中からも、住民の方の要望等がお知らせされてきたところでありますので、住民の声をしっかり聴いていただくことが必要と思います。これから長寿命化計画も今年度中に策定するということでありますけれども、やはりこれも先ほどのまちづくり総合計画と同様に、しっかりと住民の意見を聴く、そういう場が必要であると思いますが、そういった場はどのようなことでお考えなのかお聞きしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(阿部正人君) 安井議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁申し上げた中で、多くの皆様のご意見を伺いながら、今後検討を進めてまいりますということで答弁させていただいております。先ほどの総合計画の合意形成の中でも、町民の皆さんからどのように意見を伺っていくか、その方法を十分検討していくということで町長よりありましたので、併せて、その機会について検討してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 図書館等の跡地といいますか、今の建物含めてだと思いますけれども、そういったものも併せて住民の合意形成、十分に図りながら進めていただくというご答弁いただいたと思います。そういった機会をぜひつくっていただきながら、今後の施設等の計画はつくっていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

矢吹駅のバリアフリー化についてでありますけれども、昨日も同僚議員の質問ありました。同じようなお答えでありますけれども、これ、毎年1回なんでしょうか。この検討する会議がありますね、バリアフリー等についての検討する会議等がありますけれども、これ、福島県鉄道活性化対策協議会というものがありますけれども、これは毎年1回要望しているということだけなのでしょうか。それとも、継続的な会議等は行われているのでしょうか。その点をお答えいただきたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

駅のバリアフリー化に向けての協議会の取組ということでございましたが、今の状況でございますが、年に 1回要望活動を行っております。こちらは、会議等は矢吹町が出席しての会議ということはございませんで、 文書等で内容等の確認の照会が来まして、そちらでエレベーター等の設置要望をしております。その結果を踏まえまして、福島県、それから、幾つかの市町村が代表でJR等に要望活動を言っているところでございます。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。

13番。

○13番(安井敬博君) 年に1回文書での要望ということでありました。

その要望の内容といたしましては、エレベーター設置の要望以外にも何かあるのでしょうか。この矢吹駅の バリアフリー化に対してでありますけれども、どのような要望を行っているのでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今の要望の内容でございますが、矢吹駅に関係しますものにつきましては、ずっとエレベーターの設置ということで行ってまいりました。それで、前年度、また追加の要望ということで、バリアフリーではないんですけれども、ホームへの雨をよけるための屋根の設置ということで、追加をさせてもらって要望しているところでございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 今、屋根という要望も新たに加えているということでありました。それも必要なことでありますので、引き続き要望は必要かとは思います。ただし、バリアフリー化といいますのは、単にエレベーター設置だけではないんです。バリアですから、バリアがなくなるということがバリアフリーであります。

こんなことまで言うのはちょっとおこがましいんですけれども、エレベーター以外にも解決方法はあると思うんです。例えば、矢吹駅の西口に行きますと、今の観光案内所がある場所、矢吹駅の駅舎でありますけれども、その観光案内所の北側、郡山方面に行きますと、1番線のホームと同じグラウンドレベルでフェンスがあるんです、駐車場のところから入ってきますと。そういったところのフェンスを開けるだけでも、まず、郡山に行く方面に関しては、解決できるのかなとは思います。そういったこともあります。

それから、エスカレーターを設置してほしいという要望もあるんです。単にエレベーターだけの要望ではないんです。そういったことも町としてはつかんでおられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、お話の中でフェンスを開く方法、それからエスカレーターを設置する方法等、ほかの方法も考えられる んじゃないかというようなお話がありました。いずれにしましても、ホームに関係するということでJRとの 協議も必要になってくると思いますが、様々な方法、昨日、町長の答弁にもありましたが、どのようにしたら できるか、改善されるか、解消されるかという視点で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いし たいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 今、ほかの方法も考えていただくということ、これは認識していただいたと思います。それで、やはり今回ことぶき大学への参加者、今回議会のほうの懇談会もできなくなりましたけれども、そういった中でも、駅のバリアフリー化を望む声等あります。また、お年寄りだけのことではないんです。障害を持った方については、やはり階段の上り下りをしたりとか、切符を買ったりする、そういったことも難しい状況もあるということもあります。そういったサポートを、実はJRのほうでもできるんです。事前に連絡をすればできるんです。連絡をしておけば、今ある西口に関して言えば、身障者用のトイレがありますけれども、そういったトイレの脇に金属製の扉がありまして、そこをJRの職員さんが郡山から来られると聞きましたけれども、そういった方が来て、そういった要望に応えて、目の不自由な方を入れてあげたりとか、車椅子の方をそこから入れてあげたりとかということを聞いています。ただし、これだと実はあまりバリアフリーということにはつながらないんです。どんな方でも、誰でもが、その方が望んでいるときに、好きなところへ行けるという、これが移動の自由でありまして、基本的人権の中の一つの項目でもありますので、やはり町としてそこを主体的にやっていく必要があるのではないかなと思います。

JRとの協議をして、JRに要望を続けていく、要望はしているんですけれども駄目ですとか、国の補助金が3分の1しかありません、JRも3分の1しかないとか、そういうことではなくて、やはり町主体の諮問機関のようなもの、そういった方たちの意見を聴くような場が必要ではないかなと思いますが、これは、町長公約にもあるような住民の意見、住民合意を十分に進めながらやっていくということにつながると思いますけれども、そういった、この矢吹駅バリアフリー化の検討のための審議会のようなものを立ち上げるおつもりはないか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 13番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。 このようなバリアフリー化に向けての検討委員会等の設置につきまして、今後検討させていただきたいというふうに思います。お願いします。
- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) ぜひ、そういった機会つくっていただきたいと思います。

バリアフリーについて、これ最後の質問させていただきますけれども、費用が4,000万円程度、概算ではあると思います、かかりますけれども、この費用について、現状では、国の方針もあるわけです。それで、ここにありますように、昨日お示しいただいたと思いますけれども、同僚議員の答弁の中で、乗降客数3,000人以上ですとかそういった制約があるわけなんです。3,000人を回復しないと、いつまでたっても矢吹駅にはこの補助金等、またJRの費用も出していただきながらエレベーターや、またバリアフリー化の解消をすることが

不可能ではないかなと思われるんです。

やはり、この4,000万円という概算ではありますけれども、実際に幾らかかるのかということを、エレベーター設置の場合ですとか、先ほどのフェンスを開放した場合、フェンス開放すれば、問題は2番線、3番線ホームだけのエレベーター等で済むわけですから、設置も2台が1台になる、そういったことも試算ができるわけです。こういった試算をしまして、まずは試算を示していただいて、住民の中からも、じゃ、そのための資金どうしたらいいんだというような考えをいただくことも必要かなと思うんです。

例えばですけれども、近頃は行政の中でやはり税収がネックとなっていて、公共施設の整備も十分にできないところもある中で、エレベーターとは言いませんけれども、公共施設の補修等の費用にクラウドファンディングを活用しているというようなこともあるわけです。自助・共助・公助といいますけれども、本来は公助でしっかりこういったことはやらなくてはいけないところなんですけれども、共助という面では、このクラウドファンディング手法も有効かなと思いますが、そういった点、お考えなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 13番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。 まずは、JRとまずは協議をさせていただいて、その後に、クラウドファンディングも含めた部分を検討させていただきたいと思います。

また、それぞれの手法においては、具体的な金額というのは非常に大事な部分だと思いますので、そちらも 早急に進めてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) まずは、JRとの協議、これ進めていただくことで一歩前進するかと思われますので、 ぜひ、コロナ禍の中で大変難しい状況もあると思いますけれども、そういった協議を進めていただきたいと思 います。

では、続いて図書館運営についての再質問をさせていただきます。

図書館運営、これまでも私ずっと図書館協議会というもの必要じゃないかということ、再三やり取りをさせていただきました。これまでは、矢吹町文化振興審議会がその機能を担うようになったということで、お答えがずっと続いてきたところでありますけれども、実際に、この矢吹町文化振興審議会の中、これ取り扱っているのが図書館だけではないんですね。公民館であったりとか、そういった社会教育に関する施設等や施策について取り扱うところでありまして、図書館について、じゃ、何か具体的に提案等そういったものがあったのかお聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(阿部正人君) 安井議員の質問にお答えいたします。

具体的にどのような意見かというところまでは、現時点では把握しないで本会議に出席いたしました。しか しながら、社会教育施設全部についての意見をいただく機会ということでありますので、図書館についても多 様なご意見をいただいて参考にしているものというふうに認識しております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 今回、通告に具体的なところで入っていなかったところで、資料も認識されていないということでしたけれども、十分な意見もいただいているようなことでした。であれば、この場ではなくて構いませんので、これまでの議事録等の提出を求めたいと思いますが、この議会が終わった後で構いません。それは可能かどうかをお伺いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(阿部正人君) 安井議員の質問にお答えいたします。

教育委員会の議事録については公開することというふうに私は認識しておりますが、文化振興審議会については確認できておりません。多分、教育委員会と同様の考え方だと思いますので、確認しまして、議会中あるいは議会後になるかもしれませんけれども、提供させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 確認いただいて、提出できるようでしたらお願いしたいと思います。

なぜ図書館協議会が必要かということで言いますと、これまでも言わせていただいたところでありますけれども、図書館、これ、私、質問の中で、図書館は単なる貸出しを行うところではないということを書かせていただきましたが、そのような認識、私、全然ないんです。やはり図書館というものは、生涯学習の場でもあり、そこに集う住民の方たちが生きる力を発見する場所でもあると思っています。

そういったことで言いますと、今の矢吹町の図書館を運営されている皆さん、ふれっしゅ・すて一じさん、NPO法人さんにお願いしていますけれども、司書の資格もおありであり、それから県の研修などもお受けになって、読み聞かせをやっていただいたりとか、大人の方の生きるための講座というか、そういったものもやっていただいているということで、これ、十分しっかりと社会教育に関する施策に基づいた事業であると思うんです。そういったことが今後、ふれっしゅ・すて一じさんが引受けできなくなったときどうなるかということを考えますと、これまで培ってきた矢吹町の図書館行政、そして社会教育の場が失われる可能性もあるのではないか、そういったことを心配して、そういった方たちについては、矢吹町の職員にしていただいたほうがいいのではないかという観点で、これ質問をさせていただいているわけです。決して、今の指定管理者さんが悪いという、そういうことではないんです。町の施策を担っていただく人たちということで、公務員としての立場が必要ではないかなと思いますが、その辺のお考え、お聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(阿部正人君) 安井議員の質問にお答えいたします。

人事の件でありますので、これについては、企画総務課と協議しながらということで確認をさせていただきますが、これまで、平成19年にふれっしゅ・すて一じさんに委託をいたしまして、実施状況、大変すばらしくやっていただいているということで指定管理制度に移行して、現在まできております。

ただし、複合施設に移行した後は、やはり施設の運営管理と併せて事業の運営についてどのようにできるかといところで、いきなり指定管理というところは難しいだろうと。開館から2年半の初期運用期間につきましては、当面、業務委託ということで、ふれっしゅ・すて一じさんにお願いしたいということでお話を進めてまいりました。

これまで大変、人材育成を含め館の管理運営について、大変住民の皆さんから高い評価をいただいております。その人たちについて、十分これからも町に協力していただきたいということでお話をしてまいりました。それで、ふれっしゅ・すて一じさんのほうと人事的な面での話も出ないことではありませんでした。ただし、ふれっしゅ・すて一じさんの希望としては、やはり指定管理の3年間という縛りがありますので、その3年が終わったらどうなるかという不安があるというお話はいただきました。できれば、町といたしましては、ふれっしゅ・すて一じさんにずっと担っていただきたいというお話はしながらお願いをしてまいりました。ただし、それは約束できるものではありませんので、今後、ふれっしゅ・すて一じさんが安心して働いていただけるような方法については、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) ふれっしゅ・すて一じさんの今まで担ってこられた役割、そういったものについては、 共通の認識が取れたのかなと思います。ただし、やはり私はこの図書館行政というもの、これが社会教育行政、 社会教育の施策ともつながっているということを考えますと、図書館の中だけにとどまらず、例えば、これ、 自殺防止なんかにもつながると思うんですよ。保健福祉課でやっているような事業、そういったものにもつな がることもできると思います。2015年だったと思いますけれども、自殺する方が増えたときに、あるツイート、 鎌倉市だったかなと思います、ちょっと記憶が間違っていたら後で訂正したいと思いますが、鎌倉市の図書館 の館員さんが「死にたくなったら図書館へおいで」という、こういったツイートをしたということが今でも記 憶に残っております。

図書館に行けば、いろんな本がある、その中で生きる力もつくっていく、じゃ、その本をそろえていくことも図書館の役割だと思います。それは、この住民の生命と安全を守るという、こういった町の役割でもありますので、ぜひ、ここは、ふれっしゅ・すて一じさん、もちろんこれからも働いていただきたいです、そこに働いている方は。その方が働ける場をぜひ考えていただきたいと思います。その辺をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長(角田秀明君) 時間ですので、13番、安井君の一般質問は打ち切ります。 ここで暫時休議をいたします。

再開は3時25分としますので、よろしくお願いしたいと思います。

(午後 3時11分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午後 3時26分)

◇ 青 山 英 樹 君

○議長(角田秀明君) 通告11番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。 11番。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) 議場にご参集の皆様、こんにちは。また、お忙しい中を傍聴にお越しくださいました 皆様方、心より敬意を表しますとともに、感謝を申し述べます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、財政についてということでございます。

令和元年度の財政運営における実質収支比率は12.1%ということで、経常収支比率は85.2%ということでございますが、赤字債等を除いた、臨時財政対策債等を除いた部分になりますと、89.5%、およそ90%ということになるかと思います。これは、経常的な部分が90%という執行率でありまして、残り10%ぐらいが経常部分では余裕があると。にもかかわらず、実質収支比率が12.1%というふうに非常に高い。この実質収支比率というのは3%から5%ぐらいが適当な望ましい数値というふうに言われております。結論から言えば、5%を超え、12.1%というふうになりますと、町はやるべきことをやっていなかったのではないかというような疑義が生じてくるわけでございます。ただし、令和元年度は台風19号がありまして、その関係で土木費等が落ち込みまして、そういう意味においては事業をしなかった部分があったというふうに考えることができます。

経過としましては、実質収支、いわゆる利益の部分が5億4,223万円もの黒字額となって、これは過去最大でございます。昭和62年からずっと私のほうでは財政分析をしておりまして、過去の黒字幅とかを見ておりますが、今回の5億4,223万円というものが過去最大の黒字幅を記録しております。

この数年間、財政については、この9月議会において取り上げて質問してきました。いわゆる単年度収支、 実質単年度収支は、5年、6年というふうに赤字、マイナスを示しております。この単年度収支、あるいは実 質単年度収支等も3年に1議会は赤字であっても、マイナスであってもよろしいが、やはりプラスの場合もあ って、波があったほうがよろしいというふうに言われているものでもございます。この6年間ぐらいがマイナ スできておりまして、今年にありましてはプラスに変わっておりまして、単年度収支、それから実質単年度収 支、ともに黒字というふうになっております。プラスでございます。

野崎町政から蛭田町政に替わりまして、町長が替わると黒字になったと、財政も変わるのかというようなやゆをする人もおりましたが、中身を見ていきたいなというふうには思っております。特に、今まで6年間ぐら

いが単年度収支、実質単年度収支がマイナス、赤字であったのが、今年に限っては黒字になってきたと。5億2,000万という巨額の利益が出たと。実質収支比率が12.1%、実質収支比率といいますのは、矢吹町の財政的に普通の生活をする中で必要なお金ということで、45億円ぐらいが見込まれております。それの12%ということでございます。1割以上のお金が余ったということで、やはりやるべきことができなかったのかなというような懸念も出てきます。

そのような状況の中で、大きく財政を見ていきますと、収入面で特別交付税が非常に多く交付されております。これも、震災のときも多かったんですけれども、それと同じぐらい、30億を超えている金額が交付税では措置されております。この特別交付税に関しましては、19億ほど頂いておりまして、これも過去最大の黒字額となっておりまして、なぜ、このような黒字が、19億ものお金が交付税として頂けたのか、その理由、経過等をお聞かせ願いたいと思います。

次に、1の(2)としてありますけれども、今申し上げましたように、この19億もの交付額が決定した中にあって、よく震災以降の地方自治体であるんですけれども、過大算定という形でもって、多くもらい過ぎたというものがございます。陸前高田市とか、やはり東日本大震災以降、震災特別交付税とか、あるいは特別交付税において多く算定してしまったとか、そういう部分でもって、後で会計検査院のほうから指摘されたりしている部分がございます。

今回、いきなり19億円ものお金が入ってきておりますので、同じような、同様の過大算定のような可能性というものがあるのか、ないのかということをお尋ねしていきたいと思います。

そして、このような財政でもって大幅な黒字額を出しましたが、新型コロナウイルス感染が非常に危ぶまれている中で、社会経済の低迷、あるいは国民生活の疲弊というものが懸念される、そういう中にあって、今回、12億円もの形式収支がプラスとなりましたが、財政調整基金においては、矢吹町はまだ低い状況にありまして、この残高が注目されております。実質収支額5億4,223万円は、その財政調整基金等を含めてどのように扱われていくのかお尋ねしたいというふうに考えます。

2番目としまして、行政についてお尋ねいたします。

内容としましては、総合計画後期基本計画についてでございますが、地域づくりの最上位に位置づけられている計画でございます。まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める基本構想、そして、基本構想に基づく具体的な施策を示す基本計画、そして、基本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画という3段階から成るものではございますが、法的には、この一番最初の基本構想はつくらなくてもよろしいというような法律改正もございました。

そういう最上位計画をなすものでございますが、これらをつくる場合において、いわゆる前期、または、今 回第6次ですから、その前の第5次、そういった過去における基本構想、基本計画等の検証とか見直し、いわ ゆる振り返りというもの、そういうものが行われて、そして生かされていくのか。いわゆる過去の計画の検証 結果、そしてまた、現状における分析、課題の抽出、そういったものが行われていたのかどうか、その内容を 伺いたいと存じます。

次に、矢吹町まちづくり総合審議会の答申の内容、また、前期計画の廃止5事業、後期計画での新規5事業 というものが掲げられておりますが、それらに対して、町民の皆様はどのような判断、反応を示されたのか。 町民の皆様方の合意というものはどのように図られているのか。加えて、関係しますが、パブリックコメント、町民の皆様方の意見等の募集、そういったものが行われていたのか。そこには町民の存在というものがあるのか、ないのか。そういった内容をお尋ねしたいと思います。

そして、3番目に、後期計画において、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、これが廃止事業となっております。あわせて、新規事業かつ重点プロジェクト事業として(仮称)新田園都市構想事業が上程されているわけでございます。この新田園都市構想事業は、中畑地区にある旧総合運動公園用地、ここに新たな、仮称でございますけれども、田園都市なるものを構築するということ、これが町、そして町民の利益というものに資する計画となり得るのかどうか。計画の段階ですから、どこまでか内容がよく分からないんですけれども、その点については、いわゆる前期、あるいは第5次といった過去の総合計画を検証し、そして過去の課題などの抽出、この結果と整合をしてみて、どのような方向でもって計画をつくり実施していくのかということをお尋ねしたいと思います。

最後に、行政についてでございます。

住民団体の主催する議員懇談会が行われまして、多くの質問や要望が出されております。また、ことぶき大学での議会懇談会は中止となりましたが、同様に多くの質問と要望が文書で出されております。

同僚議員からも、今回質問にありましたが、矢吹駅のホームにエレベーターをつけていただきたいという要望や、町内道路でもって歩道が傷んでいたり、斜めになっていたりというようなところの補修、整備を速やかに行ってほしいなどの様々な要望が出ておりますが、これらを、今、町のほうでは町民の懇談会もないわけでありまして、どのように把握して、どう対応して解決していくのかということをお伺いしたいと思います。また、後期基本計画では、これらの課題にどのように対応しているのかをお尋ねいたします。大きな計画がめじろ押しなんですが、こういった町民の要望等に関しては、どのように対応していくのかお尋ねを申し上げます。以上、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和元年度一般会計歳入歳出決算におきまして、黒字となった経緯、理由についてのおただしでございます。

令和元年度一般会計の収支状況は、形式収支が12億383万3,000円、実質収支、これが5億4,222万8,000円、 そして単年度収支が3億7,027万7,000円、実質単年度収支4億5,153万6,000円でございます。標準財政規模に 対する収支の割合を示す実質収支比率は、先ほど青山議員のほうからもお話ありましたが、12.1%でございま した。

このように、実質収支が近年では最大の規模となった要因でございます。これは、地方交付税のうち特別交付税の収入額が19億5,622万2,000円となり、予算額11億3,171万3,000円に対して大変大きく上回る決算額となったところを大きな要因として捉えております。この特別交付税の増額は、令和2年3月27日付で交付決定された令和元年度特別交付税の3月交付分9億5,177万4,000円に係る国の算定において、激甚災害に指定されま

した令和元年東日本台風、台風第19号に関連し、災害復旧費分が7億6,257万4,000円と大幅に増加したという ものでございます。

なお、令和元年度特別交付税交付額のうち災害復旧費分として交付決定されました8億599万7,000円、これ につきましては、令和元年東日本台風の災害復旧事業に係る財源として有効に活用してございますので、ご理 解とご協力をお願いいたします。

次に、特別交付税決定の経緯並びに過大算定の有無と対応についてのおただしでありますが、結論としては、 過大算定の可能性は小さいのではないかというふうに考えられます。ちょっと、以下、理由を申し上げます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算における特別交付税の収入額は19億5,622万2,000円でございます。そのうち震災復興特別交付税は8億7,372万8,000円でありました。特別交付税は、地方交付税法に基づきまして、普通交付税の算定方法では捕捉されなかった特別の財政需要に対して交付されるもので、交付額は特別交付税に関する省令に基づき算定され、12月と3月の2回に分けた交付決定が行われるものであります。

なお、震災復興特別交付税は、東日本大震災に係る復旧復興事業等の実施のための特別の財政需要等が考慮 される交付税でございまして、関係省令に基づく算定がされまして、通常の特別交付税とは別枠として、9月 と3月の2回に分けた交付決定となります。

本町では、令和元年9月に震災復興特別交付税として、主に道路等側溝堆積物の撤去処理事業費の5億5,765万2,000円、そして、ふくしま森林再生事業費、これが4,256万円等により、計7億2,687万9,000円の交付決定がありまして、次に、12月は主に令和元年東日本台風、先ほどの台風19号に係る災害復旧費4,342万3,000円、災害廃棄物処理費、これが3,952万1,000円、公的病院運営補助費が3,227万3,000円等により、計1億3,072万円の交付決定を受けてございます。また、令和2年3月には主に令和元年東日本台風、先ほどの台風19号に係る災害復旧費7億6,257万4,000円、災害等廃棄物処理費1億4,678万4,000円等により、震災復興特別交付税と合わせて計10億9,862万3,000円の交付決定を受けたところであります。

なお、交付決定に至る経過といたしましては、各市町村は、当該団体に該当する算定事項ごとに財政需要に 関する基礎資料等を作成し、県に提出を行い、県は、算定資料等の審査後、総務省に提出、そして、総務省は、 算定資料等の金額に所定の係数を乗ずるなどして、各団体に交付すべき特別交付税の額が算定される流れとなっております。交付税については、全て決定通知書を頂いておりまして、過大算定となる可能性は極めて低い ものと認識してございます。

なお、震災復興特別交付税のうち道路等側溝堆積物撤去処理事業費に関しましては、概算交付されるものでありまして、今年度事業完了に伴う全体事業費の決定により交付額が確定されますので、今後の事業の推移によっては一部の返還が生じる、そういった場合があるかと思います。

このように、特別交付税は、災害対策経費など個別に緊急の特別の財政需要を対象としている性質でございまして、各年度から各団体によって需要額が大きく変動するものが含まれるということで、交付額や増減率には大きな差が生じることがあると捉えてございます。

今後も、適正な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実質収支額の扱いについてのおただしでございます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算による実質収支は5億4,222万8,000円でございまして、実質収支額、いわ

ゆる決算剰余金の使途につきましては、地方財政法第7条、これが根拠です、地方財政の健全性の確保による 見地、地方財政を健全に保つためにこういったものをどう処理するか、これが決まっております。後年度にお ける財政運営の円滑化を図るために、その2分の1以上の額を基金に積み立てるか、地方債の繰上償還の財源 に充てなければならないという、基金に積み立てるか地方債という借金の繰上償還の財源に充てるかと、いず れかという規定がございます。

また、決算剰余金は、前年度の歳出における不用額及び歳入の過不足の合計、言わば結果でございますので、この額を最初から推しはかることはできない、安定的ではない財源ということになります。それを新たな施策の財源として充てた場合に、当該施策を継続的に行っていく、安定的、継続的に行っていくには、将来の財源が担保されない中で実施するということになってしまいます。そういうことがございますので、安定した行政サービス、これが非常に大切かと思いますが、の提供を継続的に行っていくためには、決算剰余金の財源により事業の拡大、追加等をするというのは不向きなのではないかというふうに、するべきではないのではないかというふうに考えてございます。

このことからも、将来にわたり健全で安定した財政運営に資するため、でき得る範囲内で基金への積立て及び繰上償還を行うとともに、歳入歳出補正予算により、必要に応じて緊急対応を要する財政需要の財源として活用してまいりたいというふうに考えてございます。さらに、地方財政法第4条の2及び3で規定する年度間の財政運営の考慮、そして年度間の財源の調整、これを踏まえまして、今回の実質収支額につきましては、その額の2分の1以上の2億7,222万8,000円を財政調整基金に積み立てまして、残りの2億7,000万ちょうどを令和2年度の歳入に繰越金として編入する見込みであります。主に、優先かつ緊急性の高い新型コロナウイルス感染症に関する対策・支援事業のほか、旧総合運動公園用地取得償還金、これが2億2,020万2,000円及び公共施設等整備基金原資積立金5,500万円等、後年度における財政運営の円滑化を図り、将来における財政運営に対応できるよう、活用していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

これについて付言いたしますと、財政調整基金への積立てのほうは、もうこれでやるとして、その後の繰上 償還のことにつきましては、年度末まで待って、これからのコロナウイルスに対して相当金がかかった場合は これについて考えながら、これに対応すると、そういうことになろうかというふうに考えてございます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それから次に、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の検証結果等についてのおただしでございます。

本町では、総合計画の指標である「こんな町いいなめざそう値」の検証と矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に向けまして、平成30年11月に住民アンケートを実施したところでございます。アンケートの結果、日常のまちづくりに関する要素を指標化した「こんな町いいなめざそう値」につきましては、全50項目のうち、令和元年度の目標を既に達成している項目が6個、令和元年度の目標は未達成であるが、平成26年調査時よりも上昇している項目が21個、令和元年度の目標は未達成でございますが、平成26年調査時よりも低下している項目が23個でありました。

なお、本アンケート調査は前期基本計画の検証でございます。アンケートという形でありますが、そのアンケートを見たところが、要するに、様々に掲げている目標について、それが、例えば十分に効果を上げている

のか、あるいは、不十分なのかというようなことについてのアンケートを求められて、じゃ、どうすれば町がよくなるのかということについての一定の方向性について示唆に富むといいますか、そういう内容であったかというふうに私はちょっと思っています。ここにちょっと書いていないので、大変申し訳ないです。

前期基本計画の取組として一定の成果は上げたものの、ただし、後期基本計画ではさらなる注力が必要な施 策もあるというふうに考えております。

また、町が実施している子育て支援、雇用創出支援、そして、地域活性化に向けた取組の充実度につきましては、残念ながら、町民の中で非常に多かったのが「支援について知らなかった」、あるいは「充実していない」という回答が多いアンケート結果でありました。そのため、今後、待機児童の解消に向けた取組、それから、企業誘致の促進などの各種事業を拡充させるとともに、町の事業をより多くの皆様に知っていただくため、情報発信方法や手段を工夫し、充実させなければならないと考えております。これはもう先ほどの、またちょっとここに付言して申し訳ないんですが、皆様の声を聴いて、かつ、情報発信をきちんとして知っていただいてと、鶏が先か卵が先かみたいな話ですが、そういったことをきちんとしていかなければならないということの証左ではないかというふうにも考えております。

なお、前期基本計画の16の政策、34の施策につきましては、各事業に関連する実績値や達成状況について各 課へヒアリングを行い、後期基本計画へ掲載する事業の整理に取り組んだところであります。

このような検証結果を踏まえまして、後期基本計画では、「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「復興」「計画実現のために」という総合計画の7つの分野のうち、これまで「復興」の分野を、先ほどのところで大きく出てまいりました問題「人口減少対策」、これへと変更いたしまして、その対策に特化した政策・施策・事務事業の追加、拡充を行うことで人口減少の克服に努めるということといたします。また、後期基本計画の175事業の全てにおいて、今後、早急に開催を予定しております町政懇談会等、それから先ほど安井議員の答弁にも触れましたが、これから9月9日に行われました全体区長会を皮切りに、様々なところでの町民の皆さんの声を聴くという形で、そして、今のこの第6次の後期計画の中で柱立てとした重点のプロジェクトについての肉づけを行う、様々なこういった肉づけを行うということ、そして、パブリックコメントを行うなど丁寧な説明を行い、いただいた意見は後期基本計画の事務事業に反映させ、事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画の町民コンセンサスについてのおただしでありますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画(案)につきましては、先月18日に矢吹町まちづくり総合審議会を開催し、計画案について諮問をし、審議を行っていただきまして、同日に矢吹町まちづくり総合審議会長より、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画(案)について、審議の結果、適当と認めるとの答申をいただいたところであります。

また、後期基本計画の重点プロジェクトにつきましては、私の公約を反映させる5つの新規事業を追加させていただきました。これらにつきましては、これまでもるる触れましたが、本来であれば後期基本計画(案)について、町民の皆様の声を広く聴き、町政に的確に反映させるためにも、各種説明会やパブリックコメント等を実施して、寄せられた意見等を考慮した上で決定すべきではなかったかと思います。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、後期基本計画(案)の作成時期が想定よりも大きく遅れたこと、そし

て、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に十分配慮した説明会等の開催がなかなか困難であったことなどから、今回は実施いたしませんでしたというよりは、できませんでしたというのが正直なところであります。 そのため、9月9日には、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、地域の代表であります矢吹町の区長会役員の皆様へ後期基本計画(案)の概要をご説明する機会をいただいたところではあります。

今後、多くの町民の皆様と合意形成を図るためにも、町政懇談会等において事業の説明を行い、議会をはじめ町民の皆様のご理解をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。言わば最上位計画で、こういうふうに決めたから、もう決めたんだということはしないというふうに私はこの場でも話をしたい。皆様の声を聴きながら肉づけをし、この中身を詰めていくということについて、最大限の努力を払っていきたいというふうに考えております。

次に、重点プロジェクトの一つ、(仮称)新田園都市構想事業についてのおただしでございます。

藤井議員、それから安井議員の答弁と重複いたしますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画 (案)の策定につきましては、初めに、矢吹町の現状について、各課とのヒアリングにより課題の把握を行い、 その課題解決に向け、今後、どのような取組が将来の矢吹町の発展につながるかを庁内で熟議しながら決定し たものであります。

次のページ、本町の総合計画では、「未来を拓く日本三大開拓地さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像としておりますが、むしろ喫緊の課題は農業政策であり、「田園のまちやぶき」につきましては、三村議員、冨永議員への答弁に一部重複いたしますが、非常に厳しく危機的とも言える状況に置かれております。担い手の高齢化、後継者不足、農業用施設、先ほども触れましたが、土地改良区、用水、その他もろもろのインフラ等についても非常に老朽化して傷んでいる、あるいは水が来ない、このような状況にあります。早急に対策を打ち出すべきであると考えております。

さわやかな田園のまちが、これは私が毎年恐れていることでありますが、多数の耕作放棄地になること、これは決して絵空事ではなく、もう目の前にある危機だと私は思っております。絶対に避けなければならないと強く感じております。後継者等の若者が当該地域から離れている背景もあり、このような状況が続けば、美しい風景が荒廃した土地に変貌する危機を乗り越える打開策が必要であります。そのため、若者が地元に帰ってくる、残ってくれる、そして、そこで職を得て、結婚して、子供をつくり、その地域社会を守ってくれる、この環境整備が重要であり、特に、先ほど出たアンケートでも最大に大きく出ていたのは、やはり雇用です。雇用がなければ残れない。雇用を生み出す政策として企業誘致を促進し、将来にわたり居住していただくため子育て等の手厚い支援策も必須であります。子育て、教育と先ほどの雇用です。

本町には、現在、企業誘致の候補地となる有効な面積、有効な面積というのは、ちょっと触れますと、現在はもう七、八町歩とか、10町歩とか、大変広い面積を企業が求めております。その面積と、それから質、これは下水道も含めて様々な条件整備がもう工業団地として整っていると、こういった工業団地は残念ながら現在ございません。用意したところが遺跡が出たりとか、様々なことがございますので、現実的ではない。今後、企業誘致促進を積極的に実行していく中、大きな課題であり、町が造成するには候補地の選定もさることながら、財源の捻出、これが非常に大きいかと思っております、も困難な状況であります。この課題解決については、個々の企業との交渉過程において、オーダーメード型で進めていく考えも必要であると捉えているところ

であります。必要であるというよりも、先ほどの財源の問題もありまして、大きな工業団地をどんと用意して、 それをどうですかということがなかなかできない状況なので、オーダーメードでするしかないということも、 実はあるかと私は思っています。

今後、農業政策及び企業誘致の課題につきましては、耕作することが困難なまとまった農地とオーダーメード型の企業誘致、これは、住宅の選択肢を持ったほうがいいとは思いますが、併せ、取り組んでいくことが矢吹町の基本となると考えておりまして、実施に向けた課題と町の方針をアピールする取組を早急に検討してまいります。この考え方は、若い世代を呼び込むための政策にも同様につながるものと認識しております。この政策の特徴は、先にエリアを決めて開発するという従来型の方式ではなく、旧総合運動公園用地をあらかじめその中心に置くものでは決してなく、柔軟な対応ができるオーダーメード型の企業誘致ということで、矢吹町の全体を見据えた候補地の選定が重要であります。

また、企業誘致は、これまでの工場や物流拠点となるハブ基地ももちろん重要でありますが、ウィズコロナの時代では、例えば関東圏にある、これはもう大阪圏でもいいし、名古屋圏でもいい、あるいは九州でもいいんです、IT企業等が地方移転する可能性も非常に高く、先日、日経新聞その他、あるいはテレビ等で報道がありました人材派遣の大手企業が本社機能を家賃の高い、ワンフロア借りただけでとんでもない額を取られますが、ああいった六本木とか、ああいったところの都心のビルのオフィスのワンフロアから、環境のよい地方に移転し、1,000人以上が一気に、この企業ですと1,200人でした、残りの600人もその後移ると、移住するという思い切った選択が現実に行われておりまして、このような選択は今後も加速する可能性が高いのではないかというふうに考えております。

本町は、高速道路のインターチェンジが2か所あり、国道4号が縦断し、福島空港が近くにあるなど、極めて交通のアクセスに恵まれておりまして、近年全国的に続いている異常気象下においても物流や企業経営の存続が脅かされる、言わばBCPプランをやらなくてはいけないというようなことがなかなか、もちろん、台風第19号で三城目等大変な被害に遭われた方、遭われた地区があります。ただし、企業を誘致する際に、そういったところについての、ほかの地域と比べて、そこのリスクが低い地域がかなりあるということであります。さわやかな田園のまちとして、おいしい農作物があることも魅力として大いに宣伝できる、非常に高いポテンシャルを備えていると考えます。この恵まれた環境に、さらにネット環境の構築化を加えれば、これからの未来を高向する優秀なICT人材が集まり、矢吹町がこの未来に向かう方向性の旗を、ほかよりも早く、高く掲げることで、これまでと違う明るい未来を呼び込むことは可能なのではないかというふうに考えております。

答弁いたしました考えにより、総合的に検討を図り、心機一転するための構想として、これはあくまでも仮称です、(仮称)新田園都市構想事業を重点プロジェクトとして位置づけたいと考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、このプロジェクトについても、また皆さんのご意見を聴きながら、また肉づけ等中身について変えていくということがあるかと思います。

大分長くなりましたが、最後に、様々な要望の把握と対応についてのおただしでございます。

これまで町では、平成27年度までは、矢吹、中畑、三神の地区ごとにまちづくり懇談会を開催し、平成28年度からは行政区長意見交換会として町民の皆様のご意見やご要望をいただく場を設けております。今年度は、

新型コロナウイルス対策を最優先に取り組んできたことから、町民懇談会の開催を見合わせておりますが、状況を見ながら開催を検討しているところであります。これは、コロナウイルスの感染拡大防止対策をきちんとやるということと、それから、周辺の市町村も含めて、感染状況を見ながらということです。

私が町長に就任し、最も重視していることは、ずっと申し上げてきました現場主義と、町民の声を聴き公平公正な町政を進めることであります。このことからも、町民の皆様からの様々なご要望やご意見には耳を傾け、お伺いしながら、対応すべき課題には迅速に対応してまいりたいと考えております。また、私の公約についても、多くの町民の皆様からの声でありますので、政策実現へ向けて、各課とヒアリングを行い、可能な限り第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画にできる限り反映し、特に重視すべき政策・公約については、5つの重点プロジェクトとして位置づけたところであります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、協働のまちづくりが基本理念になっており、町民、行政区・活動団体、事業者、行政等が連携・協力するまちづくりが掲げられておりますが、これからも多くの町民の皆様とともに、よりよいまちづくりを目指して、職員と一丸となって町政運営を進めてまいりたいと、コロナに負けずに、コロナを正しく恐れて、その対策をきちんと立てながら、先ほどのようなことをきちんと行っていきたいということでございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

大変長くなって恐縮でございましたが、以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしく お願いいたします。

◎会議時間の延長

○議長(角田秀明君) ただいま青山君の一般質問の途中でございますけれども、皆様方にお諮りをいたします。 時間を延長して会議を続けたいと思いますけれども、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認め、時間を延長しながら一般質問を進めていきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) それでは、11番、再質問はありますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) ご丁寧なご答弁をありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきますが、まず、財政面におきましての収支関係で形式収支12億円という、今まで過去に例がないほどのゆとりのある財源といいますか、金額が出てきまして、過去はずっと非常に厳しい状況が続いていたわけです。それが今年に限ってなぜということでございまして、それが説明ございましたけれども、結局は特別交付税というような、その金額が19億円あったということで増えたということでございます。

形式収支12億ですが、いわゆる歳入が多く増えていけば、当然、形式収支は増えていきます。あるいは、歳 入が同じでも歳出が減っていけば、当然、これも形式収支は増えていきます。その中で、歳入も増えていく部 分があり、特別交付税で増えていく部分もあり、そして歳出のほうも、ちょっと見ていきますと、土木費でも っても減ってきておりまして、繰越明許もありましたが、災害復旧費も3億という非常に少ない金額で決算を 迎えている。歳出も少ないんです。それだけの、12億円のお金が出ているんですけれども、いわゆる特別交付 税は、当然、歳出に結びつくお金であって、貯金のように漠然としてあるわけではなくて、当然、出ていくお 金でございます。当然、歳出面でも増えていかなければいけないお金でございます。

ですから、12億円の形式収支が増えたという部分においてのプラス要素というものが働いているのかどうか ということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

歳出面でも、当然、災害復旧ですから、8億幾らかの台風19号の工事費用とか、災害復旧費用がかかっているわけですので、入ってきたお金があったとしても、出ていくお金があるとすれば、それは、収支としてはそんなに差がなくなってくるわけでありまして、そのところにつきまして、事務的な部分なので、事務方のほうからご説明いただければありがたいなというふうに思います。ご説明ください。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

交付されました特別交付税の災害復旧分につきましては、その目的どおり、令和元年東日本台風の災害復旧 事業に係る一般財源として有効に活用しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。

11番。

○11番(青山英樹君) 意味がちょっと、私の申し上げることが理解できなかったのかなと思いますが、具体的に言いますと、地方交付税の特別交付税で、いわゆる台風19号関係となりますが、10億近いお金が入ってきているかと思います。災害復旧費としまして8億7,000万、9億ぐらいが必要でありまして、それが賄われるお金かなというふうに考えるわけです。

一方、繰越明許費でもって、この8億7,000万の台風19号災害に係るお金に関しまして、地方交付税の特別交付税で手当てを受けている一方、繰越明許費のほうの財源で見ると、国・県支出金あるいは地方債等でもっても財源のほうが確保する予定になっているということで、8億7,000万、9億近くの災害復旧費に対して、特別交付税と、あとは国・県交付金、地方債等のほうの二重でもっての予算措置というような形になっているんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

二重ではないのかとのおただしでございますけれども、国庫支出金、地方債につきましては、昨年度の災害による補助の申請によるものでございます。これは、町分としての試算がされております。それ以上、特別交付税として来た分につきましては、今回、阿武隈川が決壊したということで、国が直轄として入っております。

そういった被災を受けた地域ということで、通常よりも手厚い支援が矢吹町のほうになされたということで、 かなりの額、交付決定を受けているところでございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 11番。

○11番(青山英樹君) 今、答弁いただいたのは全くそのとおりだと思うんです。いわゆる国の直轄でもって、 交付税でもって10億近くが手当てされていると。なおかつ、こちらのほうでもって、いわゆる台風19号の災害 復旧の財源として、国・県支出金でもって10億、あとは地方債で8,900万ほどですけれども、これが一応計上 されているんですよ、今回の決算書には。ということは、やはりこれ、二重で入ってきているということじゃ ないですか。

恐らく、国のほうでは国直轄だという部分での交付税措置をされていて、同じ災害復旧に関して、町は町でもって、それに対して、それとは別に、いわゆる国・県のほうの交付金を申請したというような形に、二重になっているんじゃないかというふうに私は思うんです。そうでないと、本当に、こんな急遽12億ものお金が出てくる原因がちょっと私には理解できないんです。

唯一若干浮いているお金が、余裕が出たというのは、いわゆる令和元年度の当初予算ですと、土木費が27億 ありましたが、これが11億で済んでいるという部分においては、これは、台風等によってやるべき事業ができなかったという部分での歳出の落ちている部分でもって、それでもってある程度の剰余金が出たのかなというふうに考えているんですが、最初に申し上げました二重の財源措置になっていないかということだけちょっと確認したいんですよ。分からなかったら後でも結構です。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

二重の交付になっていないのかというところでございますが、財源として二重ですけれども、県のほうにも 一度の確認はさせていただいております。その中では、別枠だということでございまして、二重ではないとい うことで理解しております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 -

11番。

○11番(青山英樹君) その言葉をうのみにしていいのかちょっと分からないんですが、現実に、東日本大震 災等においての適正な算定についてということで、会計検査院から総務省にいきまして、平成28年度あたりからは通達が来ております、総務省、高市早苗さんで。それを見ますと、いわゆる過大交付等が行われていると いうことなんです。見ていきますと、確かに会計検査院のほうから総務省のほうに、幾度となく幾自治体もの がやはり過大に交付されていると。矢吹町の特別交付税の震災復興特別交付税を見ても、それがプラスが多いんですけれども、三角が1回、マイナスされているときもあるんですよ。

このように、いわゆる国・県の事業でもっての補足部分を地方自治体が行うというときに、地方の単独事業ということで算定してしまったがために、多く交付税をもらってしまったというようなものに対して、後日精算するというような形での通達があるわけです。岩手県の陸前高田とか、栃木県の真岡市とか那須塩原市とか、芳賀郡益子とか、栃木県とか、いろいろたくさんございます。ですから、今回、震災とかいろんな形でもって国直轄事業という中での縦の部分での措置と、あるいは通常の国庫支出金という部分での措置ということで、これ、お互いに連絡取っていればいいんですけれども、そういったところもちょっと私らには関係が分からない部分でございます。ですから、電話をしたということでしょうが、実際にこういうふうに後から出てくる部分もございますので、これはちょっと要注意をしていただきたいなというふうに思っているわけなんです。それについていかがでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

万が一そのような状況となった場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。特別交付税のうち、 震災復興特別交付税によって交付決定を受けました道路等側溝堆積物撤去処理事業に関しましては、この事業 は概算交付されているものでございますので、今後の事業進捗に伴いまして、事業費の確定によっては、次年 度以降に一部返還が生じるような場合もあります。そういったようなことは想定はさせていただいております が、先ほどの答弁で言いましたとおり、そのような状況となれば、適切に対応をしてまいりたいと考えており ますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

11番。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。

- ○11番(青山英樹君) 一つだけ、この財源についてお聞きしますが、今回、実質収支比率12.1%で5億4,200万円という実質収支額が出ました。過去になく非常にいい財政ということで、単年度収支、実質単年度収支もプラスであったということで、ある程度財政的には評価できる部分なのかなというふうに、数字上は思うんですが、実際に運営している分野として、いかがな所感をお持ちか、これでもって財政はよくなった、安定したというふうに思うのか、いやはやというふうに思っているのか、その辺、実際に運営されている中の所感をお聞きしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どのように思っているのかというところでございましたが、今回は、交付税措置として予想よりかなり多く 交付決定されたためでございまして、財政状況、潤沢であるとの認識は持っておりません。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はございますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) 改めてもう一度お聞きしたいんですが、財政的に非常に矢吹町は厳しいというふうに言われてきておりまして、実質公債費比率も下がってはいますが、まだ一桁には行っていない。多くの地方自治体があまたありますが、その中では決して優位なほうには行っていない。実質公債費比率でいえば、結局は低空飛行をしてきた状況でございます。

今回、そうじゃない変わり目が見えたといいますか、一つの数値としていい結果が出てきましたが、これは、 今後においては、一つのきっかけとなって、これからもこういった財政運営が続いていくのかどうかについて のお考えをお示しください。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

このような財政状況が続いていくのかとのおただしでございますが、これからの将来に向かって行うべき、 今議会に提案させておりますまちづくり総合計画の後期計画の実現に向けた財政運営であったり、あと、今回 はコロナ対策ありますので、そういったところを十分に見極めながら、財政運営健全化に努めてまいりたいと は考えております。

ただ、一つの財政指標というところにとらわれることなく、様々な財政指標について、町独自として何を選択して何を集中するかという考えの下、財政の健全化の確保に今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 11番。
- ○11番(青山英樹君) 財政的な面に関しましては、今、ご答弁のほうにもありましたが、コロナの影響というもの非常にございまして、今後、どうなるかも分からないというような状況、そういう中にあって、不幸中の幸いだったのかもしれませんが、今回、5億4,000万という実質収支ができたということで、補正予算のほうでは、今回、繰上償還のほうの結果が出てまいりましたが、それも町長のほうの答弁としまして、年度末、3月まで様子を見るというようなことでございましたので、ぜひ、その辺は注意しながらかじ取りをお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願います。

そして、次に、まちづくり総合計画のほうについての質問をしたいと思います。

率直な印象としまして、住民参加が少ないのではないかというような印象を持っております。特に、過去の ものに対しての検証とか、そういった町民を含めての結果の調査、意見とか、そういったものを求めていない のではないのかなというふうに思っています。

近年では、自治体3.0なんていうふうなことがございまして、USBの1.0、2.0、3.0のように、自治体1.0、2.0、3.0というような言葉が出てきております。単純に申し上げますと、自治体1.0というのは、国・県から

の、そういう上位からの指示に従って町政を行っていくというようなパターンでございます。俗に言えば、前例踏襲、あるいは現状維持的なものを維持していくというようなものが言われているわけでございます。自治体2.0となりますと、他の自治体との競争において差別化を図ったり、優位性を確保したりというような部分で、ある意味、今まで矢吹町はこの2.0というようなことでやってきた部分もあったのかなと思っております。3.0ということでもって、これが町民に汗をかいてもらって、協働ですね、加えて協力してつくるという協創というようなものを取り入れて、みんなの課題として、みんなが解決に向かっていくというような、住民をどんどん参画させましょうというような形を自治体として持っていきましょうというのが、自治体3.0というようなことで示されております。

今回の総合計画におきましても、やはり上意下達的なものをするのではなくて、この後質問しますが、同僚 議員からもありましたが、町民の要望としてエレベーターを駅につけてほしいとか、そういったものというものが、こういった総合計画の中にどういうふうに含まれていくのかということが具体的に見えていないのが実態だと思うんです。そういう中にあって、まず基本的に地方自治、いわゆる住民自治と団体自治というものがどのように されているのかなと。例えば、総合計画を見ると、非常に分かりやすい部分がございまして、この総合計画を策定する上において、事務方としてはその地方自治、いわゆる本質であります、本旨であります住民自治と団体自治をどのようにこの総合計画に生かしていこうとかいうような、そういう計画の有無があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

住民自治と団体自治についてでございますが、住民自治については、おただしにもありましたとおり、協働で住民の方と一緒にやっていく、その姿勢はとても大切だとは感じております。総合計画の中のまちづくりの理念におきましては、自助・共助・公助、この考え方を示しながら、それを基に公共サービスの範囲、住民協働の範囲というところを定めながら、一緒にやっていきましょうねというところを理念として表しておりますので、そこの部分と、団体自治としての考え方は、両面2つが融合していくことが、このまちづくりの理想ではないかなといったことを、私考えているところございますので、今後とも、そのような考えを基に町民の皆さんにご説明させていただいて、できる限り参加していただくとか、共にいきましょうという、その意識の醸成も図りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 11番。
- ○11番(青山英樹君) 総合計画という中にあって、今、住民自治と団体自治というものを取り入れて、質問をしたんですけれども、いわゆる住民自治というこの部分は、やっぱり町民の皆さんが自分たちのことは自分たちで決めなさい、自分たちの町のルールは自分たちで決める、いわゆる民意そのものでございます。団体自治というのは、やはり国・県との関係もあったり、その団体が団体自らの意思と責任の下にやっていくという

ことでございます。

ですから、当然その姿勢も大事でございますし、いわゆる団体自治も大事でありますし、また住民自治も大事であるということで、その両方のバランスを取り入れて総合計画をつくっていってほしいと思いますし、そういう指標というのは今まであったのか、なかったのかお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の追加質問にお答えします。

ただ、ぴったりの答えになるかどうかはちょっと怪しいんですが、ただ、実は先ほどご紹介しました第6次矢吹町まちづくりの後期基本計画に関する住民アンケート、これがありますが、この中で、私読んでいて非常に興味深いところがありまして、住民の方々に、これは、実は矢吹、三神、中畑と分けて、年代別にもやっているんですが、ここではちょっとご紹介している時間がないので、ざっくり言うと、「何らかの形で地域の役に立ちたいと思いますか」という質問に対して、「はい」と「どちらかといえば」と合わせると67%、約7割、そういう回答を出しているんです。大変、私はうれしいなということだと思っています。「いいえ」「どちらかといえば」が2割弱です。「分からない」が12%だったんですが、これに対して、これは先ほどのように、全体のアンケートの中で割合がたしか30%ぐらいですか、だけれども、出した方はこういう非常に意識のある方だと思っています。

そうすると、それに対して、「あなたの意見は町政に反映されていると思いますか」という問いに対して、 実は「はい」というのと「どちらかといえば、はい」、反映されている、これ14.3%で、「いいえ」あるいは 「どちらかといえば、いいえ」が50.8%で「分からない」が33%、分からないということは手応えがないとい うことなので、やはりこのギャップですよね。だから、そこは、私があるいは、これからはそれができるかど うかというのはなかなか難しいけれども、ただ、私は可能性感じます。

やっぱり何らかの形で町と地域の役に立ちたいと思っている方がちゃんと7割いらっしゃって、「分からない」が12%あるけれども、持っていきようによっては相当程度の方が、言わばちゃんと情報を伝えて、町がこういうことで困っているから、こういうことをということを話をして、その方向に持っていくように、一緒に話をしていくと。そのやり方なのかなというふうにも思っています。

私は、あくまでポジティブに捉えたいと思っております。ですから、その中で皆さんとまたいろいろご意見を交換して、知恵を借りながら、これがいい方向にできればいいなというふうに思っております。

お答えになっているかどうかはちょっと疑問ですが、私、このような形で考えようと思っています。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。

11番。

○11番(青山英樹君) 町長からお話しいただきまして、住民参加の手法というものに関して、前向きに捉えていきたいということでのお話かと思います。

参考までに申し上げれば、日本でボランティアが一番数が多いというのは、奈良県生駒市でありまして、そ

こは、住民の方を巻き込んでのつくりがうまいところでございます。参考にしていただければと思います。

私のほうからは、今の質問は住民の参加とか、あるいは町としての、団体自治としてのそういった指標というものがあって、それに沿って総合計画がつくられているかということだったんですけれども、それは後でお聞きしたいとまた思うんですけれども、最後に、今回一般質問で上げましたが、駅にエレベーターをつけてくださいという要望です。

今回、1番目に財政を質問しました。2番目に行政、計画を質問しました。3番目に、今、町民の要望、駅にエレベーターをつけてくれと、この3つの関連性というのは、これ一つのつながりになっているのかな、今の町はというふうに思うわけなんですよ。特に、もう時間がないので、結論的なものから話して質問したいんですが、駅に関しましては、駅が誕生した段階でもってエレベーターをつける意思はあったはずです。これは調べると分かるんです。それとあと、今現在、車椅子なんかを利用している方が郡山から来る、白河から来る場合、どうなっているか。どういうふうになっていますか、これ。分かればお答えいただけますでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐藤浩彦君) 青山議員の再質問にお答えいたします。

白河・郡山方面から電車に乗って車椅子で来られた方の対応ということでございますが、ちょっとうちのほうで把握しておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問はありますか。 11番。
- ○11番(青山英樹君) ただいまの、私、質問に対して申し上げますと、年に一、二回ほどございます。白河 駅から来る場合は、駅の駅員さん、駅の雇われている方といいますか、社員さんが2人付き添ってきます。下 りの場合には、矢吹駅で降りて、そして、ちゃんと出口があるんですよ。トイレがございます。身障者用のトイレがあります。あそこにアルミのドアがあって、そこからちゃんと出入りするように当初から造られているんですよ。郡山から来た人の場合も、これも実例があります。2人の駅関係者が来て、車椅子を持ち上げて階段上がって、ちゃんと来るんです、そうやって。やってくれるんですよ。

東京なんかもそうですけれども、身障者、車椅子を利用する方は乗る駅から降りる駅でもって連絡すると、皆さん待っているんです。それは駅のサービスなんですけれども、そういうような状況です。取りあえず、矢吹駅でもそういった事例はあって、そして出口もあり、しかもエレベーターを設置する場所もちゃんとあるんです。これ計画されていたんです。ですから、あとはやるか、やらないか。

もう一つ、特別交付金がありました。特別交付金は、災害とかだけじゃなくて……

- ○議長(角田秀明君) 時間ですので、青山君、最後です。
- ○11番(青山英樹君) 地域の振興等に関しても、交付税請求できるんです。
- ○議長(角田秀明君) 以上で、11番、青山君の一般質問は打ち切ります。

ご苦労さまでした。

後で、担当課によくお知らせください。

◎総括質疑

○議長(角田秀明君) 日程第2に入ります。これより町長から提出されました議案に対する総括の質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長(角田秀明君) 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第42号、第43号及び認定第1号については、7名の委員をもって構成する第1予算 決算特別委員会を、議案第41号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号について は、6名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査すること にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) ただいま配付しました第422回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり 指名をいたします。

お諮りいたします。議案第36号、第37号、第38号、第39号及び第40号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、9月2日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、 所管の常任委員会に付託いたします。

-157-

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 4時44分)

令和2年9月24日(木曜日)

(第 5 号)

令和2年第422回矢吹町議会定例会

議事日程(第5号)

令和2年9月24日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第37号・第39号・第40号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第36号・第38号

陳情第5号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第42号·第43号

認定第1号

審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第41号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 発議第 8号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に反対する意見書(案)

日程第 8 閉会中の継続調査の申出について

日程第 9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	Ξ	村	正	_	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
11番	青	Щ	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
13番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長蛭 田 泰 昭君 副 町 長藤 田 豊君 教 育 長 鈴 木 健 生 君 企画総務課長 佐 藤 豊君 まちづくり 山野辺推進課長 幸 徳君 税務課長三瓶 雄 君 貴 会計管理者兼 総合窓口課長 小 針 良 光 君 保健福祉課長 泉 Ш 稔 君 産業振興課長 兼農業委員会 佐 藤 浩 彦 君 都市整備課長 福 田 和 也 君 事務局長 教育振興課 子育て支援 副課長星 正 人君 玉 井 淳 一君 課 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(角田秀明君) それでは、去る9月16日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算決算特別 委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第37号、第39号、第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第1、これより議案第37号、39号及び第40号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

[4番 藤井源喜君登壇]

○4番(藤井源喜君) 議場の皆さん、おはようございます。傍聴、大変ありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会審査結果について報告いたします。

第422回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号、39号及び第40号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第37号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例。

本案は、国の幼児教育・保育の無償化に先行して実施しておりました、町の独自の幼稚園預かり保育料の一 部無償化について、国の無償化制度へ移行したため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 矢吹町複合施設条例。

本案は、「集い・学び・遊び・育む フロンティア広場」をキャッチフレーズとし、様々な世代の方々に利用される中心市街地のにぎわい創出の拠点として、本町地内に矢吹町複合施設を設置するため、公の施設として、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画について。

本案は、令和2年3月に暫定版として策定した第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画について、町

長の公約の反映や、それに伴う事務事業の追加・統合・廃止等の調整を行い、確定版として後期基本計画を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上のとおり報告いたします。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 矢吹町複合施設条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第36号、第38号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第2、これより議案第36号、38号及び陳情第5号を一括議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

[8番 三村正一君登壇]

○8番(三村正一君) 皆さん、おはようございます。

それでは、産業民生常任委員会の審査の結果を報告いたします。

第422回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7番の審査結果。

当委員会に付託されました議案第36号、議案第38号及び陳情第5号の審査結果は、次のとおりであります。 議案第36号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例。

本案は、災害公営住宅の入居者について一般公募を進めるため、福島県の方針に基づき、段階的に募集対象を拡大するため、入居資格者の特例に、町外の東日本大震災の被災者等が入居することができる規定を追加するものであります。

また、公営住宅法の改正に伴い、規定の追加等を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第5号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に関わる陳情。

本件は、国関係機関に対し、福島第一原子力発電所における放射性汚染水の海洋・大気放出に反対する旨、矢吹町議会として意見表明をすることを求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第36号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第5号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に関わる陳情を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第42号、第43号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第3、これより議案第42号、43号及び認定第1号を一括議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

[1番 芳賀慎也君登壇]

○1番(芳賀慎也君) 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。 それでは、第一予算決算特別委員会審査結果報告いたします。

第422回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第42号、第43号及び認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第42号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ611万4,000円を追加し、総額を17億5,930万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金6,481万3,000円を増額し、国民健康保険税4,653万7,000円、繰入金1,216万2,000円を 減額するものであります。

歳出の内容は、国民健康保険事業費納付金611万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号)。

本案は、収益的収入につきまして、既定の額に200万円を追加し、収入予算総額4億875万2,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に200万円を追加し、支出予算総額4億3,970万3,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益200万円を増額するものであります。

支出の内容につきましては、営業費用200万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額95億1,408万7,000円に対し、歳出総額83億1,025万4,000円で、差引き12億383万3,000円の 黒字となり、うち翌年度に繰越しすべき財源として6億6,160万5,000円を差し引いた実質5億4,222万8,000円 の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、国民健康保険税の納付に困窮している世帯への支援を含め、一般会計から国民健康保険特別会計への充実した繰出しをすべきであったこと、また、生活に密着した道路の現道舗装等が不足していたことから反対意見があり、一方、冨永委員から、昨年の台風19号の災害対策や復旧事業により業務量が激増した中、他の事業も着実に実施したことを評価するため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により、不認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

○2番(関根貴将君) それでは、先日行われました第一特別予算委員会の中での質疑及び討論についてお尋ね いたします。

認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてでありますが、昨年10月の東日本台風19 号による災害復旧費分として交付された特別交付税及び国庫補助金について二重交付ではないのか、また、災害復旧事業費を超過した額は返還する必要があるのではないのかという質問があったそうです。

それに対し担当課から、県の担当職員や近隣町村にも確認済みであり、返還は生じないものであると回答したと伺いました。

委員長にこの場で再度確認させていただきたいと思います。

執行側の解釈として、補助金の返還は、返還しなければならないものなのか、返還すべきものなのか、返還 する必要はないものなのか、見解をお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

[1番 芳賀慎也君登壇]

○1番(芳賀慎也君) それでは、関根議員の質疑にお答えいたします。

特別交付税につきましては、返還は生じないものであり、返還する必要はないという回答でございました。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。 2番。
- ○2番(関根貴将君) ありがとうございます。

法律・規則に反するものではないと解釈させていただきます。

次に、特別交付税は特定財源であり、使用目的は制限されるはずであり、超過した額を財政調整基金に積立 てしてもよいものかという質問があったと思いますが、こちらについても、執行部の見解はどのようなもので あったのか、委員長にお伺いいたします。お願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番(芳賀慎也君) 関根議員の質疑に対して回答させていただきます。

特別交付税は臨時的なものに分類される一般財源であり、使途が制限されない財源であるとの回答でございました。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ありますか。
- ○2番(関根貴将君) ありがとうございました。参考にさせていただきます。 質問は以上でございます。
- ○議長(角田秀明君) そのほか質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認めます。これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「13番」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ということであれですが、討論ですか、何に対する。もし反対ならば、反対討論は賛成 討論の後にやってもらいたいと思います。委員長が採決が不採択だったものですから。

[「認定第1号について」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) じゃ、賛成討論のある方は。

7番。

[7番 冨永創造君登壇]

○7番(冨永創造君) 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、こんにちは。傍聴いただきありがとうございます。

それでは、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定、賛成の立場で討論いたします。

私は考えます。持続可能で安心できる社会保障制度の確立がまず求められ、それによって公平な社会保障セーフティーネットが保障されると。

今回、この認定に対して、国民健康保険税の納付に困窮している世帯への支援を含めてこの認定を反対され

てはおりますが、本町の少ない財源にそれを求めるのは、現在難しいのではないのか。また、国民健康保険税の納付困窮している世帯に対しては、それぞれの所得に応じて減額という制度になっております。また、ほかの部分から生活保護等、そういったものからの支援というのも考えられます。

そうであるなら、現在呼びかけている国民健康や町民健康づくり、予防の充実推進が現実的であり、その効果としては、医療・介護費等の負担軽減につながります。この推進充実に尽力をいただき、決算反対の方向を変えていただけるのではとお願いいたします。

さらに、令和元年度は、台風19号による災害やコロナ感染拡大は、思いもかけない社会不安を引き起こし、 今も町民生活に深刻な影響を与えております。

こうした状況の中で、令和元年度の決算は、町民生活の福祉維持、向上を図った内容であり、台風19号の震 災復旧工事を含む各種事業において、適切な予算の執行がなされていると判断されます。

また、自主財源は、前年と比べ約4億5,000万円、13.3%の減ではあったものの、実質収支等の状況の単年 度収支が約3億7,000万円のプラスの収支となって、厳しい財政運営を求められる本町の状況において、この 結果は評価できると考えられます。

このような理由から、令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算については認定すべきものと考えておりますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(角田秀明君) 13番、討論を認めます。

[13番 安井敬博君登壇]

○13番(安井敬博君) 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をさせていただきます。

この昨年度の一般会計でありますけれども、この中で年々国民健康保険税、こういったものが上限額も引き上げられてきている、また滞納者も増加している傾向にある、一方では、この国民健康保険、給付額も増えてきている、そういった状況にあるわけです。このままいきますと、国民健康保険税、受益者の負担、こういったとにこれからも求めていかなくては成り立っていかない、そういった状況も考えられるものであります。

国民健康保険に関しては、矢吹町の中では、農業者、また個人の事業主など多くの方が加入しており、やは りこの国民健康保険税の負担が大きくなると、こういった生活のほうにも影響が及ぼされるものであります。

そういったことからいいますと、やはり一般会計からの繰出し、こういったものでこの負担を軽減することが求められるわけでありますけれども、こちらについても、年々一般会計からの繰出しが減っている状況にあります。

この昨年度の一般会計の予算に関しては、前町長の予算の編成、そして執行によるものが大きかったものでありますが、そういった中では、やはりこの負担軽減ということが図られていなかったことが言えるのではないでしょうか。

そして、道路の舗装に関しても、1級町道や2級町道に関しては、見劣りするものはあまりありませんけれども、その他町道と言われる生活に密着した道路につきましては、近隣町村の中でも、依然として最低の舗装率にあります。

そういったことからいっても、町民要望でもありますこの生活道路、こういったものは、道路に関しては、 これまでやはり投資的経費という考え方もありましたけれども、これからの時代は、毎年毎年の計画をきちん と立てて未舗装についても解消していく、こういったことが求められるものであります。そういった点からい いますと、投資的経費という考え方はもう古いということで、経常的経費として見て一定程度、また、計画的 な舗装が求められるものではないでしょうか。

これまで道の駅の事業、そして新町西道路の事業、こういった箱物についても町民の中から、こういったものに充てるよりも生活に密着したインフラの整備、また、国保税の低減に充ててほしい、こういったことも言われてきました。そういったものに充てることもできなかったのではないかという点で、不認定とすべきではないかと私は考えます。

また、昨年の台風19号の災害対策、そして現在も進行しておりますコロナ対策におきましては、現町長であります蛭田町長、1月から就任されて、そちらのほうの対策をしっかりとやっていく中で、なかなかこういった改善ができなかったということもあると思います。来年度の予算編成等にそういった町民の立場、そういったものに寄り添った予算編成、そういったものをしていただきたい、そういったことも申し添えまして、不認定すべきものとして討論を終わらせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(角田秀明君) ほかに討論はありますか。2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番(関根貴将君) 議場の皆様、こんにちは。また、台風の影響により天候の悪い中、傍聴にお越しくださいました方々、ありがとうございます。

昨年10月の東日本台風、台風19号では、基本極めて広範囲にわたり河川の氾濫や崖崩れなどが発生し、死者91名、行方不明者9名、住宅の全半壊が約4,000棟、浸水は7万棟以上に上り、当矢吹町においても甚大な被害が発生いたしました。今回の台風12号も大型台風と言われておりますが、被害が出ないことを祈るばかりでございます。

それでは、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど同僚議員から、国民健康保険税の納付に困窮している世帯への支援を含め、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰出しすべきということでありましたが、困窮している世帯への対応として、条件によりますが、2割、5割、7割の軽減措置がございます。このような制度を町民へ周知させていくことも議員一人一人の役目であり、支援となるものと思います。また、国民健康保険被保険者医療費の負担を抑えるため、健康意識の高揚を啓発することにも努め、さらに健康の保持増進を図るための予防改善講座や保健士による個別保健指導などにも力を入れていることも支援の一環であると認められるものであります。

さらに、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となるに伴い、国民健康保険法が改められ、税率等の改正も行われました。

本町では、これまでの4方式、所得割、均等割、平等割、資産割から、資産割を除いた3方式とし、新国民

健康保険制度となった平成30年度の保険料率は、被保険者1人当たり13%の引下げとなっており、現在も保険料率の引上げはしていない状況でございます。

このような状況の下、国民健康保険税の単年度収支では赤字となっております。繰越金を入れますと、実質収支は黒字となっているため、令和元年度決算において、特別会計へ繰り出す必要はないものと捉えております。

次に、生活に密着した道路の現道舗装が不足しているということでありますが、現道舗装に関して、平成29年度当初予算200万円弱から、令和元年度当初予算は1,000万円と増額されており、舗装箇所が大幅に増えたにもかかわらず、8割以上が執行されております。この数字をどのように捉えるかは個人の見解によるのでしょうが、令和元年度には台風19号という甚大な自然災害があり、被害を受けた町民のためという思いで災害復旧を最優先とし、矢吹町執行部、職員が一丸となり、残業・休日出勤は当たり前の非日常の生活を余儀なくされていながらも、通常業務も手を抜くことなく、8割の仕事を成し遂げたことは町民の方々からも感謝・評価されるべきものであったと思っております。

令和元年度歳入歳出決算において黒字決算となった額を、翌年度への繰越金や積立金に回すのではなく、町 民のために使うべきであるという意見も分からなくもありませんが、いつ起こるか分からない地震や台風被害 などへの対策費等として蓄えていくことも、それはそれで必ずや町民福祉に貢献するものと思われます。まし て、今年度はコロナウイルス感染症に対して、財政調整基金の不足から十分な対応が取れなかった当町として はなおさらのことだと思います。

財政難と言われる当町において、決して潤沢と言える予算ではないにもかかわらず、令和元年度決算を黒字にし、将来への希望をつないでくれたことに、私は感謝いたしております。

それに伴い、住民の福祉を守るという役割を十分に果たしているものと判断し、令和元年度矢吹町一般会計 歳入歳出決算認定に賛成いたします。

議場の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 反対の討論ありますか。 お持ちの方で討論のある方は、じゃ、発言を許します。 5番。

[発言する者あり]

- ○議長(角田秀明君) 私は反対の討論がありますかということで、どちらですか、青山さん。
- ○11番(青山英樹君) 私ですか、不認定に対して賛成です。
- ○議長(角田秀明君) じゃ、青山さん先にやってください。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) それでは、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に関しまして、不認定に対しての賛成討論をさせていただきたくお願いを申し上げます。

この令和元年度の一般会計歳入歳出でございますが、この年度におきましては、台風19号という壮絶な災害が矢吹町を襲いました。同僚議員からの先ほどの討論の中でも、職員の皆様方のご労苦をねぎらう言葉、誠にそのとおりだと思っております。

ただ、財政運営に関しまして申し上げたいことは、この年度に関しまして12億円という、いわゆる形式収支が黒字になった。それは特別会計において、いわゆる台風19号に関しての特別交付税というものが歳入に入ってきたからでございます。通常であれば、これがないとするならば、やはり例年どおり基金を取り崩しつつやりくりをしながら、単年度収支並びに実質単年度収支、これはマイナスで赤字であったのではないかというふうに想定されているところでございます。

まず、先ほども論点ございましたが、この会計に関しましては、今申し上げました特別交付税の扱いがやはり一つの焦点になってきます。災害という不幸中の中での宝物のようにお金が入ってきたわけでございますが、これは、いわゆる特別交付税に関しての算定の問題がございます。これは、震災以降、特別交付税に関しましては、過大納付というような問題があり、返還ではなくて、後年度において調整措置されるというようなことがされております。いわゆる今回10億円余りの特別交付税が入ってきましたけれども、返還、あるいは一時的に返すというようなことではなくて、その算定、あるいは実績額において差額が出た場合においては、後年度において処理されることもあり得るわけでございます。特別交付税に関する省令というものがございまして、そちらを拝見されていけば分かるかなと思っております。

そういう意味におきまして、まず、返還というものはないんですけれども、後年度において相殺されていく という可能性は、これは否定できないものでございます。また、一般財源としての積立ても自由でございまし て、極端に言えば、図書館の本を今回の特別交付税で買うことも、これも可能であります。

そのようなものでありますけれども、後年度において特別交付税が減らされていくというようなことになった場合においては、財源としてやはり不安定な部分が払拭できずに、今後の財政運営においては、やはり支障を残すというものでございます。

この扱いに関しては不確定でございまして、現段階における県のほうの判断におきましても、省令等を見るにおいては何とも言えないと。いわゆる後年度に相殺されるとか措置されるということも分からないという返事でございます。ただ、その上部にある総務省のほうがどのような判断をされるのか。また、各地方公共団体においてのこの特別交付税においては、過大算定ということで、後々後年度に減額措置をされているところはあまたございます。そのような対応に矢吹町がならなければというふうに思っておるところでございます。そのような不確定要素があることが一つ。

そしてまた、先ほども申し上げましたが、例年のこの特別交付税がなかった場合においては、どのような算定になっていたかという部分においては、やはり例年どおり歳入歳出の増減額を見る限りにおいては、例年と同じような実質単年度収支が赤字になったのではないかというふうに思っております。

また、同僚議員からも話もありましたが、一般会計からの特別会計、国保あるいは介護保険とかたくさん、 水道とかありますけれども、その繰出しにつきましても、特に国保は、非常に今激変している状況でありまして、平成26年以降、7,000万円ほど一般会計から繰出しをしておりました。当然被保険者の負担が減ってきたわけでございますが、平成26年以降、この7,000万円の繰出しを停止しているわけでございます。やめてしまったわけです。そういう中にあって、国保被保険者の負担というのは増えているという状況です。詳しくは特別会計のほうで、また国保についてはお話をしたいとは思いますけれども、やはり同僚議員が言いますように、 水道事業もそうですし、国保、その他農業集落排水等への繰出しと、これらがなければ、負担はどんどん増え ていく状況です。

今のような状況におきましては、もっともっと、やはり一般会計から今申し上げました国保なり介護なり、 あるいは水道事業なりの持ち出し等をして特別会計もつくっていかなければいけないというふうに思うわけで ございます。

そのようなことをまとめていきますと、やはり政治というものは所得、あるいは富の再分配等、あとは弱者の救済なんです。そういう意味において、弾力性のある重要な一般会計でございます。数字的なものからいきますと、やはり今回は一つの特別会計というものによって黒字がなし得たということであり、それが不安定な部分がまだ残っているということについての意味で、今回の一般会計認定に関しましては、不認定という立場を表明させていただきます。

皆様方のご判断、よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 討論を求めますが、勘違いをしないようにしてください。これは不認定のために、原案 に賛成する方は不認定に反対という立場ですので、よろしくお願いしたいと思います。

討論ありますか。

5番。

[5番 堀井成人君登壇]

○5番(堀井成人君) 議場の皆さん、こんにちは。傍聴に来てもらって、本当ありがとうございます、雨の中。 それでは、私は、これから原案に賛成の立場で討論いたします。

私は、第422回矢吹町議会定例会での第一予算決算特別委員会、令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認 定に対して賛成の討論をいたします。

一般質問でも申し上げましたが、令和元年度東日本台風19号による災害では、戦後最大であった昭和61年度 の8.5水害を上回る降水量を観測されました。

台風19号での全国の死者数は、令和2年4月10日時点では91名の方が亡くなっております。福島県内での死亡者数は全国で一番多く、35名の方が亡くなっております。未曽有の大災害でした。矢吹町内にも大被害を受けました。特に三神地区に流れる阿武隈川の堤防が決壊し、大災害を受けました。国の激甚災害法を認定されまして、国からの特別交付税での支給がされた大切なお金です。

今なお、三城目地区では災害復旧が行われております。今現在も、今日ですね、台風12号での大雨が心配され、今夜から25日、あしたまでにかけて長雨が続けば、あゆり川の増水、阿武隈川の堤防の決壊、逆流による、水害による災害が心配されます。

今回の特別交付税についてのお金は、矢吹町だけではありません。隣町の鏡石にも国からの特別交付税のお金が支給されています。同じように堤防が破壊されました。このお金は、毎年もらえるお金ではありません。今回、町では、特別交付税での支給されたお金を利用しまして、役場全職員の日曜・祭日休まずの復旧・復興に尽力されたことに心から感謝申し上げます。また、矢吹町の建設協力会さんには、一致団結しまして、災害復旧が進み、春の稲作であります田植ができまして、今では本当に実りの秋を迎えることができました。ありがとうございました。

私はまた、令和元年度の現道舗装が少なかったという意見がありましたが、私はそうは思いません。台風19

号で建設業者が人手が足りなくてできなかったと聞いております。

それでは、私の令和元年度矢吹町の一般会計歳入歳出の決算認定の件について、検査の結果、適正と認めらますので、賛成の討論とさせていただきます。議員皆様のご賛同、よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) ほかに討論ありますか。

12番。

[12番 熊田 宏君登壇]

○12番(熊田 宏君) 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、ありがとうございます。

私は、認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場で討論させていただきます。 昨年の10月に発生しました台風19号、その災害は東日本大震災以降、本町を襲った最大の災害であったもの と感じております。

国が早期に激甚災害に指定し、それは未曽有の大災害でありました。特に三神地区では、阿武隈川が数か所 決壊するという目を覆うばかりの被害状況でありました。

その直後、福島県第3選挙区選出の町長の後輩である上杉謙太郎代議士が国交省を動かし、すぐに現場を見に来られました。そして、町議会も一体となって復旧・復興に最優先で取り組んできたものと思っております。 いまだ着手できていない被害箇所もありますが、年度内にほぼ完了予定との報告をいただきました。

昨年度、通常業務を一時ストップしながら災害復旧に当たり、現道舗装等の生活道路の整備を推進するなど、 町民の生活を最優先しているものと思います。

さて、議会において、最近財政指数等を取り上げる機会が増えてきました。歳入歳出を語るときに、「入るを量って出ずるを制す」という言葉が頻繁に引用されます。災害は、町長並びに職員の皆さんが血をにじむ努力をして得た貴重な財源であります。一般質問の中では、それを返還せいという意見もありました。

町長は、選挙の公約の中で幾つか公約を挙げられていました。その中の一つに、道路を舗装しますという政策があったように記憶しております。その政策を実行するためには、財源は幾らあっても足りないと思います。ですから、その財源に感謝をしていかなければいけないと思っています。

決算が出たから返すなんていう声があるのは信じられません。そんなことをしていたら町は破綻してしまいます。町民の方もそれは避けたいと思っています。町長もそう思っています。私も、繰り返しますが、そう思っております。

先ほどの討論の中でも、将来のことを見越して、そういうこともある、もしかしてと。相殺の可能性があるという言葉がありました。そんな不確定な言葉で判断をしては何も実行できません。「もしかして」、「れば」、「たら」、そんなことで町民の生活を左右するんですか。信じられません。そのお金があるんだったら、今財調に入れておいて、後で使えばいいんです、先ほど質疑でそういう答弁がございましたので。

それで、それに上乗せしてまた財源を頂ければ、町民の生活安定のために、福祉の向上のために使えるというふうに思います。

このような理由から、令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものであると考えておりますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(角田秀明君) ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第42号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。 お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 令和元年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は不認定であります。

矢吹町議会会議規則第81条の規定により起立採決の場合は、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立は求めることはできないとされております。したがって、原案について採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。原案に賛成ということです。

[起立多数]

○議長(角田秀明君) 起立多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

◎議案第41号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第4、これより議案第41号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、2番、関根貴将君。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番(関根貴将君) それでは、第二予算決算特別委員会審査の結果報告をいたします。

第422回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審查結果。

当委員会に付託されました議案第41号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりでございます。

議案第41号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8億3,397万円を追加し、総額を109億6,885万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税9,269万1,000円、国庫支出金3億3,580万1,000円、県支出金1億3,112万円、 繰越金2億5,000万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が歳計剰余金処分に係る公共施設等整備基金原資積立金等により8,141万9,000円の増額、民生費が待機児童解消加速化事業等により9,581万5,000円の増額、商工費が経済対策に係る商品券事業等により1億9,415万1,000円の増額、土木費が歳計剰余金処分に係る総合運動公園用地取得償還金等により2億3,760万9,000円の増額、教育費が教育情報化推進事業等により1億644万2,000円増額するものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額18億3,931万6,000円に対し、歳出総額17億7,450万1,000円で、差引き6,481万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 5 億6, 208万8, 000円に対し、歳出総額 5 億6, 083万円で、差引き125万8, 000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和元年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額37万4,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額3億6,590万8,000円に対し、歳出総額3億6,484万円で、差引き106万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額14億9,137万1,000円に対し、歳出総額14億5,639万7,000円で、差引き3,497万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 1 億7, 887万5, 000円に対し、歳出総額 1 億7, 879万9, 000円で、差引き 7 万6, 000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 令和元年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額3億9,790万4,000円に対し、支出額3億8,578万1,000円で、1,212万4,000円の純利益であります。

また、資本的収支では、収入額1億4,872万9,000円に対し、支出額2億4,063万円で、差引き不足する額9,190万1,000円は、当年度消費税調整額と過年度損益留保資金で補塡する内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長の報告に対する質疑がありましたらば、質疑を認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第41号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 令和元年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 令和元年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

以上で審議は全部終了いたしましたが、ここで会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、 提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催する ため、暫時休議いたします。

(午前11時12分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午前11時25分)

◎日程の追加

○議長(角田秀明君) 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) それでは、ご報告いたします。

先ほど町長から提出のありました同意1件、諮問1件、議員から発議1件、各委員長より提出のありました 閉会中の継続調査の申出及び議員の派遣について、企画総務課長、議会事務局長から説明を求め、協議をいた しました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長(角田秀明君) お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題 にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決定しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第16号の上程、説明、採決

○議長(角田秀明君) 日程第5、これより同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、こんにちは。また、この台風接近する中、来ていただきました傍聴の皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、ご説明いたします。

日程第5、同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本案は、現教育委員であります水戸勘十氏が令和2年9月30日をもって任期が満了となることから、矢吹町

根宿147番地3、後藤さとみ氏を新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第 2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後藤氏は、昭和55年から平成29年までの37年間、学校教諭として勤務され、平成24年からは玉川村立須釜小学校校長、平成27年からは中島村立中島中学校長を歴任されるなど、教育行政の振興・発展に多大な貢献をされました。

退職後の平成29年からは、本町の教育行政の推進にもご尽力をいただいておりまして、矢吹町文化振興審議会副会長、そして矢吹町コミュニティスクールディレクター、今年度からは、さわやか詩集審査員としてもご尽力いただくなど、教育行政各般にわたりご活躍をいただいているところであります。

このような経験を生かし、豊富な識見と教育に対する強い思いを遺憾なく発揮していただき、さらなる町教育行政の進展に寄与していただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。 上げます。

○議長(角田秀明君) 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 この採決は、起立により行います。

同意第16号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(角田秀明君) 起立全員であります。

よって、同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました後藤さとみ様を紹介するため、暫時休議いたします。

(午前11時42分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午前11時43分)

◎諮問第4号の上程、説明、採決

○議長(角田秀明君) 日程第6、これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、説明をさせていただきます。

日程第6、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和2年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町大和内68番地の阿部正榮氏であります。

阿部氏は、昭和46年に大学を卒業後、同年4月から平成26年3月まで43年間、教鞭を執られました。

また、平成25年5月より中山義秀顕彰会の理事を務められており、平成26年9月より矢吹町文化・スポーツ 振興基金運営委員会委員、平成29年5月より矢吹町文化振興審議会の委員としてもご活躍をいただいておりま す。地域からの信望も厚く、誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものでござ います。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(角田秀明君) 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 この採決は、起立により行います。

諮問第4号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(角田秀明君) 起立全員であります。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。 ここで、同意されました阿部正榮様を紹介するため、暫時休議いたします。

(午前11時46分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午前11時47分)

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第7、これより発議第8号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に反対する意見書(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一君。

[8番 三村正一君登壇]

○8番(三村正一君) それでは、発議第8号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に反対する意見書(案) を朗読いたします。

東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける放射性物質トリチウムを含む放射性汚染水の処分方法を検討してきた政府小委員会は、2020年2月、その最終報告書のなかで「大気放出及び海洋放出が現実的な選択肢」とまとめ、政府に提言しました。

これを受け、国は、県内の市町村での説明会や県内外の自治体や業者団体から意見を聴取する公聴会を開催 し、安倍前首相は、今夏までに方針を決める可能性を示唆しました。

しかし、現在、県内の20市町村を超す議会で審議され、「海洋放出や大気放出は再びあの風評被害が発生し、 福島の復興のさまたげになる」などの理由から、多くの市町村で反対の意見書を採択しています。 また、福島県漁連、全漁連、JA福島も福島県の農林水産業に打撃を与えるものとして、反対の意見表明を 行っております。

放射性汚染水の海洋・大気放出は、東日本大震災と原発事故からの復興に頑張ってきた福島県民の努力を踏みにじるものであり、新たな風評被害、偏見や差別が再燃し、県民に重大な影響を及ぼすもので、断じて容認できません。

よって、次の事項について要望するものであります。

福島第一原子力発電所の放射性汚染水の海洋及び大気放出は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第8号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に反対する意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書は、提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長(角田秀明君) 日程第8、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長(角田秀明君) 日程第9、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(角田秀明君) 以上で、9月定例本会議は、この日程を全部終了いたしました。 本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、午後1時より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いしたい と思います。

以上で、第422回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。ご苦労さまでございました。

(午前11時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 1 月 19 日

議 長 角田 秀明

署名議員 鈴木浩一

署名議員 三村正一